令和6年度 第二回 茨城地方最低賃金審議会 次第

令和6年7月31日(水)

1 開 会

2 議 題

- (1) 関係団体の意見書及び意見陳述について
- (2) 要請等について
- (3) 中央最低賃金審議会の審議状況について
- (4) 令和6年度最低賃金に関する実態調査結果等について
- (5) 茨城県最低賃金専門部会委員の任命について
- (6) その他

3 閉 会

令和6年度 第二回 茨城地方最低賃金審議会 資料

令和6年7月31日(水)

No. 1	令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)	
	(中央最低賃金審議会 会長 藤村 博之)	··· P 147
No. 2	茨城県の最低賃金額と生活保護費の比較について	···P177
No. 3	令和6年賃金改定状況調査結果	··· P 182
No. 4	賃金改定状況調査における「第4表 賃金上昇率の推移」	··· P 193
No. 5	地域別最低賃金額、未満率及び影響率(ランク別)の推移	··· P 194
No. 6	都道府県別、時間当たり賃金に対する労働者数分布表(令和6年度/	全国)
	① 一般労働者·短時間労働者	··· P 197
	② 一般労働者	··· P 210
	③ 短時間労働者	··· P 223
No. 7	令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果(茨城県)	
	概要	⋯P236
	① 一般労働者・パートタイム労働者	… P 237
	総括表(1)(2)	
	茨城の賃金分布・特性値・未満率	
	② 一般労働者	··· P 245
	総括表(1)	
	茨城の賃金分布・特性値・未満率	
	③ パートタイム労働者	··· P 253
	総括表(1)	
	茨城の賃金分布・特性値・未満率	
	④ 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	··· P 261
No. 8	茨城県金融経済概況(2024年7月7日 日本銀行水戸事務所)	…P263
No. 9	2024年6月企業短期経済観測調査結果	
	(2024年7月3日 日本銀行水戸事務所)	…P275
No.10	令和6年度茨城地方最低賃金審議会茨城県最低賃金専門部会委員名額	≨ ⋯P279

No.11	要請書(茨城ユニオン 執行委員長 小林 賢一)	⋯P280
No.12	茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書	
	(茨城県自治体労働組合連合 執行委員長 濱野 真)	··· P 282
No.13	最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書	
	(茨城県医療労働組合連合会 執行委員長 大山 和子)	···P283
No.14	茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書	
	(茨城県労働組合総連合 議長 鈴木 貴之)	··· P 284
No.15	2024 年茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書	
	(全日本年金者組合茨城県本部 委員長 大橋 韶子)	··· P 287
No.16	茨城地方最低賃金改正決定にあたっての意見書	
	(いばらきコープ労働組合 中央執行委員長 小野瀬 範久)	···P288
No.17	茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書	
	(JMITU茨城地方本部 執行委員長 矢口 裕一)	···P289
No.18	茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書	
	(全労連・全国一般労働組合茨城地方本部 執行委員長 見代 昌巳)	···P290
No.19	2024 年度最低賃金の大幅引き上げを求める意見書	
	(全日本建設交運一般労働組合茨城県本部 執行委員長 鈴木 貴之)	··· P 291
No.20	2024年茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書	
	(いばらき一般労働組合 委員長 野口 正美)	··· P 292
No.21	茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書	
	(茨城県高等学校教職員組合 執行委員長 蓮田 斉)	···P293
No.22	茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書	
	(茨城県私立学校教職員組合連合 中央執行委員長 前田 安生)	··· P 294
No.23	茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書	
	(石岡地区農業協同組合労働組合 執行委員長 舟橋 淳)	⋯P29 5
No.24	茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書	
	(茨城県国家公務員労働組合連合会 執行委員長 野尻 琢也)	⋯P297
No.25	最低賃金の大幅引き下げの実現に関する申し入れ	
	(日本共産党茨城県委員会 委員長 上野 高志)	…P298
No.26	本県最低賃金の改正について (茨城県知事 大井川 和彦)	…P299

令和6年7月25日

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

中央最低賃金審議会 会長 藤村 博之

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)

令和6年6月25日に諮問のあった令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、 下記のとおり答申する。

記

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみる に至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙 1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会 に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備 投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、

- 創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。
- 7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和6年7月24日

1 令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	50 円
В	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	50 円
С	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島、沖縄	50 円

2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の 1 (2) で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論 を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底 すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主 性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政 運営と改革の基本方針 2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮し た審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均3.2%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.3%から引き続き高い水準となっている。なお、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事

業」の影響で一定程度押し下げられている(「総合」では、6月は0.25ポイント押し下げられていると試算されている)。

加えて、年間 15 回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.8%から引き続き高い水準となっている。

消費者物価指数については、基本的には「持家の帰属家賃を除く総合」を基に 議論すべきであるが、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がそ の増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることを踏まえる と、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金 に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えら れる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費については、 最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10 月以降 の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、 「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案す る必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回(最終)集計結果で、全体で5.10%、中小でも4.45%となっており、昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額(時給)の加重平均の引上げ率の概算も昨年を上回る5.74%となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果(第1回集計)では、大手企業で5.58%、中小企業では3.92%となり、いずれも昨年を上回る水準である。また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で3.62%、20人以下の企業で3.34%、パート・アルバイトの結果では全体で3.43%、20人以下で3.88%となっている。

賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率(ランク計)は2.3%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果(2.1%)を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率(ランク計)は2.8%となっており、これも昨年の結果(2.5%)を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果をみると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られる。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和4年度は資本金1,000万円以上で11.8%、1,000万円未満で70.7%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和5年は6~9%程度で推移、令和6年の第1四半期は7.1%となっており、安定して改善の傾向にある。また、労働分配率について、令和4年度は資本金1,000万円以上で65.0%、資本金1,000万円未満で84.6%となっており、企業の規模が小さいほど労働分配率は高くなっているものの、資本金1,000万円未満において、足下では令和3年度から6.4ポイント低下している。加えて、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は、資本金1,000万円未満規模の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業で4.5%、非製造業で5.7%と改善している。

一方で日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和4年度では製造業で6.28 ポイントの差、非製造業で3.82 ポイントの差だったのに対し、令和5年度では製造業で6.79 ポイントの差、非製造業で4.61 ポイントの差となっており、二極化の傾向にある。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和 6 年 3 月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和 5 年 9 月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、受注企業のうちコスト増加分を全額価格転嫁できた割合は約 3 ポイント増加(16.9% \rightarrow 19.6%)、一部でも価格転嫁できた割合は約 4 ポイント増加(63.0% \rightarrow 67.2%)し、転嫁状況は一部では好転する一方、1 ~ 3 割しか価格転嫁できなかった割合は約 4 ポイント増加(19.6% \rightarrow 23.4%)し、また、全く転嫁できず又は減額された企業も約 2 割となっており、二極化の兆しがある。労務費について見ると、価格交渉が行われた企業(59.5%)のうち、その約 7 割において労務費の価格交渉が実施されている一方で、約 1 割(8.8%)の企業が「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたができなかった」と回答している。

さらに、倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2

年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、直近の令和5年においては感染拡大前の水準まで増加し8,690件となっており、また、令和6年1~6月の物価高(インフレ)倒産については、484件(前年同期375件、29.1%増)発生しており、年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新している。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことからも、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」等において、「今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会でしっかりと議論いただく」こと、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030 年代半ばまでに1,500 円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模事業者の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することも十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア〜ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は、昨年10月から今年6月までで平均3.2%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までで平均5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適当と考えられる。

また、②賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっていることや、中小企業については3%後半から4%台、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額については5%台後半の引上げでいずれも昨年を上回る水準となっていることに加

え、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率が2.3%で昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。しかし、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては 5.0% (50 円) を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」等において、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。各ランクの目安額について、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランク 50 円 (4.6%)、Bランク 50 円 (5.2%)、Cランク 50 円 (5.6%)とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は 80.2%から 81.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がある。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に消費者物価の上昇が続いていることを重視するとともに、春季労使交渉を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていること、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況が二極化の傾向にあることや、倒産件数、特に物価高倒産が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については 労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の 好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、 生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃 上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望 する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執

行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のと おりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

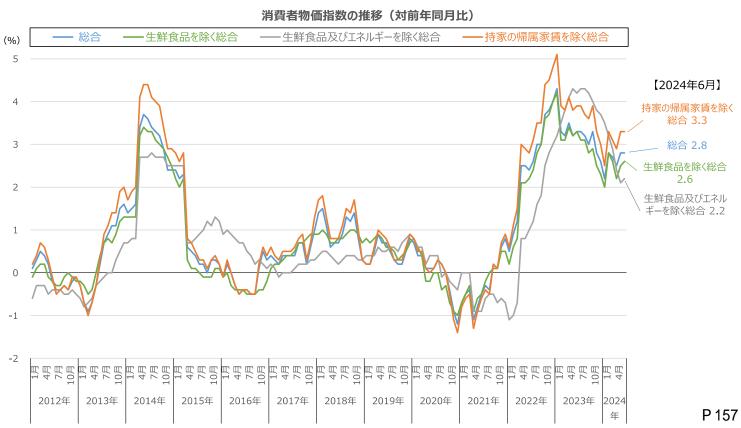
(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要

である。

参考資料

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

- 2024年6月の消費者物価指数の「総合」は+2.8%、「生鮮食品を除く総合」は+2.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.3%となっている(いずれも対前年同月比)。
- 物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。



2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%~3.9%で推移し、2023年10月~2024年6月平 均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位:%)

			2023年			2023年10月~ 2024年6月					
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	平均
全	玉	3. 9	3. 3	3. 0	2. 5	3. 3	3. 1	2. 9	3. 3	3. 3	3. 2
	Aランク	3. 7	3. 1	2.6	2. 1	3. 0	2. 9	2. 7	3. 1	3. 2	3.0
	Bランク	3.8	3. 3	3.0	2. 5	3. 3	3. 1	3. 1	3. 4	3. 4	3. 2
	Cランク	4. 0	3. 6	3. 4	3.0	3, 8	3, 5	3. 2	3.6	3.4	3, 5

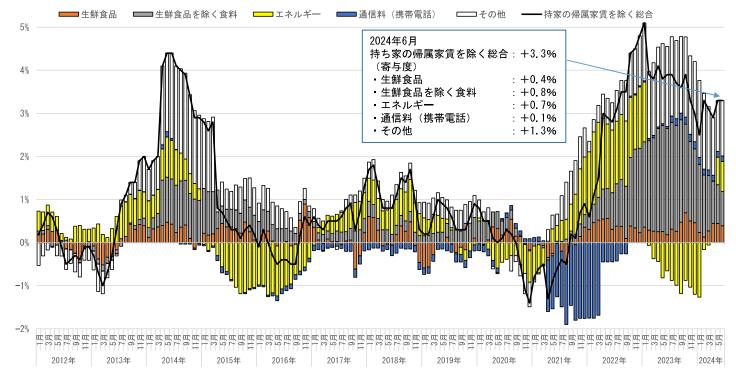
資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 - 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 - 各ランクは、2023年度からの適用区分である。
 - 「2023年10月~2024年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年6月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄 与度をみると、生鮮食品を除く食料やエネルギーの寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が 大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月以降はプラスに寄与している。

消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の前年同月比の主な項目別寄与度の推移

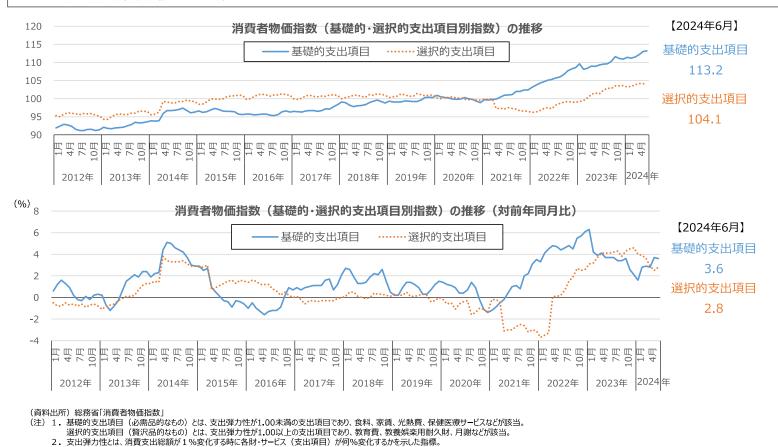


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

- が働省労働基準局にて作成。 〈持家の帰属家賃を除く総合のウエイト× (当月の当該項目の指数一前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の P 158 指数」により算出。
 - 、」「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
- 3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は 2022年以降上昇を継続している。



電気・ガス価格激変緩和対策事業

3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

(総予算額:3兆7,490億円 うち2022年度第2次補正:3兆1,074億円、2023年度補正:6,416億円)

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、**需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施**。
- ・ 当該措置は2024年5月使用分まで講じ、同5月使用分については激変緩和の幅を縮小する。

値引き単価

2024年4月使用分まで

く電気>

低圧:3.5円/kWh

高圧:1.8円/kWh

2024年5月使用分

く電気>

低圧:1.8円/kWh

高圧: 0.9円/kWh

<都市ガス>

15円/㎡

※家庭及び年間契約量1,000万㎡未満の企業等が対象

<都市ガス>

7.5円/㎡

※家庭及び年間契約量1,000万㎡未満の企業等が対象

消費者物価指数に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果の推移

〇 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果は、2024年6月では、-0.25となっている。2023年2月~9月は-1.01 ~-0.98、2023年10月~2024年5月は-0.49 ~-0.48で推移していた。

消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果(寄与度)試算値

2023年													202	4年		
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
-1.01	-1.00	-1.00	-1.00	-1.00	-0.99	-0.99	-0.98	-0.49	-0.49	-0.49	-0.48	-0.49	-0.49	-0.48	-0.48	-0.25

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

<電気・ガス価格激変緩和対策事業 値引き単価>

2023年1~8月使用分 低圧契約は1kWh当たり7円、高圧契約は1kWh当たり3.5円、都市ガス料金は1㎡当たり30円 2023年9月~2024年4月使用分 低圧契約は1kWh当たり3.5円、高圧契約は1kWh当たり1.8円、都市ガスは1㎡当たり15円 2024年5月使用分 電気の低圧契約は1kWh当たり1.8円、高圧契約は1kWh当たり0.9円、都市ガスは1㎡当たり7.5円

※都市ガスは年間契約量が1,000万㎡未満の家庭や企業等が対象

消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」)の対前年上昇率の推移

- 〇 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別 に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

(単位:%)

		2023年				202	4年			2023年10月~ 2024年6月	2022年10月~ 2023年6月
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4 月	5 月	6 月	平均	平均
頻繁に購入	8.3	6. 4	6. 6	5. 6	4.8	4.8	4. 5	4. 0	3. 5	5. 4	4.8

鶏卵	せんべい
キャベツ	ポテトチップス
ねぎ	チョコレート
レタス	アイスクリーム
もやし	おにぎり
にんじん	調理パン
にんじん	調理パン
たまねぎ	サラダ
きゅうり	茶飲料
トマト	コーヒー飲料 A
ピーマン	野菜ジュース
しめ	炭酸飲料
豆腐	ポリ袋
油揚げ	診療代
納豆	ガソリン
	トピーン レーン し し し 関 活 満 揚 げ

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(7月3日公表)では、全体の賃上げ率は5.10%(中小賃上げ率は4.45%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



(資料出所)連合「2024春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果」(2024年7月3日)をもとに厚生労働省労働基準局において作成 (注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

連合 春季賃上げ妥結状況(有期・短時間・契約等労働者)

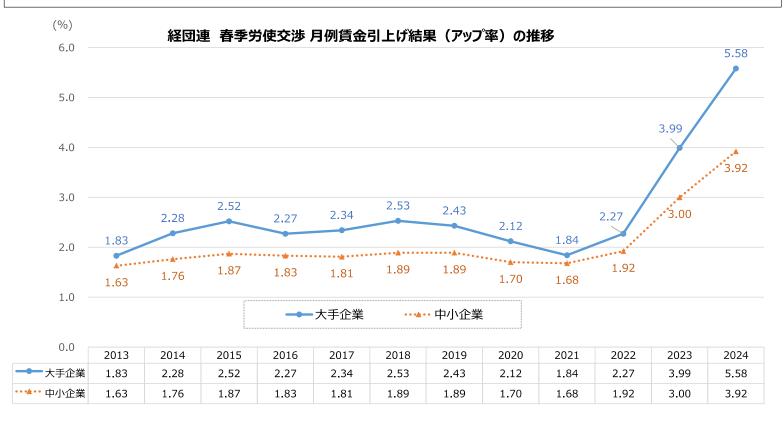
連合(有期・短時間・契約等労働者) 第7回(最終)回答集計結果(令和6年7月3日)

				· (- - - - - - - - -
			単純平均	加重平均
	0.04/11. \(\Delta\)	賃上げ額	53.78円(39.74円)	62.70円(52.78円)
時給	386組合 885, 369人	引上げ率	-	5.74% (5.01%)
	000, 000/	平均時給	1,148.92円(1,091.78円)	1, 155. 02円(1, 095. 67円)
日 公	146組合	賃上げ額	9,137円(6,647円)	10,869円(6,828円)
月給	27,845人	賃上げ率	4. 23% (3. 09%)	4. 98% (3. 18%)

(注) ()内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終)回答集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2024年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.58%(第1回集計)、中小企業3.92%(第1回集計)となっている。



(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 2023年までは最終集計結果、2024年は第1回集計結果

日商 中小企業の賃金改定に関する調査

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

	((加重平均)
	全体	9,662円
正社員	1,586社	3.62%
(月給)	20人以下	8,801円
	709社	3.34%
	全体	37.6円
パート・アルバイト	1,070社	3.43%
(時給)	20人以下	43. 3円
, , , , , ,	450社	3.88%

- (注)1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や 労働時間の変更が無い従業員が対象。
 - 2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女別内訳)

_																																	(円、%)
			産美	能計			製力	- 英			卸売業,	小売業		学術研	究,専門	技術サー	-ビス業	宿泊	業,飲食	ミサービ	ス業	生活関	連サート	ごス業,	娯楽業		医療,	福祉		サービ	ス楽 (他に分)類されない	ハもの)
	性ンク		当たり 金額	賃金	上昇率	1 時間 賃金	当たり 金額	賃金	上昇率	1時間 賃金		賃金	上昇率	1時間 賃金	当たり 全額	賃金	上昇率	1 時間 賃金		賃金	上昇率	貨金		賃金	上昇率	1 時間 賃金		賃金	上昇率	1 時間 賃金		賃金	上昇率
Ĺ		R 5年 6月	R 6 年 6 月		R 5年	R 5 年 6月	R 6 年 6 月		R 5年	R 5 年 6 月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6 年 6月		R 5年	R 5 年 6月	R 6 年 6月		R 5年	R 5 年 6 月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年
	Α	1,601	1, 637	2. 2	2.3	1, 645	1,677	1.9	1. 7	1,641	1,670	1.8	2. 3	1, 838	1,875	2.0	2.6	1, 261	1, 306	3. 6	2.8	1, 452	1, 484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1, 756	1.6	3. 2
男	В	1, 383	1, 416	2. 4	2.0	1, 432	1, 469	2.6	2. 3	1, 377	1, 409	2. 3	1.5	1, 705	1,724	1.1	2. 1	1, 140	1, 165	2. 2	2. 4	1, 249	1, 288	3. 1	2. 3	1, 443	1, 475	2. 2	1. 9	1, 430	1, 467	2.6	1.3
女	С	1, 253	1, 287	2.7	2. 1	1, 232	1, 274	3. 4	2. 2	1, 270	1, 298	2. 2	2. 2	1, 554	1,602	3. 1	0.9	1, 071	1,094	2. 1	2. 2	1, 107	1, 146	3, 5	3.4	1, 255	1, 296	3. 3	1.8	1, 410	1, 444	2. 4	1.6
п	計	1, 454	1, 488	2.3	2. 1	1, 493	1, 528	2. 3	2. 1	1, 464	1, 495	2. 1	1.9	1, 756	1, 787	1.8	2. 2	1, 177	1, 210	2.8	2.6	1, 315	1, 351	2.7	1.8	1, 487	1, 523	2. 4	1. 9	1, 547	1, 580	2. 1	2. 2
	Α	1, 838	1, 873	1.9	2.0	1, 844	1,870	1. 4	1.6	1,887	1, 925	2.0	2. 5	2, 104	2, 138	1.6	3. 1	1, 443	1,504	4. 2	1.5	1, 688	1,690	0.1	1.8	1,882	1, 959	4.1	1.3	1,871	1, 900	1.5	1.6
	В	1, 591	1, 618	1.7	1.6	1, 587	1,624	2. 3	2. 3	1, 579	1,607	1.8	1.4	1, 999	2,017	0, 9	1.5	1, 301	1, 302	0. 1	1.0	1, 493	1, 525	2. 1	2. 1	1,753	1,735	-1.0	1. 2	1,602	1, 635	2. 1	0.8
男	С	1, 418	1, 460	3, 0	1.6	1, 393	1, 437	3. 2	1. 9	1, 406	1, 437	2. 2	2.0	1, 776	1, 827	2. 9	0. 3	1, 189	1, 239	4. 2	2.3	1, 228	1, 283	4.5	3, 3	1, 448	1, 494	3. 2	0. 1	1, 529	1, 577	3, 1	1. 3
	計	1, 669	1, 701	1.9	1.8	1, 666	1, 699	2. 0	1.9	1, 673	1, 706	2. 0	2.0	2, 028	2, 058	1.5	2. 2	1, 350	1, 384	2. 5	1.3	1, 536	1, 559	1.5	2. 1	1, 763	1, 795	1.8	1. 1	1, 699	1, 732	1.9	1.2
	Α	1, 428	1, 463	2. 5	2.6	1, 297	1, 338	3. 2	2. 3	1, 414	1, 438	1.7	2. 2	1, 601	1,643	2. 6	2. 5	1, 163	1, 199	3. 1	3. 6	1, 341	1, 385	3. 3	0.6	1, 574	1,609	2. 2	1. 9	1, 520	1, 548	1.8	5. 2
١.	В	1, 232	1, 268	2. 9	2. 1	1, 143	1, 180	3. 2	2. 4	1, 181	1, 214	2.8	1.7	1, 452	1, 474	1.5	2.8	1, 082	1, 116	3. 1	2.8	1, 136	1, 181	4. 0	2. 7	1, 403	1, 439	2. 6	1. 9	1, 186	1, 228	3, 5	2. 4
女	С	1, 138	1, 168	2.6	2. 3	993	1,028	3. 5	2. 9	1, 144	1, 169	2. 2	2. 4	1, 342	1,388	3. 4	1.8	1, 022	1, 037	1.5	2. 2	1, 037	1,071	3. 3	3.4	1, 225	1, 264	3. 2	2.0	1, 183	1, 214	2. 6	2. 2
	計	1, 298	1, 333	2. 7	2. 3	1, 185	1, 223	3. 2	2. 4	1, 267	1, 296	2. 3	1.9	1, 516	1,550	2. 2	2.6	1, 103	1, 135	2. 9	3. 1	1, 209	1, 252	3.6	1.9	1, 447	1, 484	2. 6	1. 9	1, 321	1, 357	2. 7	3.8

賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(一般・パート別内訳)

Γ.	北楽		産業	2計			製岩	5菜			卸売業,	小売業		学術研	究, 専門・	技術サー	-ビス業	宿泊	業,飲1	ミサービ	ス楽	生活関	連サート	ごス業,	娯楽業		医療,	福祉		サービス	ス楽(他に分	分類されない	(円、%) いもの)
	E 楽 形態	1時間賃金	当たり 金額	賃金	上昇率	1 時間 賃金	当たり	賃金	上昇率	1時間		賃金」	上昇率	1 時間 賃会	当たり	賃金.	上昇率	1 時間 賃金		賃金	上昇率		当たり	賃金	上昇率	1時間	当たり 金額	賃金.	上昇率	1 時間 賃金		賃金	上昇率
ラ	ンク	R 5 年 6 月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5 年 6 月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5 年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5 年 6月	R 6年 6月		R 5年
	Α	1, 601	1, 637	2. 2	2.3	1, 645	1, 677	1. 9	1.7	1, 641	1,670	1.8	2. 3	1, 838	1, 875	2. 0	2. 6	1, 261	1, 306	3. 6	2.8	1, 452	1, 484	2. 2	1. 1	1, 615	1, 655	2. 5	1.8	1, 728	1,756	1.6	3. 2
般パ	В	1, 383	1, 416	2. 4	2.0	1, 432	1, 469	2.6	2.3	1, 377	1, 409	2. 3	1.5	1, 705	1,724	1.1	2. 1	1, 140	1, 165	2. 2	2. 4	1, 249	1, 288	3. 1	2.3	1, 443	1, 475	2. 2	1.9	1, 430	1, 467	2.6	1.3
 計	С	1, 253	1, 287	2. 7	2.1	1, 232	1, 274	3. 4	2. 2	1,270	1, 298	2. 2	2. 2	1, 554	1,602	3. 1	0. 9	1, 071	1, 094	2. 1	2. 2	1, 107	1, 146	3.5	3. 4	1, 255	1, 296	3, 3	1.8	1, 410	1, 444	2. 4	1.6
	計	1, 454	1, 488	2. 3	2. 1	1, 493	1,528	2.3	2. 1	1, 464	1, 495	2. 1	1.9	1, 756	1, 787	1.8	2. 2	1, 177	1,210	2.8	2. 6	1, 315	1,351	2.7	1.8	1, 487	1, 523	2. 4	1.9	1, 547	1, 580	2. 1	2.2
	Α	1, 827	1, 867	2. 2	2. 2	1, 828	1, 856	1.5	1.5	1,886	1, 919	1.7	1.9	1, 934	1, 980	2. 4	2. 5	1, 567	1,652	5. 4	1. 2	1, 668	1, 705	2.2	1.8	1, 751	1,801	2. 9	2. 2	1, 898	1, 933	1.8	3. 4
_	В	1, 543	1,571	1.8	2.0	1, 519	1, 553	2. 2	2.5	1, 558	1,588	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	1, 423	1, 405	-1.3	2.7	1, 428	1, 444	1.1	2.5	1, 504	1, 533	1.9	1.6	1,548	1, 587	2. 5	1. 2
般	С	1, 366	1, 407	3. 0	1.9	1, 321	1, 366	3.4	2. 1	1, 383	1, 423	2. 9	2. 0	1, 621	1,668	2. 9	1.2	1, 249	1, 271	1.8	1.5	1, 224	1, 249	2.0	2. 9	1, 309	1, 355	3, 5	1.7	1, 459	1, 503	3. 0	1. 2
	#	1, 629	1, 664	2. 1	2. 0	1,610	1, 644	2. 1	2. 1	1, 658	1,690	1.9	1.9	1, 847	1,881	1.8	2. 1	1, 455	1, 486	2. 1	2. 2	1, 502	1,526	1.6	2. 2	1, 562	1, 601	2, 5	1.8	1, 669	1, 708	2.3	2. 3
	Α	1, 281	1, 309	2. 2	2.6	1, 178	1, 223	3.8	2. 7	1, 245	1, 269	1.9	3. 2	1, 437	1, 440	0.2	3. 2	1, 137	1, 167	2.6	3. 5	1, 228	1, 253	2.0	-0.2	1, 477	1, 507	2. 0	1.6	1, 347	1, 360	1.0	2. 3
パー	В	1, 131	1, 171	3, 5	1.7	1, 113	1, 161	4.3	1.7	1, 056	1, 093	3. 5	0, 9	1, 281	1, 324	3. 4	3, 3	1, 056	1, 094	3. 6	2. 3	1, 091	1, 150	5. 4	2. 1	1, 353	1, 389	2. 7	2.4	1, 118	1, 148	2. 7	1. 2
ŀ	С	1, 054	1, 077	2. 2	2. 5	940	972	3. 4	2, 3	1, 074	1, 081	0.7	2. 7	1, 109	1, 166	5. 1	-1.1	987	1, 011	2. 4	2, 5	963	1, 020	5, 9	4. 4	1, 159	1, 190	2. 7	1.9	1, 194	1, 184	-0.8	3. 3
	計	1, 185	1, 218	2. 8	2. 1	1, 125	1, 168	3.8	2. 1	1, 134	1, 162	2. 5	2.1	1, 351	1, 373	1.6	3. 0	1,077	1, 111	3. 2	2. 7	1, 132	1, 178	4.1	1.4	1, 388	1, 421	2. 4	1.9	1, 227	1, 246	1.5	1.5

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計)

_																																	(円、%)
1	性		産業	医計			製道	生業			卸売業,	小売業		学術研	究,専門·	技術サー	・ビス業	宿泊	業,飲1	ミサービ	ス楽	生活限	連サート	(ス業、)	娯楽業		医療,	福祉		サービ	ス業(他に生	分類されなり	いもの)
	L業 態	1 時間 賃金	≥額	賃金	上昇率	1 時間 賃金	定額	賃金」	上昇率	1 時間 賃金	全額	賃金。	上昇率	1 時間 賃金	≥額	賃金。	上昇率		內額	賃金。	上昇率	賃金		賃金」	上昇率	1 時間 注 賃金	額	賃金。	上昇-率	賃金	当たり 金額	賃金.	上昇率
9	ンク	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5 年 6 月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5 年 6 月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6 年 6 月		R 5年	R 5年 6月	R 6 年 6 月		R 5年
	Α	1, 611	1,655	2.7	2.4	1, 653	1, 698	2.7	2.4	1,654	1, 696	2.5	2.0	1,842	1,891	2.7	3.1	1, 274	1, 317	3. 4	3, 8	1, 451	1, 490	2.7	1.6	1,620	1, 667	2. 9	2.3	1, 744	1,784	2.3	2. 2
31-	В	1, 391	1, 431	2. 9	2.4	1, 441	1, 483	2. 9	2.6	1, 386	1, 428	3.0	1.8	1,723	1, 753	1.7	3.1	1, 142	1, 176	3.0	3. 0	1, 252	1, 295	3. 4	3. 3	1, 446	1, 487	2.8	2. 3	1, 444	1, 484	2.8	2.6
,,,	С	1, 259	1, 298	3. 1	2.7	1, 237	1, 282	3. 6	3, 0	1, 279	1, 313	2.7	2.6	1,572	1,622	3. 2	2.3	1,080	1, 101	1. 9	3, 1	1, 108	1, 158	4. 5	3. 1	1, 255	1, 304	3, 9	2.6	1, 414	1, 452	2.7	2.6
	計	1, 462	1,503	2.8	2.5	1,501	1,545	2.9	2.5	1, 475	1,516	2.8	2.0	1,767	1,809	2.4	3.0	1, 184	1, 220	3.0	3. 4	1, 316	1, 358	3. 2	2.6	1, 490	1,534	3.0	2. 3	1, 561	1,600	2.5	2.4
	Α	1,852	1,898	2.5	2. 2	1,849	1, 895	2.5	2. 2	1, 902	1, 950	2.5	1.7	2, 106	2, 151	2. 1	2.8	1, 477	1, 531	3. 7	2. 9	1,688	1, 714	1.5	2. 1	1,910	1, 965	2. 9	2. 6	1, 885	1,926	2. 2	2. 2
里	В	1, 599	1,639	2.5	2.3	1, 598	1,643	2.8	2.6	1,587	1,634	3.0	1.8	2,016	2,045	1. 4	3. 1	1, 290	1, 306	1.2	2.0	1, 484	1,522	2.6	3. 7	1, 781	1,801	1.1	2. 3	1,609	1,649	2.5	2.4
	С	1, 429	1, 474	3. 1	2.5	1, 399	1, 450	3. 6	2. 9	1, 414	1, 455	2.9	2.6	1, 799	1,844	2.5	2.0	1, 215	1, 263	4.0	2. 5	1, 232	1, 290	4.7	3. 5	1, 453	1, 494	2.8	1.5	1, 541	1, 583	2.7	2.4
	計	1,680	1,723	2.6	2. 3	1,674	1,720	2.7	2. 4	1,684	1,730	2.7	1.9	2,038	2,076	1.9	2.8	1, 363	1, 400	2.7	2.4	1, 532	1,569	2. 4	2. 9	1, 787	1,826	2. 2	2. 4	1, 709	1,750	2.4	2. 3
	Α	1, 433	1, 474	2.9	2.7	1, 305	1, 349	3. 4	2.8	1, 423	1, 460	2.6	2.4	1,605	1,656	3. 2	3.4	1, 167	1, 203	3.1	4.5	1, 338	1, 382	3, 3	1.2	1,575	1,620	2.9	2.2	1,532	1, 569	2.4	2.3
tr	В	1, 237	1, 277	3. 2	2.5	1, 148	1, 186	3. 3	2.7	1, 188	1, 225	3. 1	1.8	1, 462	1, 493	2.1	3.1	1,088	1, 129	3.8	3. 5	1, 143	1, 188	3. 9	3. 0	1,402	1, 446	3. 1	2. 3	1, 191	1, 231	3. 4	2. 9
	С	1, 141	1, 176	3. 1	2.8	993	1,030	3. 7	3. 1	1, 152	1, 180	2.4	2.6	1,352	1, 407	4. 1	2. 9	1,027	1,039	1.2	3, 5	1,036	1,083	4. 5	3. 1	1, 224	1, 274	4. 1	2. 7	1, 183	1, 213	2.5	2.9
	計	1, 302	1,342	3. 1	2.6	1, 191	1, 231	3. 4	2.8	1,276	1, 311	2.7	2.2	1,523	1,567	2.9	3. 3	1, 108	1, 143	3. 2	3.8	1, 211	1, 256	3. 7	2.3	1, 447	1, 492	3. 1	2. 3	1, 329	1, 367	2.9	2.6
	Α	1,836	1,885	2.7	2.4	1, 833	1,879	2.5	2. 3	1, 895	1, 941	2.4	1.8	1, 934	1, 985	2.6	3. 1	1,604	1, 665	3.8	2.6	1,669	1, 715	2.8	2.4	1, 758	1,813	3. 1	2. 7	1,910	1,960	2.6	2.3
	В	1, 547	1,587	2.6	2.5	1,530	1, 571	2.7	2.7	1, 558	1,604	3, 0	1.8	1, 809	1,837	1.5	3. 1	1,400	1, 419	1.4	3. 1	1, 423	1, 452	2.0	3. 9	1,510	1, 548	2. 5	2.4	1, 562	1,604	2.7	2.3
般	С	1, 371	1, 418	3.4	2.7	1, 326	1, 375	3. 7	3.0	1, 389	1, 434	3. 2	2.6	1, 636	1, 687	3. 1	2.6	1, 250	1, 282	2.6	2. 1	1, 225	1, 269	3. 6	3.0	1, 311	1, 366	4.2	2.8	1, 468	1, 512	3.0	2. 2
	31	1, 635	1,680	2.8	2.4	1,619	1,662	2. 7	2.6	1,662	1, 708	2.8	1.9	1,852	1,894	2.3	3. 0	1, 458	1, 497	2.7	2.7	1,500	1,538	2. 5	3.0	1,568	1,615	3. 0	2. 6	1, 683	1,728	2. 7	2.3
	Α	1, 283	1, 318	2.7	2.6	1, 183	1, 223	3. 4	2.6	1, 250	1, 285	2.8	2.3	1, 431	1, 465	2.4	2.9	1, 138	1, 173	3. 1	4. 4	1, 224	1, 254	2. 5	0.3	1, 479	1, 517	2.6	1.8	1, 354	1, 369	1.1	2. 1
パー	В	1, 133	1, 175	3. 7	2.4	1, 112	1, 164	4. 7	2. 1	1,060	1, 095	3. 3	1.9	1, 310	1, 349	3. 0	2.9	1,060	1, 099	3. 7	3. 1	1,096	1, 151	5.0	2. 4	1, 349	1, 395	3. 4	2. 1	1, 111	1, 145	3. 1	3. 4
1	С	1,058	1,083	2.4	2.7	938	973	3. 7	2.6	1,080	1,095	1.4	2.6	1, 134	1, 171	3. 3	-0.8	992	1,008	1.6	3.8	962	1, 021	6.1	3. 6	1, 155	1, 190	3. 0	1.8	1, 194	1,210	1.3	3. 9
	計	1, 187	1, 224	3. 1	2.4	1, 126	1, 171	4.0	2.3	1, 140	1, 172	2.8	2.2	1, 361	1, 397	2.6	2.7	1,081	1, 116	3. 2	3. 8	1, 132	1, 178	4. 1	1.6	1, 387	1, 428	3.0	1. 9	1, 226	1, 250	2.0	2.8

(資料注) 第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人(83.6%)。

法人企業統計による企業収益①(年度)

(単位:億円、%)

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	規	模計	645, 861	682, 201	749, 872	835, 543	839, 177	714, 385	628, 538	839, 247	952, 800
ĺ		前年度比	8.3	5. 6	9. 9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33. 5	13.5
	貨	資本金規模1,000万円以上	620, 351	657, 908	718, 663	799, 926	802, 784	686, 739	600, 970	814, 644	910, 804
		前年度比	7.4	6.1	9. 2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35. 6	11.8
経		〃 10億円以上	374, 204	402, 359	424, 325	462, 998	482, 378	416, 995	370, 705	495, 341	573, 614
常		前年度比	7. 5	7. 5	5. 5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33. 6	15.8
利益		〃 1 億円~10億円	96, 020	99, 865	111, 773	130, 045	136, 617	115, 306	104, 222	140, 200	150, 904
1011.		前年度比	13.6	4.0	11.9	16.3	5. 1	▲ 15.6	▲ 9.6	34. 5	7.6
		〃 1,000万円~1億円	150, 127	155, 684	182, 566	206, 883	183, 789	154, 438	126, 043	179, 103	186, 286
		前年度比	3.8	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0
		〃 1,000万円未満	25, 510	24, 293	31, 209	35, 617	36, 392	27, 646	27, 568	24, 603	41, 996
		前年度比	34.3	▲ 4.8	28. 5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70. 7
売	規	模計	4. 5	4.8	5. 2	5. 4	5. 5	4.8	4.6	5.8	6.0
上高	資	資本金規模1,000万円以上	4.7	5. 0	5. 4	5. 7	5.7	5. 1	4.8	6. 2	6.4
経		〃 10億円以上	6. 6	7.4	7.9	8.1	8. 2	7.4	7.2	9. 1	9.6
常利		″ 1億円~10億円	3.8	3. 9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5. 0	5.0
益		〃 1,000万円~1億円	3.0	3.1	3. 5	3.8	3. 6	3. 1	2.7	3. 6	3. 5
率		〃 1,000万円未満	2. 1	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2. 9

資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
 - 2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

(単位:億円、%)

									(十)止.	1息口、 /0 /
			令和	4年			令和	5年		令和6年
		1 ~ 3 月	4~6月	7~9月	10~12月	1 ~ 3 月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
	資本金規模1,000万円以上	228, 323	283, 181	198, 098	223, 768	238, 230	316, 061	237, 975	252, 754	274, 279
	前年同期比	13.7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3	11.6	20.1	13.0	15. 1
経	〃 10億円以上	124, 141	200, 931	121, 094	125, 200	123, 862	220, 392	140, 332	152, 326	136, 516
常常	前年同期比	18.2	23. 2	27. 3	6.4	▲ 0.2	9. 7	15. 9	21.7	10.2
利益	〃 1億円~10億円	40, 289	37, 369	35, 024	40, 225	39, 747	40, 227	44, 412	46, 316	49, 086
mî	前年同期比	19.3	16.7	13. 2	▲ 2.9	▲ 1.3	7. 6	26.8	15. 1	23. 5
	″ 1,000万円~1億円	63, 893	44, 881	41, 981	58, 343	74, 621	55, 442	53, 231	54, 112	88, 677
	前年同期比	3. 1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	23. 5	26.8	▲ 7.3	18.8
売上	資本金規模1,000万円以上	6.3	8. 4	5. 7	6.0	6. 3	8. 9	6. 5	6. 5	7. 1
高経	〃 10億円以上	8. 3	14. 0	8. 1	8. 1	7. 9	15. 0	9. 4	9. 5	8.8
常利	〃 1億円~10億円	5. 2	5. 2	4. 6	4.9	4.8	4.9	5. 1	5. 2	5. 5
益率	″ 1,000万円~1億円	4.8	3.7	3. 4	4.3	5. 4	4.3	4. 1	3. 9	6.2

資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
 - 2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

(単位:%)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	参考:母集団数 (単位:社)
	規模計	68.8	67.5	67.6	66. 2	66.3	68. 6	71.5	68.9	67. 5	2, 941, 615
労	資本金規模1,000万円以上	67.0	65. 4	65. 2	64. 1	64. 5	66. 6	69. 3	66.0	65. 0	909, 127
働ハ	" 10億円以上	55.0	52.8	53. 7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	4, 738
配	〃 1億円~10億円	69.1	68.0	66.5	65.8	65. 6	67.8	69. 6	66.0	65.1	25, 894
率	" 1,000万円~1億円	76. 4	75.3	74.3	74. 2	76.0	77. 1	80.0	78.8	77.3	878, 495
	〃 1,000万円未満	81.1	82. 3	83. 4	80. 3	78. 5	82. 3	86. 5	91.0	84.6	2, 032, 488

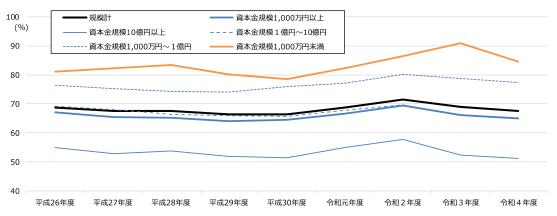
資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
 - 2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。
 - 3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率=人件費÷付加価値額。

付加価値額=人件費+支払利息等+動産・不動産貸借料+租税公課+営業純益。

人件費=役員給与+役員賞与+従業員給与+従業員賞与+福利厚生費。



(単位:万円、%)

					製道	 造業					非製	造業		2.73 11 707
	産業・資本	金規模計	資本金14	億円以上	資本金1千 1億円	- 万円以上 未満	資本金1千	万円未満	資本金1位	意円以上		- 万円以上 日未満	資本金1千	一万円未満
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成 25 年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
平成 26 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
平成 27 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
平成 28 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
平成 29 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
平成 30 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和 元 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
令和 2 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
令和 3 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
令和 4 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

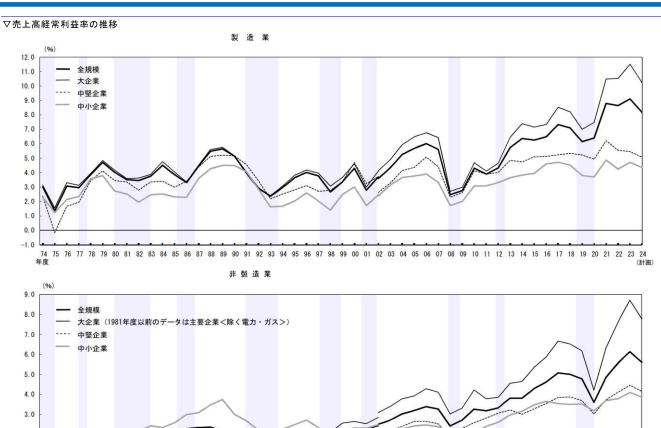
「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額=営業純益(営業利益-支払利息等)+役員給与+役員賞与+従業員給与+従業員賞与

+福利厚生費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

売上高経常利益率の推移(日銀短観)



0.0 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 00 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24

1.0

年度

(%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
					(計画)
規模計	製造業	8. 79	8.64	9. 10	8. 17
/九/突 司	非製造業	4.85	5. 57	6. 14	5. 61
大企業	製造業	10.48	10. 52	11.50	10. 23
八正未	非製造業	6. 31	7. 61	8. 71	7. 78
中堅	製造業	6. 21	5. 55	5. 45	5. 07
企業	非製造業	3. 73	4.11	4. 46	4. 16
中小	製造業	4.87	4. 24	4.71	4. 35
企業	非製造業	3. 70	3. 79	4. 10	3. 87

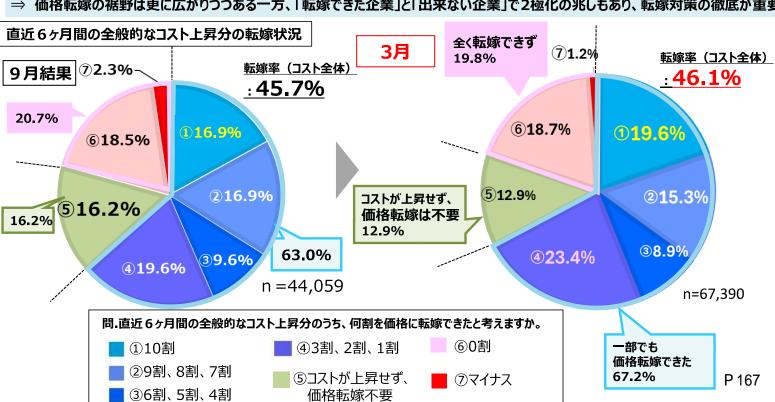
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の 個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推 計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上 高経常利益率を算出する。

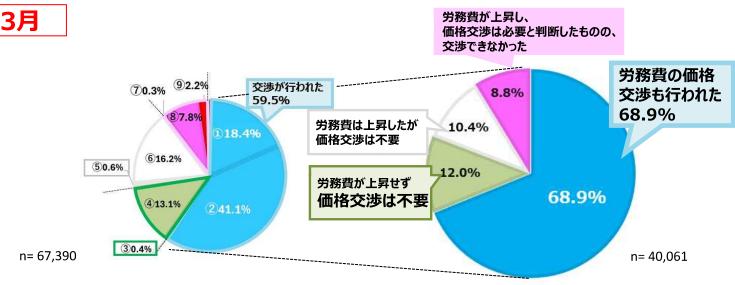
価格転嫁の状況① 【コスト全般】

- コスト全体の価格転嫁率は46.1%、昨年9月より微増(45.7%→46.1%)。
- 受注企業のうち、コスト増加分を全額 (10割) 価格転嫁できた割合 (①) は約3ポイント増加 (16.9%→19.6%)。一部でも価格転嫁 できた割合は、約4ポイント増加(63.0%→67.2%)。
- 一方、**1~3割しか**価格転嫁できなかった割合 (④) は約4ポイント増加 (19.6%→23.4%) 。全く転嫁できず/減額された企業も約2割。
- 価格転嫁の裾野は更に広がりつつある一方、「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要。



(今回初の調査①) 労務費についての価格交渉の状況

- 今回調査では、**昨年11月に「労務費の指針」が策定・公表**されたことを踏まえ、「**労務費について、価格交渉**できたか」調査。
- 価格交渉が行われた企業(59.5%)のうち、その**約7割において、労務費についても**価格交渉が実施された。
- 一方で、約1割(8.8%)の企業が、「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたが出来なかった」と回答。 そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。(例:労務費アップは自助努力で対応すべき)
- ⇒ 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費の指針」を周知・徹底していく。



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費については、「**自助努力で解決すべき**として、交渉自体を拒否」された。
- ▲ 労務費上昇分について要求される**エビデンスを示す事が出来ず**、諦めざるを得なかった。
- ▲ 価格交渉しようとしたが、「労務費が上昇しているのは御社だけではありません。」と言われ、交渉に応じてもらえなかった。
- ▲ 10年以上同様の業務(工事)を請け負っている為、価格を毎年同じにしている。

倒産件数(実数)の推移

○ 倒産件数の推移をみると、長期的には減少傾向にあるが、足下の推移では上昇傾向にある。

【足下の推移】





倒産件数及び物価高倒産件数の推移

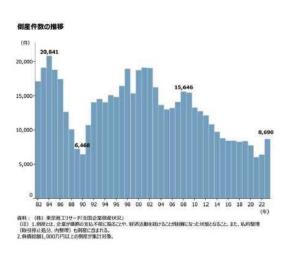
2024年版 中小企業白書(抜粋) (左図)

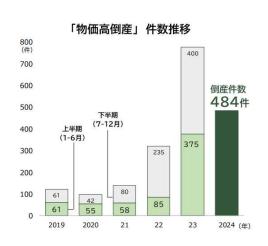
第1部 令和5年度(2023年度)の中小企業の動向

第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020 年から 2022 年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、<u>直近の2023 年において</u>は感染拡大前の水準まで増加し、8,690 件となっている。

全国企業倒產集計(2024年6月報)(抜粋)(右図)

物価高(インフレ)倒産は、484 件(前年同期 375 件、29.1%増)発生した。<u>年半期で初めて 450 件を超え、過去最多を大幅に更新した。</u>このペースで推移した場合、2024 年通年の件数は 900 件を超える可能性がある。業種別では、『建設業』(124件)が最も多く、『製造業』(109 件)、『運輸・通信業』(91 件)が続いた。

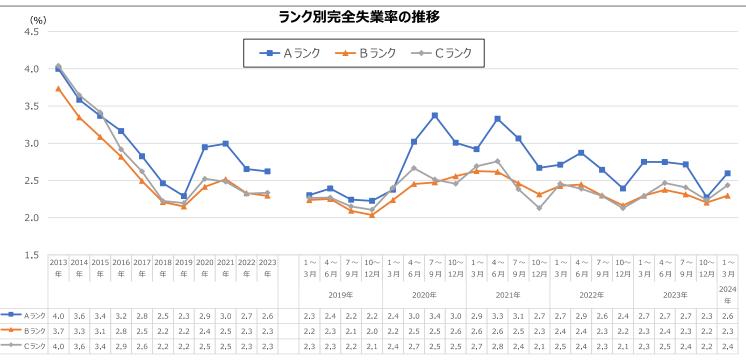




(資料出所) 中小企業庁「2024年版中小企業白書」、帝国データバンケ「全国企業倒産集計(2024年6月報)」 ※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

ランク別完全失業率の推移

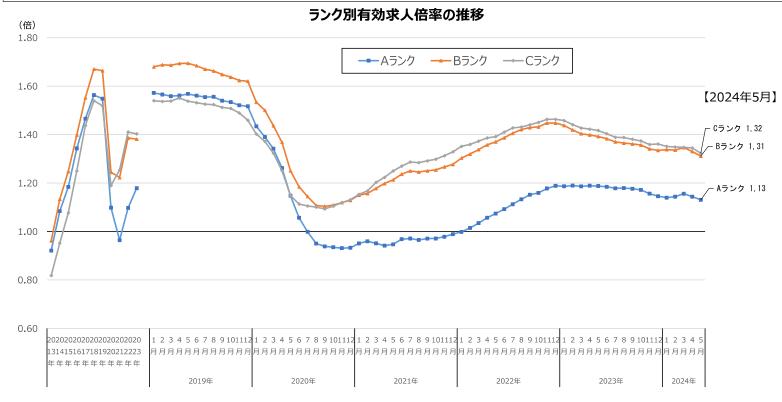
○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4~6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このと ころ緩やかな改善傾向にある。



(資料出所)総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

- (注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
 - 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
 - 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。



(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数 (就業地別) と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

 - 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率の推移

(単位:倍)

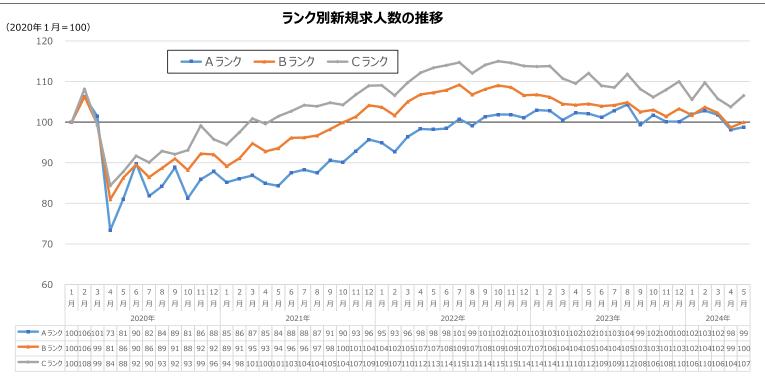
		平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和			令和6年		
		26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	1月	2月	3月	4月	5月
全国		1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1. 28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
	Aランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14	1. 13
	Βランク	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1. 39	1.38	1.34	1.34	1.35	1.33	1.31
	Cランク	0.95	1.08	1. 25	1.44	1.54	1.52	1.19	1. 25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
 - 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
 - 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 - 各ランクは、令和5年度からの適用区分である.
 - 各月の数値は季節調整値である。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、上昇傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっている。



(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
 - 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
 - 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和6年7月24日

1 はじめに

令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催 し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽 くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、デフレマインドを払拭し、経済社会のステージ転換をはかる正念場との認識で取り組み、33 年ぶりの5%台の賃上げ結果となったことを述べ、一方で、労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の大幅な引上げを通じ、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていくことが必要であると主張し、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて議論を尽くしたいと述べた。

加えて、産業別組織における賃上げや、中小企業での初任給引上げの動向を見るに、大企業と比較して中小企業経営は人に頼る部分が大きく、まさに経営は生き残りをかけて、人材確保に向けた「人への投資」を決断していると指摘した。

また、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げなければならず、まずは2年程度で全都道府県において1,000円以上、その上で中期的には一般労働者の賃金中央値の6割という水準を目指し、本年の審議では昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきであると主張した。

加えて、現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄えていないと指摘し、昨年の改定以降の消費者物価指数は3%前後の高水準で推移しており、さらに年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%と、最低賃金近傍の労働者の暮らしは極めて苦しいと主張した。

さらに、地域間額差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘し、昨年のCランクの引上げ実績を踏まえて今年の目安額を検討すべきと主張した。ランク別にみた3要素のデータに基づけば、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることが適当であると主張した。

また、有効求人倍率等の雇用情勢の現状に鑑みれば特に地方における労働需給が ひっ迫している状況や、現行の各地域の最低賃金で採用するのは既に困難である現 状は明白であると指摘し、最低賃金の引上げは妥当であると主張した。 さらに、ここ数年の最低賃金の引上げ幅はかつてない上げ幅であるが、倒産件数との相関は見出しにくい状況であり、最低賃金の引上げによって企業の倒産が増える、と言える客観的なデータは存在しなく、最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しないと指摘し、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小企業・小規模事業者において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

また、企業の経常利益は堅調に推移しており、賃金支払能力については総じて問題ないと認識していると述べた。一方で、中小企業・小規模事業者へも賃上げを広げるためには、賃上げのための環境整備やより広範な支払能力の改善・底上げが重要であり、政府は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性のさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めることや政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めたいと述べた。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発 効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給 1,000 円」への到達に向けてこれまで以上 に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示す べきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1 の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、成長と分配の好循環実現に向けて賃上げは極めて重要であるが、 全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、各企業の経 営判断による賃金引上げとは意味合いが異なると主張した。

また、目安審議に当たってはデータに基づく納得感ある審議決定を引き続き徹底し、目安額の根拠となるデータをできるだけ明確に示す等、納得性を高め、地方での建設的な審議に波及させることが極めて重要であり、「10 月上旬」の発効に間に合わせるために目安審議のリミットを切ることなく、少なくとも例年同様、公益委員見解を各地方最低賃金審議会へ提示する場合には労使双方やむなしとの結論に至るよう審議を尽くすべきであると主張した。

加えて、今年度の目安審議に当たって、最低賃金決定の3要素の状況を総合的に示す「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視するとの基本的な考えは変わらないと述べた。

さらに、生計費については、消費者物価指数は引き続き高い水準にあり、最低賃金近傍で働く人の可処分所得に対する物価の影響を十分考慮すべきであり、賃金については、賃上げの動きは着実に広がっており、企業の賃金支払能力については、

業況判断DIで大きな改善は見られず、原材料・商品仕入単価DIは依然高い水準にあると述べた。

こうした3要素の状況や賃金改定状況調査の結果等から、今年度の最低賃金を一定程度引き上げることの必要性は十分理解しているものの、賃上げの対応は二極化の傾向が見られ、さらに業績改善がない中で賃上げを実施する企業は6割になっていると指摘した。

加えて、中小企業を圧迫するコストは増加する一方で、小規模な企業ほど価格転嫁ができず、賃上げ原資の確保が困難な状況であり、また、企業規模や地域による格差は拡大しており、最低賃金をはじめとするコスト増に耐えかねた、地方の企業の廃業・倒産が増加する懸念があると述べた。さらに、最低賃金引上げの影響率は21.6%に達し、現在の最低賃金額を負担と感じる企業も増加していると述べた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない・労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が相当数存在することも十分に考慮すべきであり、価格転嫁や生産性向上の過渡期にある中で、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要であると主張した。加えて、地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る必要があると主張した。

このため、中小企業の賃金支払能力を高め、最低賃金はじめ賃金引上げが継続的に実施できる環境整備を一層進める必要があり、団体協約の仕組みや活用事例の周知や後押し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の浸透度の実態調査による検証、下請法の遵守強化等、具体的な施策をさらに進めていくことが必要であると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1 の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会(以下「目安小委員会」という。)としては、これらの意見を踏まえ目 安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定め るに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配

意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、 これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することと した。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、 賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層 の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向 上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとと もに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者 の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材 確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実 を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシッ

プ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

最低賃金額と生活保護費の比較について (茨城県/令和4年度)

令和6年7月31日

1 生活保護費

			前提(条件)	金額(円)	
生活扶助	第1類費•第2類費	基準額	18歳から19歳単身	68,776.59850	(68,777円)
(人口加重平均)	冬季加算		一人世帯	1,095.83333	(1,096円)
	期末一時扶助費			968.88297	(969円)
	小 計			70,841.31480	(70,842円)
住宅扶助			都道府県実績値	22,832.90000	(22,832円)
生活保護費	合 計			93,674.21480	(93,674円)

- ※人口加重平均の算出の際の人口は、最新データである令和2年国勢調査の数値を用いた。
- ※生活扶助については、令和2年10月より基準額の改定が行われており、18~19歳単身に適用される当該 改定後の基準額を用いた。
- ※住宅扶助費については、最新数値である令和4年度の実績値を用いた。

2 最低賃金(令和4年改定額)

		条件	金額(円)
収入	月額	911円×173.8時間	158,331.8
手取額	月額	収入×0.807	127,774

- ※「173.8時間」は、週40時間を1か月当たりに換算した時間である。(365÷7×40h÷12)
- ※「0.807」は、佐賀県の令和4年度地域別最低賃金額853円を基に、月173.8時間働いた場合の税・社会 保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率である。
- 3 最低賃金額と生活保護費の乖離額
 - (1)生活保護費計一手取額:月額

0

△ 34,100 (月額差額)

(93,674-127,774)

(2) 乖離額(月額÷173.8時間÷0.807)

△ 243

(実数 -243.12)

※最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改正の目安について(答申)」の 別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方に より算出したものである。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

			令和4年度 データに基 づく乖離額	令和5年度 地域別最低 賃金引上げ額	最新の 乖離額	昨年度の 目安小委で 示した乖離額			乖離の変動額		
			(A)	(B)	(C)	(D)	(E) (=C-D)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率の変動 (0.816→0.807) による影響額 (e②)		住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北	海	道	△168	40	△208	Δ178	△31	△40	8	0	1
青		森	△162	45	△207	△173	△35	△45	8	0	3
岩		手	△180	39	△219	△192	△27	△39	7	0	4
宮		城	△165	40	△205	△176	△30	△40	8	0	3
秋		田	△175	44	△219	△185	△34	△44	7	0	3
山		形	△170	46	△216	△179	△37	△46	8	0	2
福		島	△189	42	△231	△200	△31	△42	7	0	3
茨		城	△243	42	△285	△252	△33	△42	7	0	1
栃		木	△218	41	△259	△226	△34	△41	8	0	0
群		馬	△211	40	△251	△218	△33	△40	8	0	0
埼		玉	△192	41	△233	△201	△32	△41	9	0	1
Ŧ		葉	△209	42	△251	△219	△33	△42	9	0	1
東		京	△195	41	△236	△207	△30	△41	10	0	2
神	奈][]	△226	41	△267	△235	△32	△41	9	0	Δ1
新		潟	△191	41	△232	△201	Δ31	△41	8	0	2
富		山	△243	40	△283	△253	△30	△40	7	0	3
石		Ш	△200	42	△242	∆210	∆33	△42	8	0	2
福		井	△219	43	△262	△230	∆32	∆43	7	0	4
Щ.		梨	△246	40	△286	△254	Δ32	∆40	7	0	1
<u>長</u> 岐		野阜	△231	40 40	△271	△240	△31 △31	∆40 ^ 40	7	0	1
		田岡	△221 △219	40	△261 △259	△231 △228	Δ31 Δ30	∆40 ∆40	8 8	0	2
静愛		知	△219	41	△290	△258	∆32	∆40 ∆41	8	0	1
芝		重	△259	40	△290 △299	△270	△32 △29	∆41 ∆40	7	0	3
滋		賀	△225	40	△265	△236	△29	△40	8	0	3
京		都	△191	40	∆231	△199	△32	△40	9	0	0
大		阪	△227	41	△268	△236	<u>∆32</u>	∆41	9	0	0
兵		庫	△191	41	△232	△200	∆32	∆41	8	0	0
奈		良	△201	40	△241	Δ210	∆30	∆40	8	0	2
和	歌	山	△216	40	△256	△225	Δ31	△40	7	0	1
鳥		取	△189	46	△235	△195	△40	<u></u> .6	7	0	Δ1
島		根	△209	47	△256	△219	△37	△47	7	0	3
岡		山	△182	40	△222	△192	△30	△40	8	0	2
広		島	△193	40	△233	△202	△32	△40	8	0	0
山		П	△238	40	△278	△245	△33	△40	7	0	0
徳		島	△226	41	△267	△235	△32	△41	7	0	2
香		Ш	△204	40	△244	△212	△32	△40	7	0	0
愛		媛	△168	44	△212	△178	△34	△44	8	0	3
高		知	△196	44	△240	△204	△37	△44	7	0	0
福		岡	△196	41	△237	△205	△32	∆41	8	0	1
佐		賀	△206	47	△253	△216	△38	△47	7	0	2
長		崎	△188	45	△233	△197	Δ37	△45	7	0	1
熊		本	△194	45	△239	△204	△35	△45	7	0	3
大		分	△201	45	△246	△210	△37	△45	7	0	1
宮	IP	崎白	△201	44	△245	△209	∆36	△44	7	0	1
鹿	児	島	△204	44	△248	∆212 ∧ 105	∆35	∆44 ^ 42	7	0	2
沖		縄	△177	43	△220	△185	△35	△43	7	0	0

-3-

P 178

^{※1} 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙 1 「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

最低賃金額と生活保護費の比較(令和6年度)

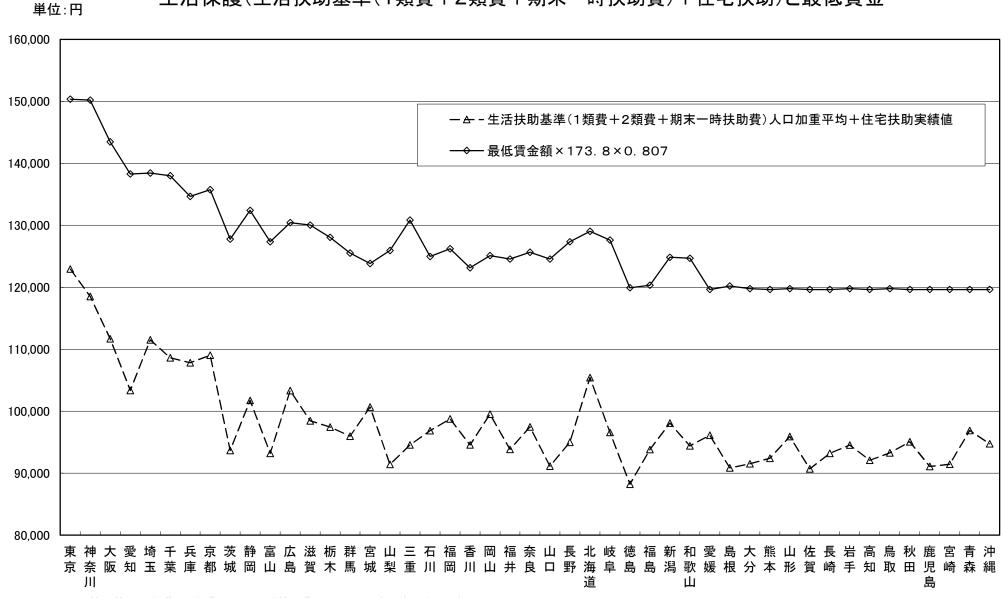
(単位:円)

			(単位:円)
	生活保護(生活扶助基準(1	 最低賃金(令和4年度)	 最低賃金(令和5年度)
都道府県	類費+2類費+期末一時扶助	取込負金(7714年及) ×173.8×0.807	取込真金(7413 千度) ×173.8×0.807
	費)+住宅扶助)(注2)	×113.6×0.601	×173.6×0.807
北海道		129, 036	134, 646
青森岩手	96, 898	119, 639	125, 950
岩 手	94, 541	119, 779	125, 249
青岩宮秋田	100, 681	123, 847	129,457
秋 田	95, 065	119, 639	125, 810
山 形	95, 925	119, 779	126, 231
福島	93, 822	120, 340	126, 231
茨 城	93, 674	127, 774	133, 665
栃木		128, 054	133, 805
群馬	95, 970	125, 530	131, 140
埼 玉	111, 507	138, 433	144, 184
福茨栃群埼千東	108, 634	138, 012	143, 903
東京	122, 940	150, 355	156, 106
神奈川	118, 515	150, 215	155, 965
<u>新</u> 富 山	98, 099	124, 828	130, 579
富山		127, 353	132, 963
石 福 井		124, 969	130, 859
	93, 833	124, 548	130, 579
福 井山 梨	91, 417	125, 950	131, 561
<u>長</u> 野 岐 阜	94, 993	127, 353	132, 963
岐阜	96, 589	127, 634	133, 244
静岡	101, 748	132, 402	138, 012
爱 知 三 重	103, 347	138, 293	144, 044
二重	94, 548	130, 859	136, 470
山長岐静愛三滋京大兵奈梨野阜岡知重賀都阪庫良	98, 455	130, 018	135, 628
早 都	109, 039	135, 768	141, 379
大 阪		143, 483	149, 233
兵 庫	107, 839	134, 646	140, 397
		125, 670	131, 280
和歌山		124, 688	130, 298
鳥取		119, 779	126, 231
島根	90, 855	120, 200	126, 792
川	99, 532	125, 109	130, 719
	103, 326	130, 439	136, 049
油 日	91, 140 88, 228	124, 548 119, 919	130, 158
「応 伝 禾 Ⅱ	94, 560	119, 919 123, 145	125, 670 128, 756
● 音	94, 000 06, 110	123, 145 119, 639	
多	96, 119 92, 083	119, 639	125, 810 125, 810
神 が は は は は は は は は は は は は は は は は は は	92, 083 98, 749	126, 231	125, 810
佐 な	90, 699	119, 639	126, 231
長 点	93, 208	119, 639	125, 950
能士	92, 413	119, 639	125, 950
大 公	91, 522	119, 779	126, 091
	91, 442	119, 639	125, 810
	91, 076	119, 639	125, 810
沖 縄	94, 745	119, 639	125, 670
//"[4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	110,000	120,010

⁽注1) 上記の額は四捨五入後の額である。

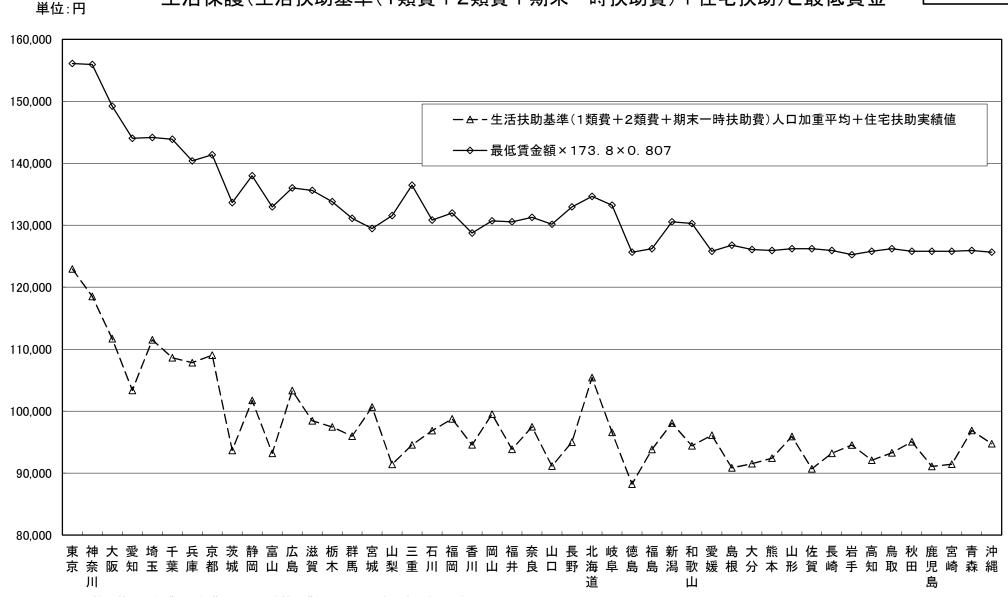
⁽注2) 生活保護のデータについて、生活扶助基準は都道府県内の人口による加重平均であり、住宅扶助は実績値である。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金



- 注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
- 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
- 注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和4年度のものである。
- 注4)0.807は時間額853円で月173.8時間働いた場合の令和4年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金



- 注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
- 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
- 注3)生活保護のデータは令和4年度、最低賃金のデータは令和5年度のものである。
- 注4)0.807は時間額853円で月173.8時間働いた場合の令和4年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

令和6年賃金改定状況調査結果

<調査の概要>

- 1. 調査の地域 全国
- 2.調 査 産 業 日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業, 小売業
 - (ウ) 学術研究,専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業, 飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業, 娯楽業
 - (カ) 医療, 福祉
 - (キ) サービス業(他に分類されないもの)
- 3. 調査事業所
 - (1) 数 16,373 事業所
 - (2) 選定の方法

事業所母集団データベース(令和3年次フレーム(確報))を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別(※)に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1~9人と10~29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
Αランク	7, 030	2, 026	28.8%
Βランク	5, 261	1, 698	32.3%
Cランク	4, 082	1, 425	34.9%
合計	16, 373	5, 149	31.4%

- 4. 集計労働者 29,463人
 - (うち、令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人(83.6%))
- 5. 調 査 事 項 [基準となる期日又は期間]
 - (1) 事業所に関する事項
 - イ 主要な生産品の名称又は事業の内容 [令和6年6月1日現在]
 - ロ 事業所の労働者数 [令和6年6月1日現在]
 - ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和6年6月分〕
 - ニ 事業所の年間所定労働日数 [令和4年度分、令和5年度分]
 - ホ 賃金改定の状況 [令和6年1月~6月]
 - (2) 労働者に関する事項
 - イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和6年6月1日現在〕
 - 口 賃金形態 [令和5年6月分、令和6年6月分]
 - ハ 基本給額、諸手当〔令和5年6月分、令和6年6月分(見込額)〕
 - ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和5年6月分、令和6年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3)集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
В	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、
	長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、
	広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
С	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、
	鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

																				(%)
			産業計					製造業				餌	〕売業,小売	業			学術研究,	専門・技術	fサービス業	É
		1~6月	1~6月	1~6月に 実施しな	賃金改定を い事業所		1~6月	1~6月	1~6月に 実施しな	賃金改定を い事業所		1~6月	1~6月	1~6月に 実施しな	賃金改定を い事業所		1~6月	1~6月	1~6月に 実施しな	こ賃金改定を ない事業所
ランク	# 	に賃金引 上げを実 施 業所	に賃金引 下げたま 施業所	定を実施 しない事	7月以降 に賃金実施 定を予定 の事業所	# 	に賃金引 上げを実 施 業所	に賃金引 下げた実 施業所	7月以降 も賃金と 定を実施 しない 業所	7月以降 に賃金と 定を まる で の 事業 の	# 	に賃金引 上げを実 施した事	に賃金引 下げたま 施業所	7月以降 も賃金実施 定を実施 よない事	7月以降 に賃を で に を き き き き き き き き き き き き き き う う う う う	計	に賃金引 上げを実 施した事	に賃金男下げを実施した事業所	7月以降 も賃金と 定を とない 業所	7月以降 に賃金 定を予定 で の 事業所
A	100.0	42. 3	0.9	39. 2	17.6	100.0	44. 2	1. 1	40. 0	14. 7	100.0	39. 0	1. 3	40. 1	19.6	100.0	48. 6	0. 2	36. 0	15. 2
В	100.0	43. 4	0.5	41.6	14.6	100.0	46. 0	1.2	35. 7	17. 1	100.0	42. 4	0.4	43. 9	13. 3	100.0	53. 5	0.0	27. 7	18.9
С	100.0	42. 4	0.9	37. 1	19.6	100.0	40. 7	1.8	31. 7	25. 8	100.0	41.8	1. 1	37. 6	19. 4	100.0	49. 4	1. 5	36. 5	12.5
計	100.0	42.8	0.7	40. 1	16. 4	100.0	44. 7	1.2	37. 1	16. 9	100.0	41. 1	0.8	41. 6	16.5	100.0	50.6	0.3	32. 7	16. 4
R 5 年	100.0	43. 5	0.7	38. 4	17. 4	100.0	45. 1	0.8	34. 9	19. 2	100.0	39. 7	0.9	38. 9	20. 5	100.0	51.0	0. 9	36. 0	12. 2

			宿泊業	, 飲食サー	-ビス業			生活関連	[サービス業	美, 娯楽業				医療,福祉	:		+	ナービス業	(他に分類さ	れないもの))
			1~6月	1~6月	1~6月1 実施した	こ賃金改定を よい事業所		1~6月	1~6月	1~6月に 実施しな	-賃金改定を い事業所		1~6月	1~6月	1~6月に 実施しな	「賃金改定を い事業所		1~6月	1~6月		こ賃金改定を ない事業所
ラン	ノク	計	に 賃金引 を 事 が 業所	に賃金引 下げを実 施した事	7月毎 日 日 日 日 を と と と と と 、 、 所 所 の の の の の の の の の の の の の の の の	7月以降 に に を 実 予 業 の 事 業 所 の 事 業 第 票 う の 事 う の り の り の り の り の り の り の り の り の り の	計	に 賃 金 り を り を り が と が た が 、 が 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	では では では では では では では では では では	7月以降改定と変形を表現である。 7月以後の表現である。 7月以後の表現である。 7月以後の表現である。 7月以降の表現である。 7月以降のののは、 7月以降のののは、 7月以降ののは、7月以降ののは、 7月以降ののは、 7月以降ののは、 7月以降ののは、7月以降ののは、7月以降ののは、7月以降ののは、7月以降ののは、7月以降ののは、7月以降ののは、7月以降ののは、7月は、7月は、7月は、7月は、7月は、7月は、7月は、7月は、7月は、7月	7月以降 に定を実 を実 で する事業 の	盐	に 賃金 に 上 が を 事 が た が た が た が た が た が た う の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の	では では では では では では では では では では	7月以降 も は を と と と と よ が ま が ま き ま り ま う ま う ま う ま う た う た う た う た う ち ろ う た う た う た う た う た う た う た う た う た う	7月以降 に賃金実施 定を予定 の事業所	灬	に賃金引生を事がます。	では では では では では では では では では では	7月以降改施定となが、1月以来の1月である。 7月以金東による 1月の	7月以降 に定を で で で る 等 変 の 事業 所
A	A	100.0	28. 5	0.0	51. 9	19. 5	100.0	32. 6	1.8	48. 4	17. 2	100.0	61.8	0.3	19. 4	18. 5	100.0	43. 5	1.2	40. 3	14. 9
I	3	100.0	32. 4	0.7	49.8	17. 0	100.0	28. 7	0.0	61. 4	9. 9	100.0	63. 5	0.0	22. 3	14. 2	100.0	39. 7	0.7	46. 7	12. 9
(2	100.0	33. 9	0.0	43. 5	22. 5	100.0	28. 7	1.7	48. 5	21. 1	100.0	64. 4	0. 5	17. 9	17. 2	100.0	38. 3	0.5	45. 4	15. 7
言	+	100.0	31. 2	0.4	49. 7	18.8	100.0	30. 3	0.9	54. 5	14. 3	100.0	62. 9	0.2	20. 5	16. 4	100.0	40.9	0.8	44. 2	14. 0
	R 5 年	100.0	34.6	0.2	46. 7	18. 5	100.0	34. 1	1.0	49. 5	15.3	100.0	62. 3	0.3	21. 4	16.0	100.0	42. 1	1.2	45. 2	11.5

第2表 事業所の平均賃金改定率

																								(%)
			賃	金引上げ	`実施事業	所					賃	金引下げ	'実施事業	所				賃金	企 改定実施	拖事業所 及	及び凍結	事業所の	合計	
ランク	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技ー学	宿泊業, 飲食	生活関連サニッ 選条業	医療, 福祉	サス(分れも がれの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究,専門・技ー業	宿泊業, 飲食 サービ ス業	生活関連サニッ と	医療, 福祉	サス() 分れも	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究,専門・技ー業	宿泊業, 飲食 サービ ス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サス (分れなの) がなの)
A	4. 7	4. 5	5. 1	4. 5	5. 0	5. 6	3.7	4.8	-12.0	-7.3	-17.8	-1.5		-7.8	-27. 5	-1.4	1.9	1.9	1.8	2. 2	1.4	1.7	2. 2	2. 1
В	4.5	4. 2	5. 1	4.8	4. 1	5. 0	3.9	4.1	-10.8	-13. 7	-22. 4		-1. 1			-0.0	1.9	1.8	2. 1	2.5	1.3	1.4	2. 5	1.6
С	4.5	3. 4	4.4	3. 9	6.0	4.7	4.4	4.6	-9. 2	-6. 6	-10.8	-20. 2		-2.7	-12. 0	-1.8	1.8	1.2	1.7	1.6	2.0	1.3	2. 7	1.8
計	4. 6	4. 3	5. 0	4. 5	4. 7	5. 3	3. 9	4.5	-11. 1	-10. 2	-17.5	-12.3	-1. 1	-6.6	-22.8	-0.8	1.9	1.8	1. 9	2. 3	1. 5	1.5	2. 4	1.8
R 5 年	4. 3	4. 2	4. 4	4.8	4. 5	5. 3	3. 5	4. 2	-14. 2	-13. 2	-15.0	-2.3	-34.0	-35. 8	-0.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2. 4	1.5	1. 4	2. 2	1. 7

⁽注)空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

		産業				製道				卸売業,	小売業		学術	析研究,専門·	技術サービス	《 業
ランク	第1・ 四分位数	中位数	第3· 四分位数	分散係数	第1· 四分位数	中位数	第3· 四分位数	分散係数	第1・ 四分位数	中位数	第3· 四分位数	分散係数	第1・ 四分位数	中位数	第3· 四分位数	分散係数
	(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)	
A	1.5	3. 2	5. 0	0. 55	1.5	3.0	5. 0	0. 58	1.6	3. 2	5. 2	0. 56	2. 2	3. 5	5. 0	0.40
В	1. 6	3. 2	5. 2	0. 56	1.8	3. 0	5. 0	0. 53	1. 9	3. 5	5.6	0. 53	2. 0	3. 5	5. 5	0.50
С	1. 5	3. 2	5. 5	0. 63	1.1	3. 0	5. 0	0.65	1.7	3. 2	5. 3	0.56	2. 0	3. 2	5. 0	0. 47
計	1. 6	3. 2	5. 2	0. 56	1.6	3. 0	5. 0	0. 57	1.7	3. 4	5. 3	0.53	2. 0	3. 5	5. 2	0. 46
R 5 年	1. 3	2. 9	5. 0	0.64	1.6	3. 0	5. 0	0. 57	1.4	3. 0	5.0	0.60	1.5	3. 0	5. 7	0.70

		宿泊業,飲食	まサービス業		H	生活関連サー b	ごス業,娯楽業	生		医療,	福祉		サート	ごス業(他に分	分類されないも	,の)
ランク	第 1 · 四分位数	中位数	第3· 四分位数	分散係数	第1・ 四分位数	中位数	第3· 四分位数	分散係数	第1 · 四分位数	中位数	第3· 四分位数	分散係数	第1 · 四分位数	中位数	第3· 四分位数	分散係数
	(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)	
A	1.8	4. 1	7. 0	0. 63	1. 3	3. 1	8. 0	1.08	1.5	2. 7	4.5	0. 56	1.5	3. 2	5. 1	0. 56
В	1.0	3. 7	5. 9	0. 66	1. 9	3.8	6. 7	0. 63	1.4	2. 5	5. 1	0.74	1.7	3. 6	5. 0	0.46
С	2. 6	4. 5	8. 0	0.60	1. 5	3. 7	5.8	0. 58	1.4	3. 0	5. 4	0. 67	2.0	3. 0	5. 0	0.50
計	1. 2	4. 0	6. 7	0. 69	1. 5	3. 5	8. 0	0. 93	1.4	2. 7	5. 0	0. 67	1.7	3. 3	5. 0	0.50
R 5 年	1. 3	3. 0	5. 0	0. 62	1. 3	3. 1	7. 0	0. 92	1.0	2. 0	4. 2	0.80	1.5	2. 7	5. 0	0.65

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

第3·四分位数(Q3) — 第1·四分位数(Q1) × 1/2 2 分散係数 =-

中位数(Q2)

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女別内訳)

(円. %

			産業	(計			製造	造業			卸売業,	小売業		学術研	究, 専門	技術サ	ービス業	宿泊	業,飲食	きサービ	え業	生活関	連サート	ごス業,	娯楽業		医療,	福祉		サービス	業(他に分		(円、%)
	性		当たり を額	賃金」	二昇率	1 時間 賃金	当たり 金額	賃金_	上昇率		当たり 金額	賃金_	上昇率		当たり 金額	賃金.	上昇率		当たり を額	賃金.	上昇率	1 時間 賃金	当たり を額	賃金	上昇率		当たり を額	賃金	上昇率	1 時間 賃金	当たり を額	賃金	上昇率
フ	ンク		R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月			R 5年
里	А	1,601	1,637	2. 2	2.3	1,645	1, 677	1.9	1.7	1, 641	1,670	1.8	2.3	1, 838	1,875	2. 0	2. 6	1, 261	1, 306	3. 6	2.8	1, 452	1, 484	2.2	1. 1	1,615	1,655	2. 5	1.8	1,728	1, 756	1.6	3. 2
カ 女	В	1, 383	1, 416	2. 4	2.0	1, 432	1, 469	2.6	2.3	1, 377	1, 409	2. 3	1.5	1, 705	1,724	1. 1	2. 1	1, 140	1, 165	2. 2	2. 4	1, 249	1, 288	3. 1	2. 3	1, 443	1, 475	2. 2	1. 9	1, 430	1, 467	2.6	1. 3
計		1, 253	1, 287	2. 7	2. 1	1, 232	1, 274	3. 4	2.2	1,270	1, 298	2. 2	2. 2	1, 554	1,602	3. 1	0. 9	1,071	1,094	2. 1	2. 2	1, 107	1, 146	3. 5	3. 4	1, 255	1, 296	3. 3	1.8	1, 410	1, 444	2. 4	1. 6
	計	1, 454	1, 488	2. 3	2. 1	1, 493	1, 528	2. 3	2. 1	1, 464	1, 495	2. 1	1.9	1, 756	1,787	1.8	2. 2	1, 177	1, 210	2.8	2. 6	1, 315	1, 351	2. 7	1.8	1, 487	1, 523	2. 4	1.9	1,547	1, 580	2. 1	2. 2
	Α	1,838	1,873	1. 9	2.0	1,844	1,870	1. 4	1.6	1,887	1, 925	2.0	2. 5	2, 104	2, 138	1.6	3. 1	1, 443	1,504	4. 2	1. 5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,882	1, 959	4. 1	1.3	1,871	1, 900	1.5	1.6
里	В	1, 591	1,618	1.7	1.6	1, 587	1,624	2. 3	2.3	1, 579	1,607	1.8	1. 4	1, 999	2, 017	0.9	1.5	1, 301	1, 302	0. 1	1. 0	1, 493	1, 525	2. 1	2. 1	1, 753	1, 735	-1.0	1.2	1,602	1, 635	2. 1	0.8
	С	1, 418	1, 460	3. 0	1.6	1, 393	1, 437	3. 2	1.9	1,406	1, 437	2. 2	2.0	1, 776	1,827	2. 9	0.3	1, 189	1, 239	4. 2	2. 3	1, 228	1, 283	4.5	3. 3	1, 448	1, 494	3. 2	0.1	1,529	1, 577	3. 1	1.3
	計	1,669	1,701	1.9	1.8	1,666	1, 699	2.0	1.9	1,673	1,706	2.0	2. 0	2, 028	2,058	1.5	2. 2	1,350	1, 384	2. 5	1. 3	1,536	1, 559	1.5	2.1	1, 763	1, 795	1.8	1. 1	1,699	1, 732	1. 9	1.2
	Α	1, 428	1, 463	2. 5	2.6	1, 297	1, 338	3. 2	2.3	1, 414	1, 438	1.7	2. 2	1,601	1,643	2.6	2. 5	1, 163	1, 199	3. 1	3. 6	1, 341	1, 385	3.3	0.6	1, 574	1,609	2. 2	1. 9	1,520	1, 548	1.8	5. 2
女		1, 232	1, 268	2. 9	2. 1	1, 143	1, 180	3. 2	2. 4	1, 181	1, 214	2.8	1. 7	1, 452	1, 474	1.5	2.8	1, 082	1, 116	3. 1	2.8	1, 136	1, 181	4.0	2. 7	1, 403	1, 439	2.6	1.9	1, 186	1, 228	3. 5	2. 4
		1, 138	1, 168	2.6	2. 3	993	1, 028	3. 5	2.9	1, 144	1, 169	2. 2	2. 4	1, 342	1,388	3. 4	1.8	1,022	1,037	1.5	2. 2	1,037	1,071	3.3	3. 4	1, 225	1, 264	3. 2	2.0	1, 183	1, 214	2. 6	2. 2
	計	1, 298	1, 333	2. 7	2. 3	1, 185	1, 223	3. 2	2. 4	1, 267	1, 296	2. 3	1.9	1, 516	1,550	2. 2	2. 6	1, 103	1, 135	2. 9	3. 1	1, 209	1, 252	3. 6	1.9	1, 447	1, 484	2.6	1. 9	1, 321	1, 357	2. 7	3.8

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(一般・パート別内訳)

H	業		産業				製油	告業			卸売業,	小売業		学術研	究,専門	技術サ	ービス業	宿泊	業,飲食	きサービ	ス業	生活関	連サール	ごス業 ,	娯楽業		医療,	福祉		サービス	業(他に分		(円、%)
	態	1 時間 賃金		賃金	上昇率	1 時間 賃金	当たり 金額	賃金.	上昇率	1 時間 賃金	当たり 金額	賃金	上昇率	1時間	当たり 金額	賃金.	上昇率	1 時間 賃金	当たり 金額	賃金	上昇率	1 時間 賃金	当たり 金額	賃金	上昇率	1 時間 賃金	当たり を額	賃金	上昇率	1 時間	当たり 金額	賃金.	上昇率
ラ	ンク	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年
	Α	1,601	1,637	2.2	2. 3	1, 645	1,677	1. 9	1. 7	1,641	1,670	1.8	2. 3	1, 838	1,875	2. 0	2. 6	1, 261	1, 306	3.6	2. 8	1, 452	1, 484	2. 2	1. 1	1,615	1, 655	2. 5	1.8	1,728	1,756	1.6	3. 2
般パ	В	1, 383	1, 416	2. 4	2. 0	1, 432	1, 469	2. 6	2. 3	1, 377	1, 409	2. 3	1.5	1, 705	1, 724	1.1	2. 1	1, 140	1, 165	2. 2	2. 4	1, 249	1, 288	3. 1	2. 3	1, 443	1, 475	2. 2	1. 9	1, 430	1, 467	2.6	1. 3
 	С	1, 253	1, 287	2. 7	2. 1	1, 232	1, 274	3. 4	2. 2	1, 270	1, 298	2. 2	2. 2	1, 554	1,602	3. 1	0. 9	1,071	1,094	2. 1	2. 2	1, 107	1, 146	3. 5	3. 4	1, 255	1, 296	3. 3	1.8	1, 410	1, 444	2. 4	1. 6
	計	1, 454	1, 488	2. 3	2.1	1, 493	1, 528	2. 3	2. 1	1, 464	1, 495	2. 1	1.9	1, 756	1, 787	1.8	2. 2	1, 177	1, 210	2.8	2. 6	1, 315	1, 351	2. 7	1.8	1, 487	1, 523	2. 4	1. 9	1, 547	1,580	2. 1	2. 2
	Α	1, 827	1, 867	2. 2	2. 2	1, 828	1,856	1.5	1.5	1,886	1, 919	1. 7	1. 9	1, 934	1, 980	2.4	2. 5	1, 567	1,652	5. 4	1. 2	1,668	1,705	2.2	1.8	1, 751	1,801	2. 9	2. 2	1, 898	1, 933	1.8	3. 4
_	В	1, 543	1, 571	1.8	2. 0	1, 519	1, 553	2. 2	2. 5	1, 558	1, 588	1. 9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	1, 423	1, 405	-1. 3	2. 7	1, 428	1, 444	1.1	2. 5	1,504	1, 533	1. 9	1.6	1, 548	1, 587	2. 5	1. 2
般	С	1, 366	1, 407	3. 0	1. 9	1, 321	1, 366	3. 4	2. 1	1, 383	1, 423	2. 9	2.0	1,621	1,668	2.9	1. 2	1, 249	1, 271	1.8	1. 5	1, 224	1, 249	2.0	2. 9	1, 309	1, 355	3. 5	1. 7	1, 459	1, 503	3. 0	1. 2
	計	1, 629	1,664	2. 1	2.0	1,610	1,644	2. 1	2. 1	1,658	1, 690	1. 9	1.9	1, 847	1,881	1.8	2. 1	1, 455	1, 486	2. 1	2. 2	1, 502	1,526	1.6	2. 2	1, 562	1,601	2. 5	1.8	1,669	1,708	2. 3	2. 3
	Α	1, 281	1, 309	2. 2	2. 6	1, 178	1, 223	3.8	2. 7	1, 245	1, 269	1.9	3. 2	1, 437	1, 440	0.2	3. 2	1, 137	1, 167	2.6	3. 5	1, 228	1, 253	2. 0	-0.2	1, 477	1, 507	2.0	1.6	1, 347	1,360	1. 0	2. 3
パー	В	1, 131	1, 171	3. 5	1. 7	1, 113	1, 161	4. 3	1. 7	1, 056	1, 093	3. 5	0.9	1, 281	1, 324	3. 4	3. 3	1, 056	1,094	3.6	2. 3	1, 091	1, 150	5. 4	2. 1	1, 353	1, 389	2. 7	2. 4	1, 118	1, 148	2. 7	1. 2
1	С	1,054	1, 077	2. 2	2. 5	940	972	3. 4	2. 3	1,074	1, 081	0. 7	2.7	1, 109	1, 166	5. 1	-1. 1	987	1,011	2. 4	2. 5	963	1, 020	5. 9	4. 4	1, 159	1, 190	2. 7	1.9	1, 194	1, 184	-0.8	3. 3
	計	1, 185	1, 218	2.8	2. 1	1, 125	1, 168	3. 8	2. 1	1, 134	1, 162	2. 5	2. 1	1, 351	1, 373	1.6	3.0	1, 077	1, 111	3. 2	2. 7	1, 132	1, 178	4. 1	1.4	1, 388	1, 421	2. 4	1.9	1, 227	1, 246	1.5	1. 5

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計)

(田 %) 学術研究. 専門・技術サービス業 産業計 製造業 卸売業, 小売業 宿泊業,飲食サービス業 生活関連サービス業, 娯楽業 医療,福祉 サービス業 (他に分類されないもの) 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 1時間当たり 就業 賃金上昇率 賃金上昇率 賃金上昇率 賃金上昇率 賃金上昇率 賃金上昇率 賃金上昇率 賃金上昇率 賃金額 賃金額 賃金額 賃金額 賃金額 賃金額 R5年 R6年 R 5年 R 6年 R 5年 R 6年 R 5年 R 5年 R 6年 R 5年 R 6年 R 5年 R 6年 R 5年 R 6年 R 6年 R 5年 ランク 6月 2.7 2.9 Α 1,611 1,655 2.7 2.4 1,653 1,698 2.4 1,654 1,696 2.5 2.0 1,842 1,891 2.7 3.1 1,274 1,317 3.4 3.8 1, 451 1, 490 2.7 1.6 1,620 1,667 2.3 1,744 1,784 2.3 2.2 В 1, 252 1, 295 1,391 1,431 1,483 1,386 1,428 1.8 1,723 1,753 3.1 1, 142 1, 176 3.4 3.3 1,487 2.3 1,444 1,484 2.6 2.4 1,441 3.0 1.7 1,446 С 1,259 1,298 1,237 1,282 1,279 1,080 1, 108 1, 158 3. 1 2.7 3.6 3.0 1,313 2.7 2.6 1,572 1,622 3.2 2.3 1, 101 1.9 3. 1 4.5 3. 1 1, 255 1,304 3.9 2.6 1,414 1,452 2.7 2.6 計 1,462 1,503 2.8 2.5 1,501 1,545 2.9 2.5 1,516 2.8 2.0 1, 767 1, 809 2.4 3.0 1,220 3.0 1,316 1,358 3.2 2.6 1,490 1,534 3.0 2.3 1,561 1,600 2.5 1,475 1, 184 3.4 A 1,852 1,898 2.5 2.2 1,849 1,895 2.5 2.2 1,902 2, 106 2, 151 2.8 1,477 3. 7 2.9 1,688 1,714 1.5 1,965 2.9 1,885 1,926 2.2 1,950 2.5 1.7 2. 1 1,531 2. 1 1,910 2.6 В 1,599 1,639 2.5 1,598 1,587 2,016 2,045 1.2 1, 484 1, 522 1,609 1,649 2.5 2.3 1,643 2.8 2.6 1,634 3.0 1.8 1.4 3. 1 1,290 1,306 2.0 2.6 3. 7 1,781 1,801 2.3 2.4 1. 1 1, 799 1, 844 1,215 1, 232 1, 290 1,474 3. 1 2.5 1,399 1,450 3.6 2.9 1,414 1,455 2.9 2.6 2.5 2.0 1,263 4.0 2.5 4.7 1,453 1,494 2.8 1.5 1,541 1,583 2.7 1.680 1.723 2.3 1,674 1,720 2.7 2.4 1,684 1,730 2.7 1.9 2,038 2,076 1.9 2.8 1,363 1,400 2. 7 2.4 1,532 1,569 2.4 2.9 1,787 1,826 2. 2 2.4 1,709 1,750 2.4 2.3 A 1,433 1,474 2.7 1,305 1,349 3.4 2.8 1,423 1,460 2.6 2.4 1,605 1,656 3. 2 3.4 1, 167 1,203 3. 1 4.5 1,338 1,382 3.3 1.2 1,575 1,620 2.9 2.2 1,532 1,569 2.4 2.3 В 1, 237 1,277 3.2 2.5 1, 148 1, 186 3.3 2.7 1, 188 1,225 3. 1 1.8 1, 462 | 1, 493 2.1 3. 1 1,088 1, 129 3.8 3.5 1, 143 1, 188 3.9 3.0 1,402 1, 446 3.1 2.3 1, 191 1, 231 С 1, 141 1, 176 3.1 2.8 993 1,030 3. 7 3.1 1, 152 1,180 2.6 1, 352 1, 407 2.9 1,027 1,039 1.2 3. 5 1,036 1,083 4.5 1,224 1,274 2.7 1, 183 1,213 2.5 2.9 2.4 4.1 3. 1 4.1 計 1,302 1,342 3. 1 1, 191 1,231 3.4 1,276 1,311 2.7 2.2 1, 108 3. 2 1,256 1,492 1,329 1, 367 2.9 2.6 1,523 1,567 2.9 1, 143 3.8 1,211 3.7 2.3 1,447 3. 1 2.3 A 1,836 1,885 2.7 2.4 1,833 1,879 2.5 2.3 1,895 1,941 2.4 1.8 1, 934 1, 985 2.6 3.1 1,604 1,665 3.8 2.6 1,669 1,715 2.8 2.4 1,758 1,813 3. 1 2.7 1,910 1,960 2.6 2.3 В 1,547 1,587 2.6 2.5 1,530 1,571 2.7 2.7 1,558 1,604 3.0 1.8 1,809 1,837 1.5 3.1 1,400 1,419 1.4 3. 1 1, 423 1, 452 2.0 3.9 1,510 1,548 2. 5 2.4 1,562 1,604 2.7 2.3 С 1, 371 1,418 1,250 1,225 1, 269 1,326 1,375 3. 7 3.0 1,389 1,636 1,687 1,282 3.6 1,311 1,366 1,468 1,512 計 1,635 1,683 1,680 2.8 2.4 1,619 1,662 2.7 2.6 1,662 1,708 2.8 1.9 1,852 1,894 3.0 1, 458 1,497 2.7 2.7 1,500 1,538 2.5 3.0 1,568 1,615 3.0 2.6 1,728 2.7 2.3 2.3 A 1,283 1,318 2.7 1, 183 1,223 2.8 2.9 3. 1 1, 224 1, 254 1,517 1,354 1,369 2.6 3.4 2.6 1,250 1,285 2.3 1, 431 1, 465 2.4 1, 138 1, 173 4.4 2.5 0.3 1,479 2.6 1.8 1.1 2. 1 В 1, 133 3.7 2.4 1, 175 2.4 1, 112 1, 164 4.7 2.1 1,060 1,095 3.3 1.9 1, 310 1, 349 3.0 2.9 1,060 1,099 3. 7 3. 1 1,096 1, 151 5.0 1,349 1,395 3.4 1, 111 1, 145 3. 1 3.4 2.1 C 1,058 1,083 2.4 2.7 938 973 3.7 2.6 1,080 1,095 1.4 2.6 1, 134 1, 171 3.3 -0.8 992 1,008 1.6 3.8 962 1,021 3.6 1, 155 1, 190 3.0 1.8 1, 194 1,210 1.3 3.9 6.1 計 1,187 1,224 2.4 1, 126 1, 171 4.0 2.3 1, 140 1,172 2.8 2.2 1,361 1,397 2.6 2.7 1,081 1, 116 3. 2 3.8 1, 132 1, 178 1.6 1,387 1,428 3.0 1.9 1,226 1,250 2.0 2.8

(資料注) 第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人(83.6%)。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

	1~6月に		賃金引上げの実施時期	朝は、昨年と比較して	(%)
ランク	賃金引上げを 実施した事業所	変わらない	早い	遅い	その他
A	100. 0	79. 4	8. 5	1.7	10. 5
В	100. 0	76. 4	9.8	2.6	11. 3
С	100. 0	73. 7	13. 0	2.0	11. 3
1111 <u>1</u>	100. 0	77. 2	9. 7	2.2	11. 0
R 5 年	100. 0	76. 2	9. 2	1.7	12.8

⁽注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、 会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

ランク			産	業計					製	告 業					卸売業,	小売業				学術研究	究, 専門	技術サー	ービス業	(%)
729	計	事由1	事由 2	事由3	事由4	事由 5	#	事由1	事由2	事由3	事由4	事由 5	計	事由1	事由 2	事由3	事由4	事由 5	計	事由1	事由 2	事由3	事由 4	事由 5
A	100.0	19.5	3. 2	16.8	52. 2	8. 4	100.0	21.5	1. 3	17. 7	55. 4	4.0	100.0	22.7	4. 2	14.0	53. 2	5. 9	100.0	17.3	1.5	12.8	57. 5	10.9
В	100.0	17.2	2. 9	17. 2	56.8	5. 9	100.0	24. 1	2. 5	12. 3	55. 3	5. 8	100.0	16. 5	1.6	21.0	55.8	5. 0	100.0	24. 6	10.4	7. 9	51.6	5. 6
С	100.0	23. 4	2. 5	18. 6	46.8	8. 6	100.0	30.8	4. 0	19. 5	35. 6	10.0	100.0	25. 5	2. 5	17. 4	48.5	6. 0	100.0	11.7	4. 5	21. 5	53. 0	9. 3
計	100.0	18.9	2. 9	17. 2	53. 7	7. 3	100.0	23. 7	2. 2	15. 3	53. 4	5. 4	100.0	20. 1	2. 7	17.8	53.8	5. 5	100.0	19.5	5. 1	11.8	54.8	8.8
R 5 年	100.0	19.7	2. 4	13. 5	55. 4	9. 1	100.0	23. 0	2. 9	12. 9	51.7	9.6	100.0	22. 9	2. 4	14. 2	51.3	9. 2	100.0	14.8	2. 9	13. 1	61.6	7. 6

= > . h		宿泊	白業,飲1	食サービ	ス業			生活関	関連サー l	ごス業,頻	娯楽業				医療,	福祉			+,	ナービス訓	美(他にタ	分類されれ	ないもの)	
ランク	計	事由1	事由 2	事由3	事由 4	事由 5	計	事由1	事由2	事由3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由3	事由 4	事由 5	計	事由1	事由 2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	14. 0	2. 1	25. 7	47.0	11.2	100.0	12. 4	2. 2	15. 1	58.6	11.6	100.0	31. 2	7. 5	17. 9	33. 2	10.2	100.0	14. 7	3. 0	11.5	61.5	9. 3
В	100.0	16. 1	3. 1	21. 5	53. 0	6. 2	100.0	8. 1	0.0	14. 5	71.5	5. 9	100.0	24. 4	2. 1	15. 3	45. 7	12.5	100.0	12. 2	5. 7	14. 3	64. 0	3. 7
С	100.0	21. 9	2. 7	27. 1	38.8	9. 4	100.0	21. 1	1. 4	14. 1	55. 6	7. 9	100.0	31. 0	2. 7	7. 2	43. 9	15. 2	100.0	15. 4	1.0	18. 1	56. 2	9. 3
計	100.0	16. 1	2. 7	24. 0	48.7	8. 7	100.0	11. 4	1.0	14. 7	64. 5	8. 4	100.0	28. 1	4. 5	15. 5	40. 1	11.8	100.0	13. 5	4. 1	13. 9	62. 0	6. 4
R 5 年	100.0	16.8	1. 9	16. 9	54. 7	9. 7	100.0	12. 9	1.5	10.8	65. 6	9. 2	100.0	29. 7	3. 5	18. 5	38. 6	9. 6	100.0	11. 1	2.0	5. 9	73.8	7. 2

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定

事由2 昨年は1~6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定

事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定

事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定

事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

	(%)
令和5年	令和6年
39. 5	40. 1

2 男女別労働者数比率

	(%)	
	令和5年	令和6年
男性	42. 1	42. 2
女性	57. 9	57.8

3 年間所定労働日数(事業所平均)

	(日)
令和4年度	令和5年度
241. 5	241. 6

資料 4

賃金改定状況調査における第4表の賃金上昇率の推移

(%)

ラン	ンク	平成 17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6
	Α	0.6	0.6	0.9	1.0	-0.3	-0.1	0.7	0.1	1.1	1.5	0.8	1.3	1.4	1.4	1.3	1.4	0.5	1.4	2.3	2.2
産業計	В	0.2	0.6	0.6	0.8	-0.2	-0.1	-0.7	0.4	0.5	0.8	1.0	1.2	1.4	1.7	0.8	0.4	0.1	1.4	2.0	2.4
-	С	0.3	0.4	0.6	0.7	-0.2	-0.2	-0.2	0.5	0.6	1.0	1.0	0.9	1.2	1.2	1.1	1.5	0.5	2.0	2.1	2.7
男 女計	D	0.0	0.0	0.4	0.7	-0.2	-0.2	-0.5	0.3	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	1.3	1.9	0.9	0.3			
	計	0.4	0.5	0.7	0.8	-0.2	-0.1	0	0.2	0.8	1.1	0.9	1.1	1.3	1.4	1.3	1.2	0.4	1.5	2.1	2.3

注: 令和4年度BランクおよびCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したもの。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率(ランク別)の推移(平成26~令和5年度)

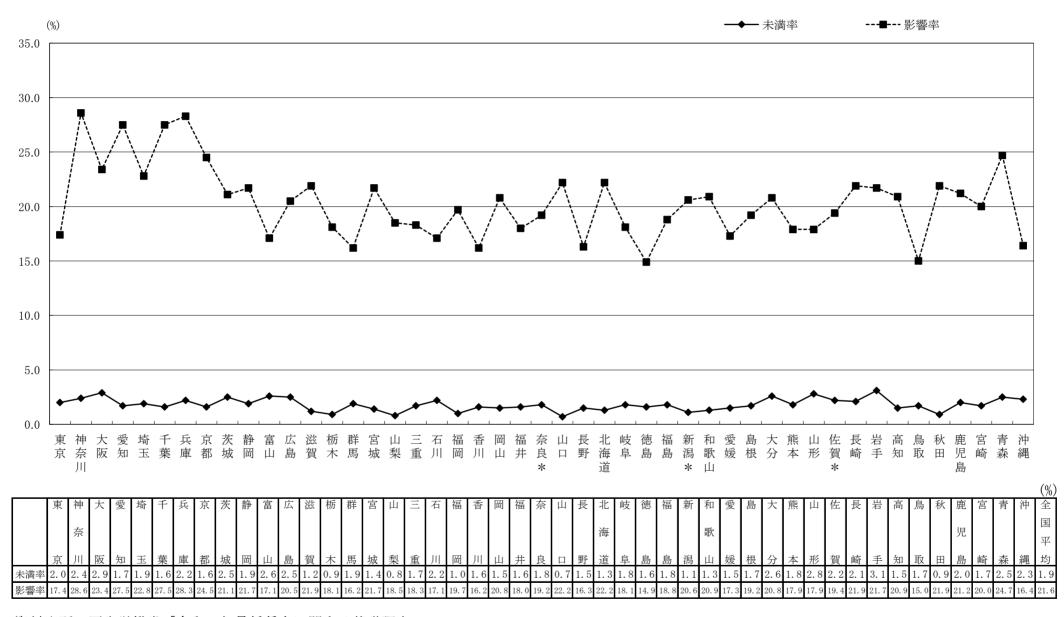
年度		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)		7 8 0 (16)	7 9 8 (18)	8 2 3 (25)	8 4 8 (25)	8 7 4 (26)	9 0 1	9 0 2	9 3 0	9 6 1	1,004
A = \ / b	未満率 (%)	2. 5	2. 1	4. 2	2.3	2.4	1. 7	2. 4	1.9	2.2	2. 1
Aランク	影響率 (%)	9. 3	12.8	14. 5	14. 5	15. 3	20. 5	4. 5	17. 4	20. 4	23. 4
Bランク	未満率 (%)	1.6	1. 4	1.6	1.3	1.5	1.7	1. 5	1. 7	1.6	1.6
Бууу	影響率 (%)	5. 2	6. 0	8.6	9.8	12.3	14. 2	3. 4	14. 9	18.9	20. 5
Cランク	未満率 (%)	1.8	2. 2	2. 0	1.3	1. 7	1.5	1.8	1. 7	1.5	2. 1
	影響率 (%)	6.6	6. 9	8.6	9.6	12. 7	13. 9	4. 5	15. 4	17. 1	20. 1
Dランク	未満率 (%)	1.8	1. 9	1.5	1.4	1. 4	1.2	1.8	1.5	1. 7	
Dyyy	影響率 (%)	6. 2	7. 4	10. 1	10. 3	13. 3	11.6	6. 9	15. 9	19. 4	
計	未満率 (%)	2. 0	1. 9	2. 7	1. 7	1.9	1.6	2. 0	1. 7	1.8	1.9
	影響率 (%)	7.3	9. 0	11. 1	11.9	13.8	16. 3	4. 7	16. 2	19. 2	21.6

資料出所:厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」(平成26~令和5年)

- (注) 1 地域別最低賃金額(以下単に「最低賃金額」という。)は、全国加重平均である。
 - 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 - 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 - 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、令和5年度より3ランクとなっている。
 - 5 各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(令和5年) 未満率(全国加重平均) 1.9% 影響率(全国加重平均) 21.6%



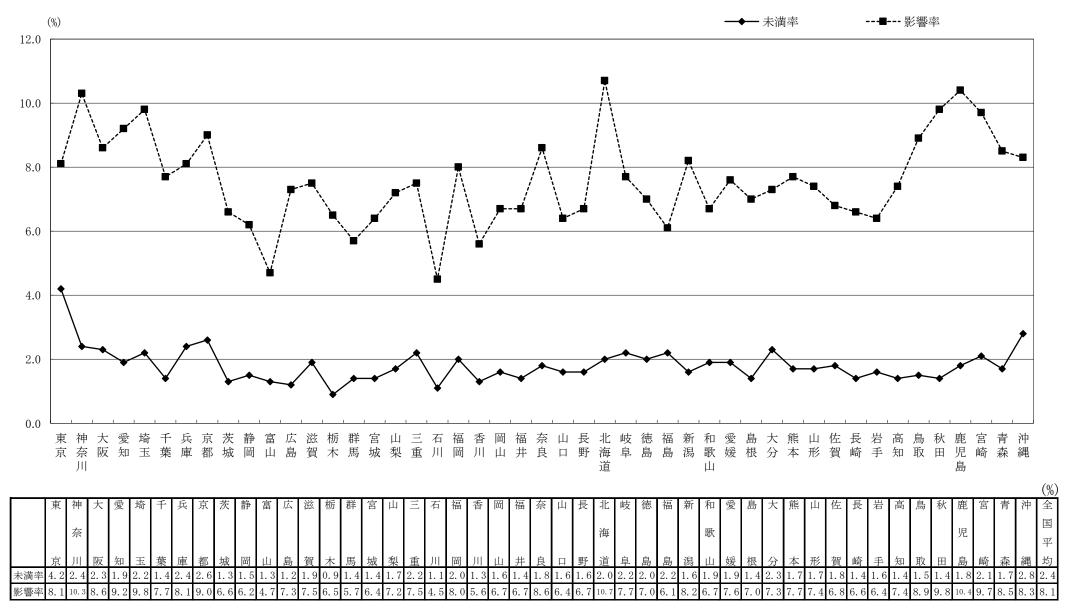
資料出所 厚生労働省「令和5年最低賃金に関する基礎調査」

(注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

(注2)上記の影響率、未満率は、令和5年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。 表のうち「*」のある県の数値は事業所数による復元を、「*」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和5年)

未満率(全国加重平均) 2.4% 影響率(全国加重平均) 8.1%



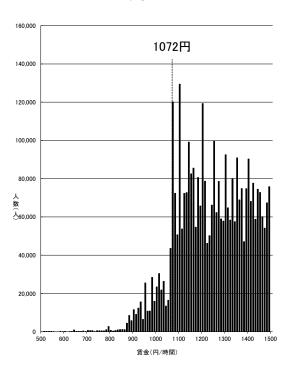
資料出所 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。
 - 2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したもの。

資料

6

東京(A)

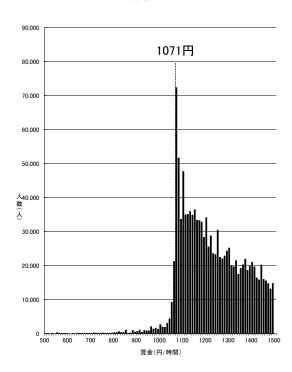


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精智勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般 · 短時間計

神奈川(A)

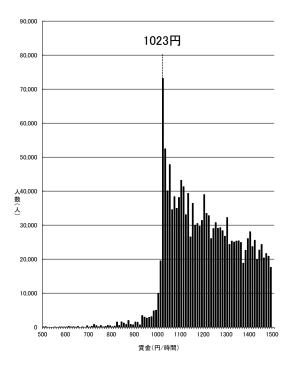


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般 · 短時間計

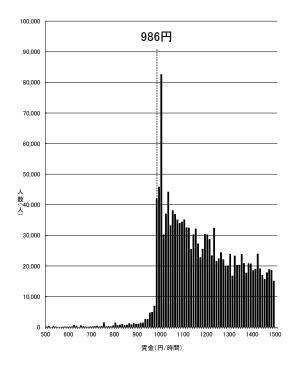
大阪(A)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
 - - 一般 短時間計

愛知(A)

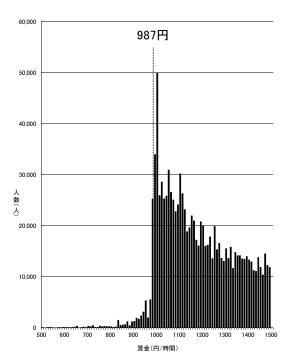


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内安労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般 · 短時間計

埼玉(A)

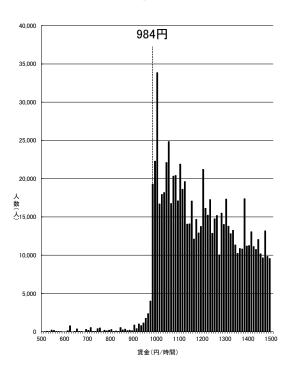


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、報告勤手当、家族手当を含む。)を所定内架労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般·短時間計

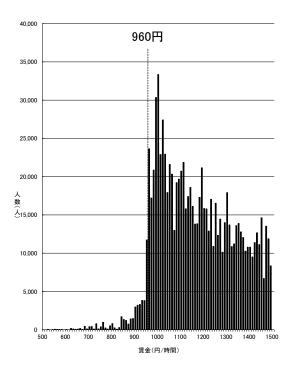
千葉(A)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

兵庫(B)

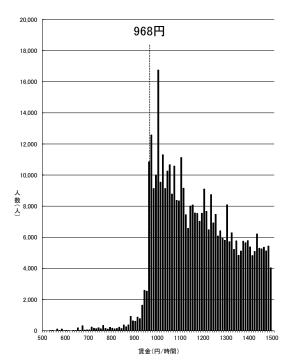


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般 · 短時間計

京都(B)

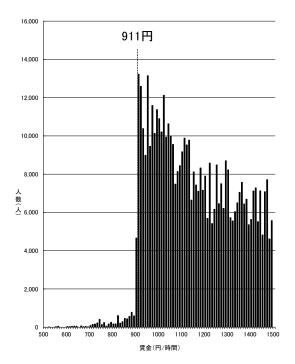


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般·短時間計

茨城(B)

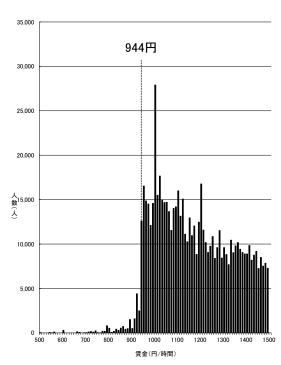


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般·短時間計

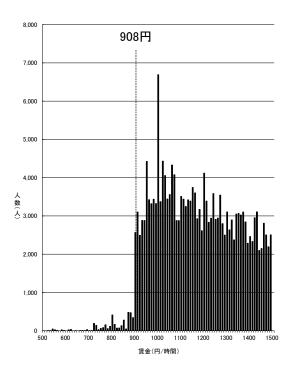
静岡(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

富山(B)

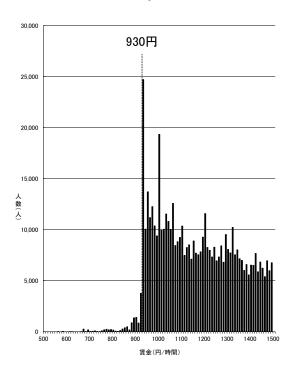


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般 · 短時間計

広島(B)

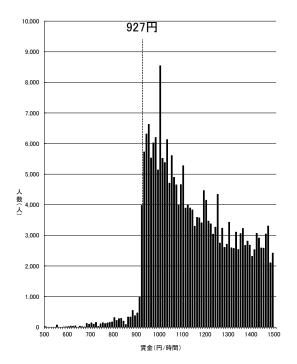


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般·短時間計

滋賀(B)

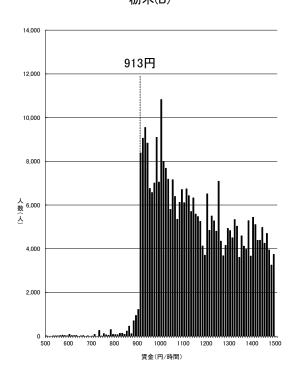


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般 短時間計

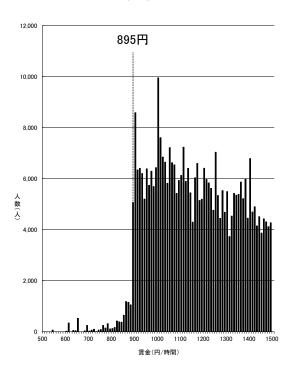
栃木(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

群馬(B)

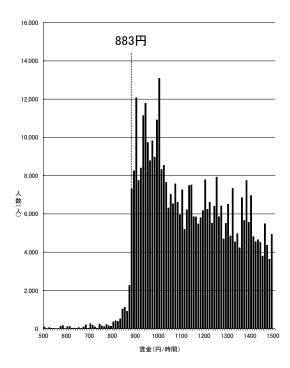


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

 - 一般 · 短時間計

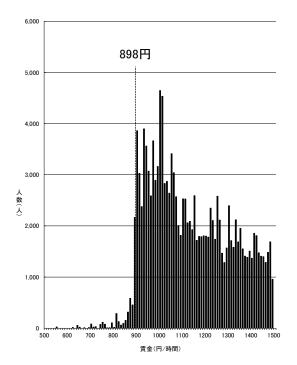
宮城(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
 - 一般·短時間計

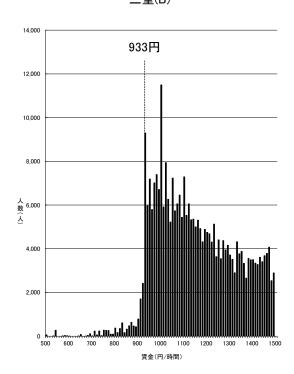
山梨(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内安労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
 - - 一般•短時間計

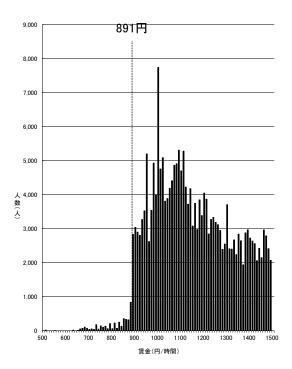
三重(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

石川(B)

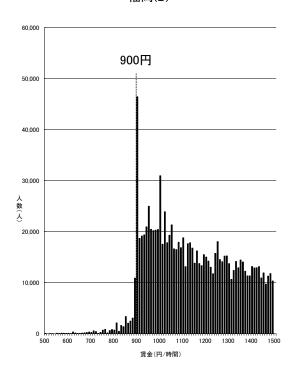


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

 - 一般 · 短時間計

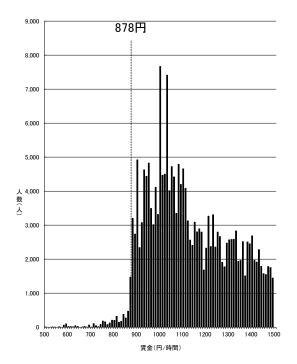
福岡(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

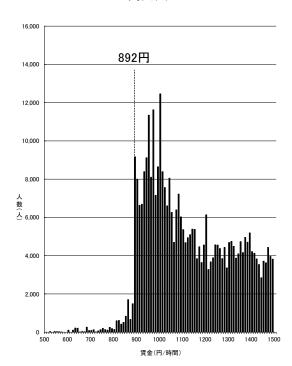
香川(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
 - - 一般 短時間計

岡山(B)

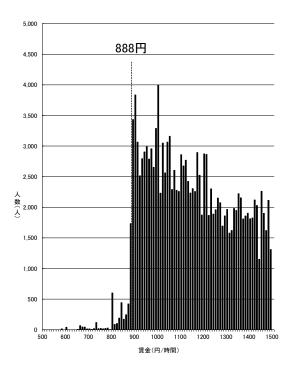


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般·短時間計

福井(B)



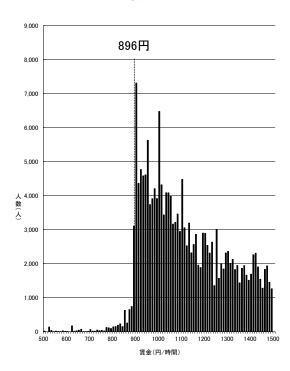
資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般 · 短時間計

一般 短時間計

奈良(B)

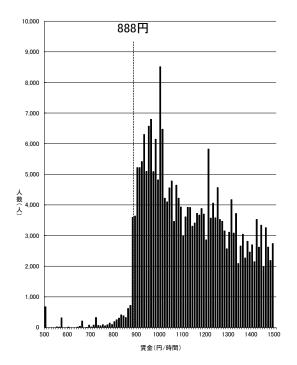


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般·短時間計

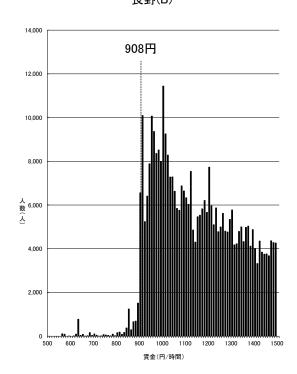
山口(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

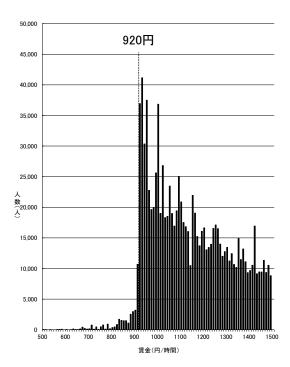
長野(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

北海道(B)

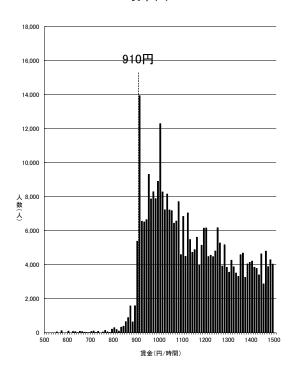


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般 · 短時間計

岐阜(B)



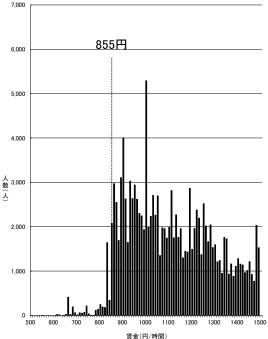
資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

福島(B)

一般·短時間計

徳島(B)

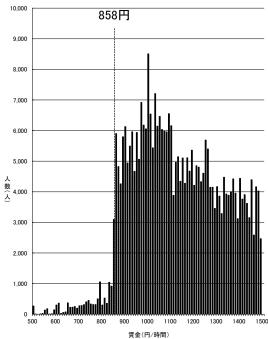


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

 - 一般 短時間計

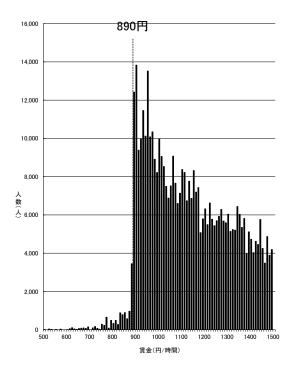
10,000



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

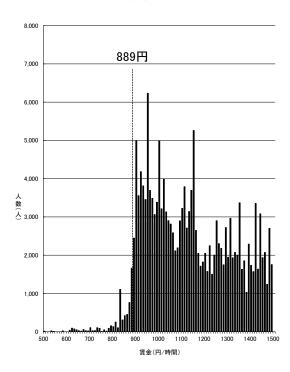
新潟(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
 - - 一般 · 短時間計

和歌山(B)

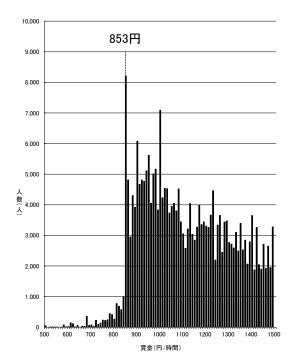


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般 · 短時間計

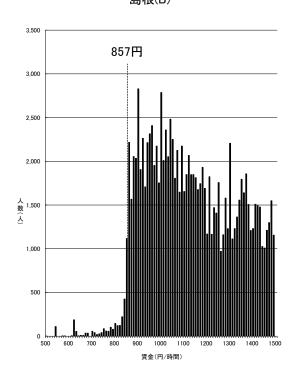
愛媛(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
 - 一般 短時間計

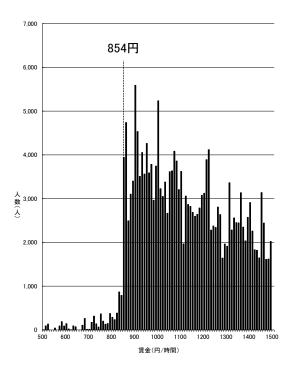
島根(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

大分(C)

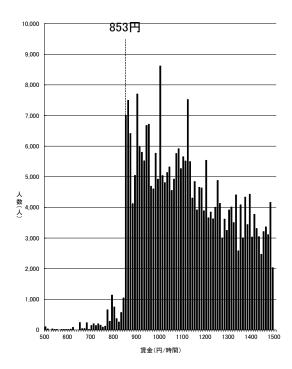


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般 · 短時間計

熊本(C)

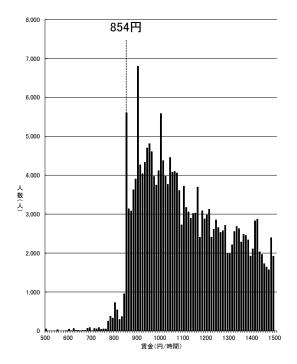


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般·短時間計

山形(C)

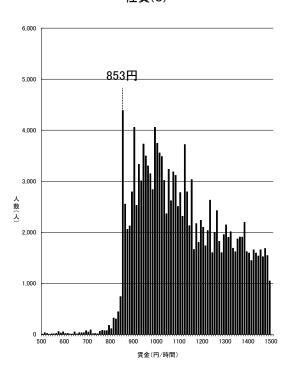


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内安労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般•短時間計

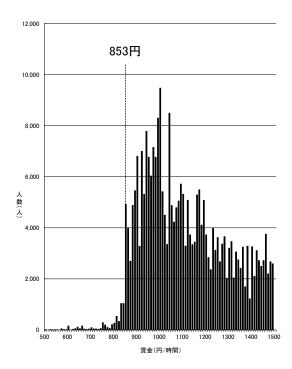
佐賀(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内安労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

長崎(C)

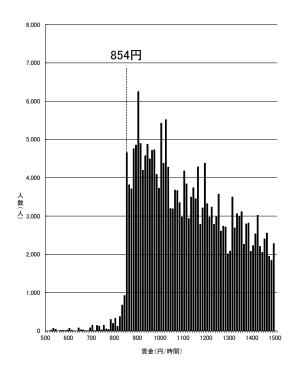


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般 · 短時間計

岩手(C)

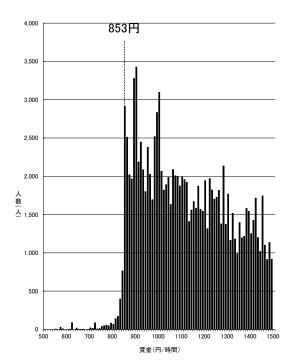


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般·短時間計

高知(C)

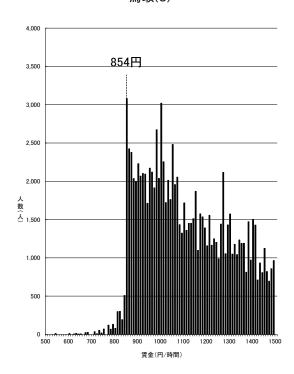


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内安労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般•短時間計

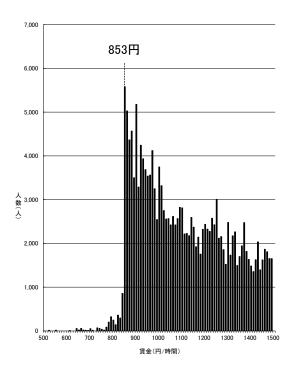
鳥取(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内安労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

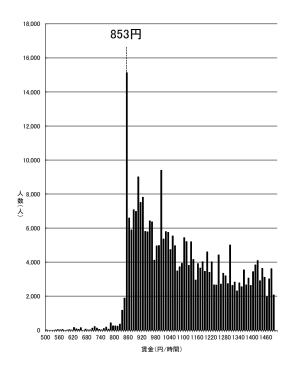
秋田(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
 - - 一般 · 短時間計

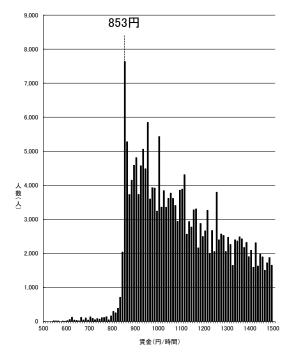
鹿児島(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
 - 一般·短時間計

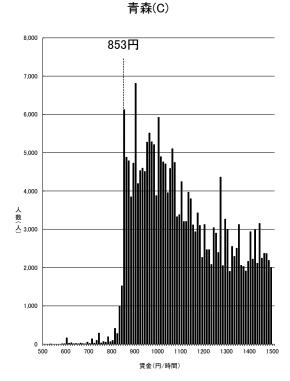
宮崎(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内安労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

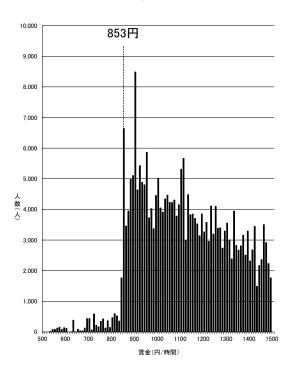
 - 一般 短時間計



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

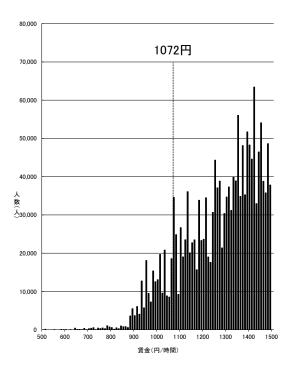
沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精潜動手当、家族手当を含む。)を所定内変労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

東京(A)

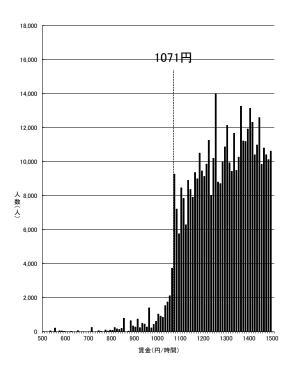


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

神奈川(A)

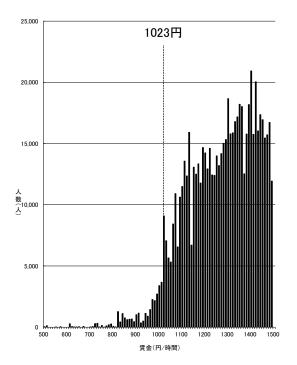


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪(A)

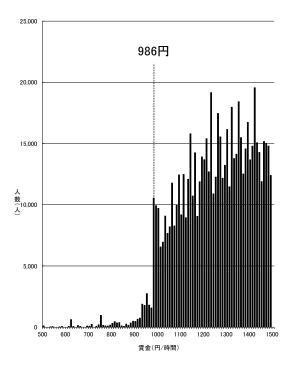


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

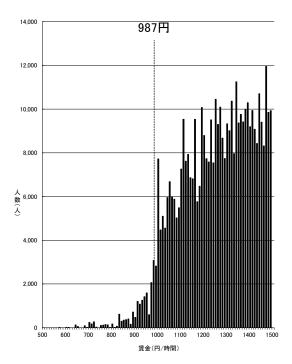
愛知(A)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内安労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

埼玉(A)

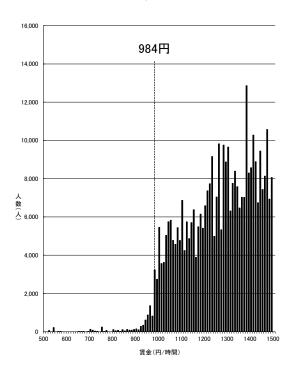


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、報告勤手当、家族手当を含む。)を所定内架労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

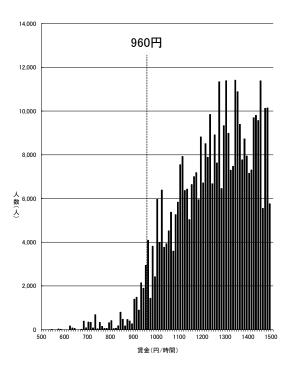
千葉(A)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

兵庫(B)

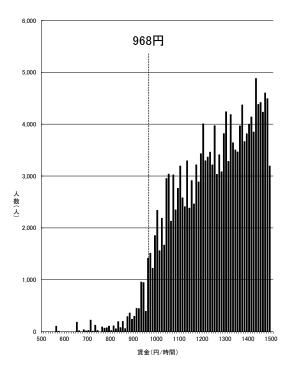


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都(B)

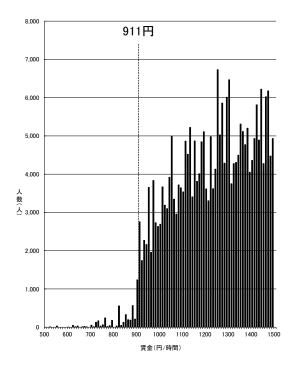


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

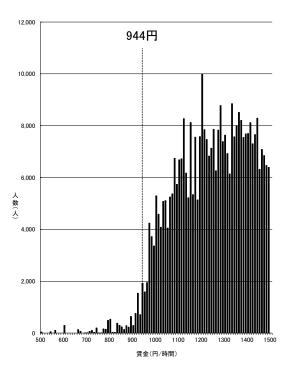


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

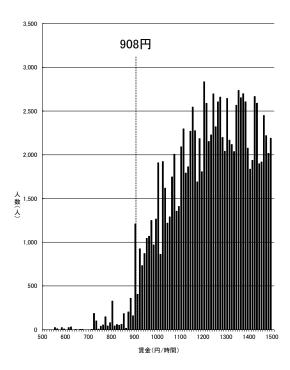
静岡(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

富山(B)

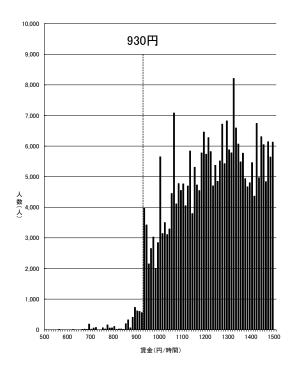


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

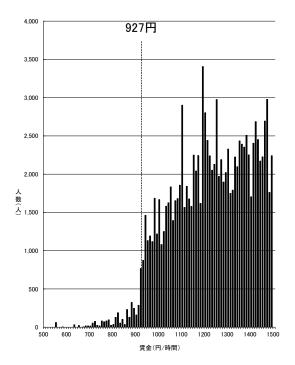


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀(B)

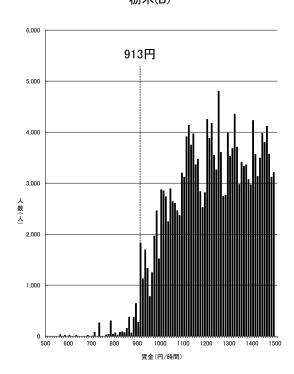


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内安労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

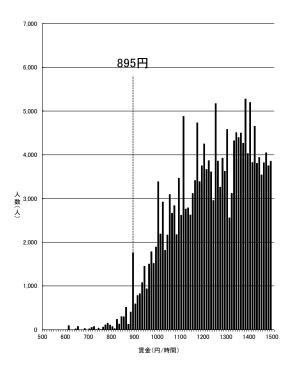
栃木(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内安労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

群馬(B)

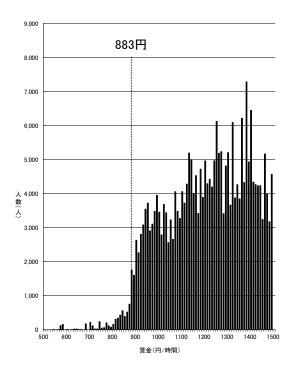


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

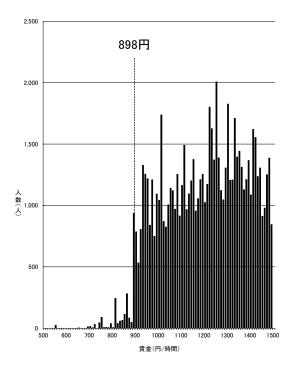
宮城(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

山梨(B)

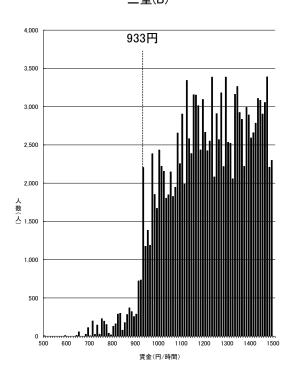


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

 - 一般労働者

三重(B)

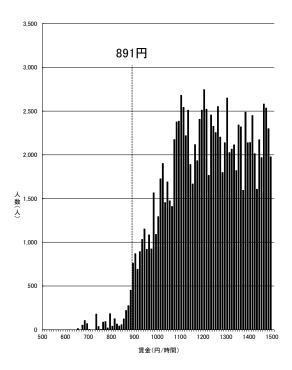


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川(B)

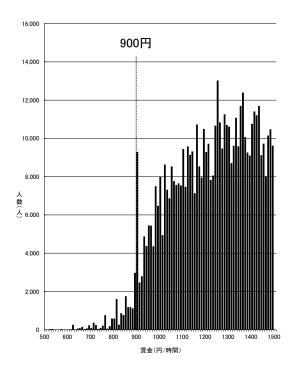


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

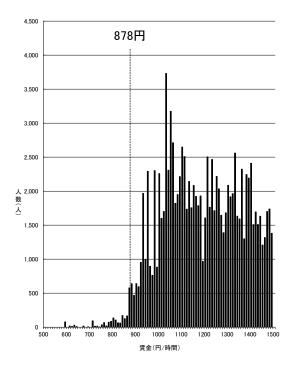
福岡(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

香川(B)

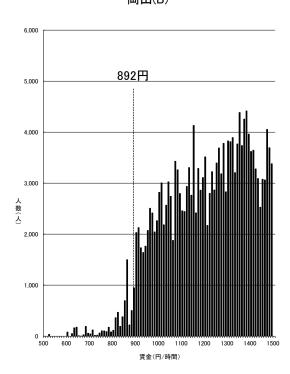


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内安労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山(B)

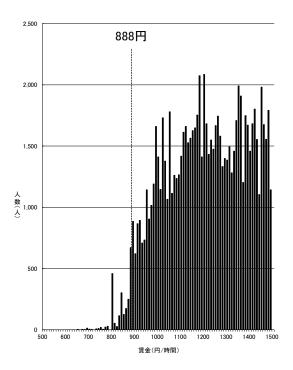


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井(B)

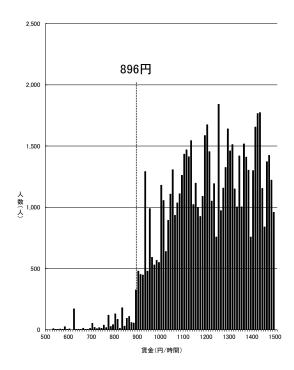


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良(B)

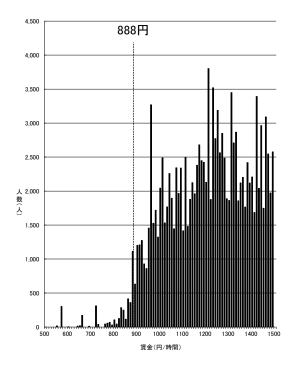


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口(B)

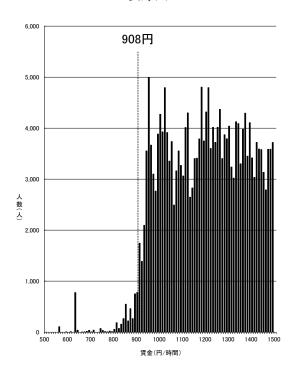


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

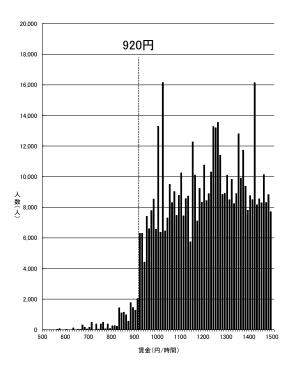
長野(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

北海道(B)

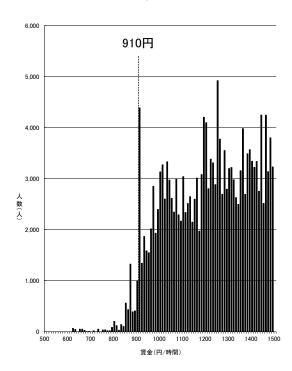


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜(B)

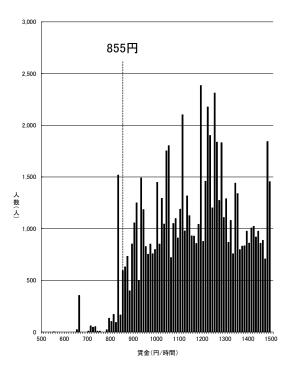


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島(B)

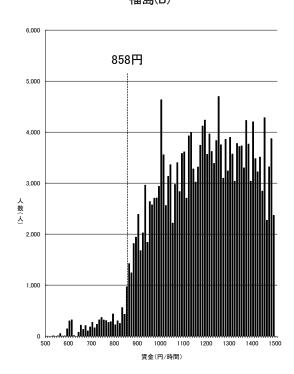


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

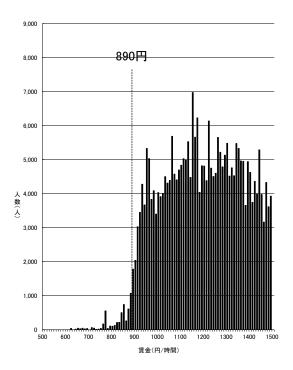
福島(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

新潟(B)

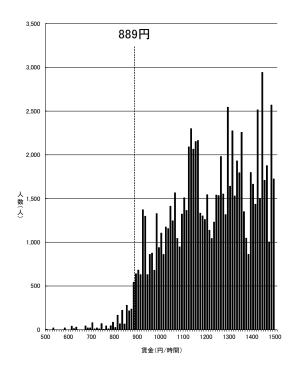


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山(B)

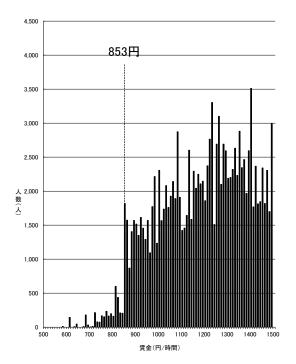


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(B)

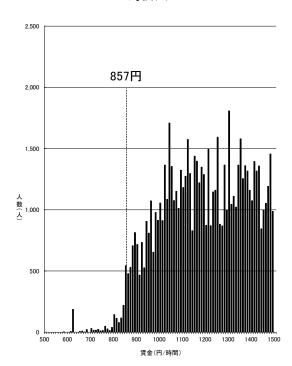


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

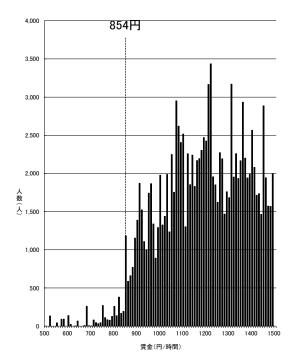
島根(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

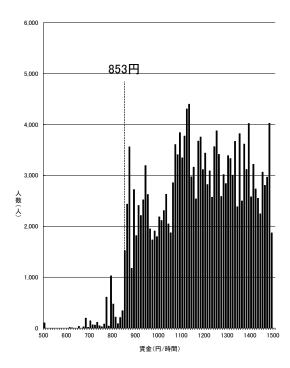
大分(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
 - - 一般労働者

熊本(C)

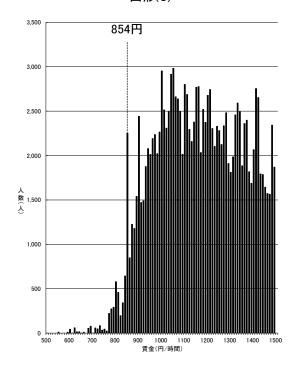


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(C)

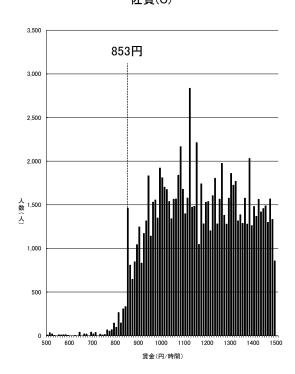


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

 - 一般労働者

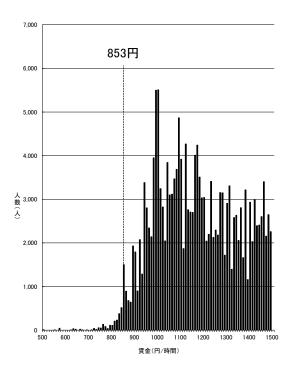
佐賀(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内安労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

長崎(C)

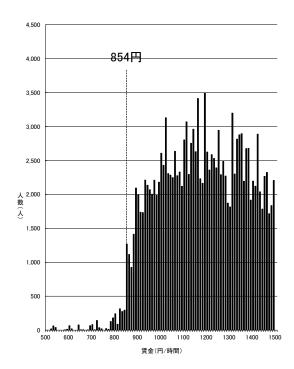


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(C)

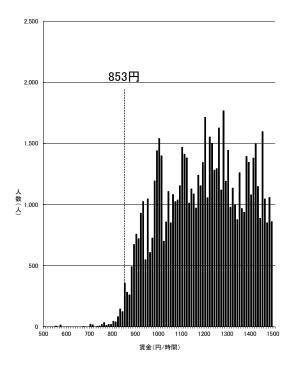


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(C)

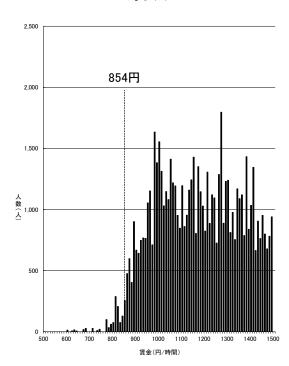


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内安労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

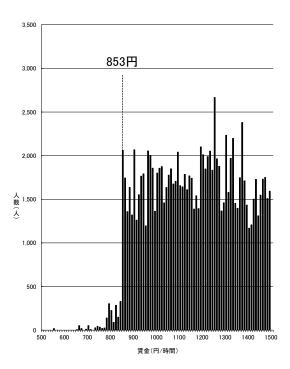
鳥取(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内安労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

秋田(C)

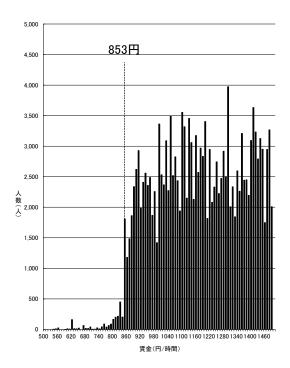


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(C)

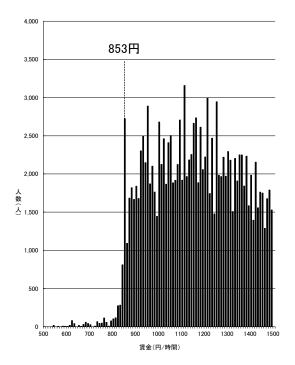


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(C)

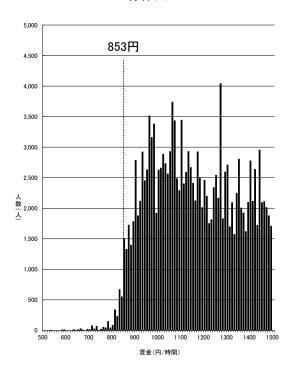


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内安労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

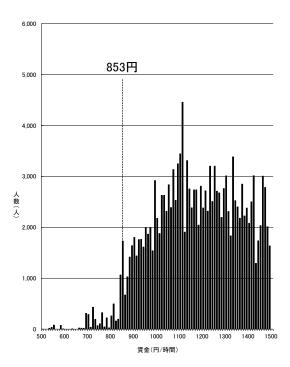
青森(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

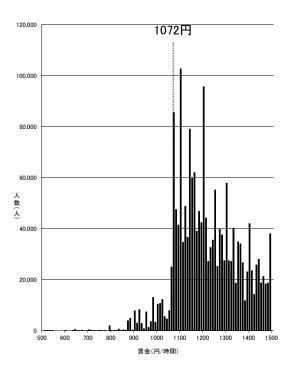
沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精潜動手当、家族手当を含む。)を所定内変労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

東京(A)

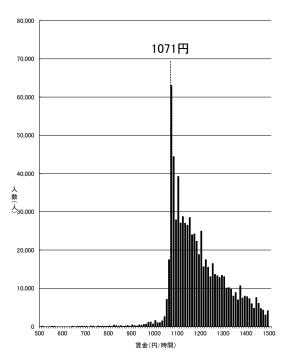


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、報告勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川(A)

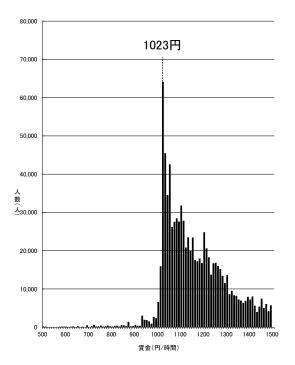


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)

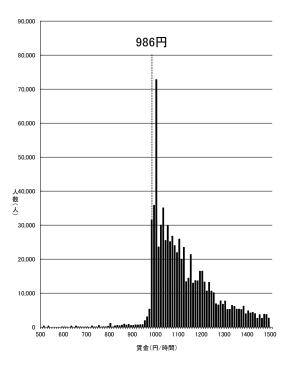


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

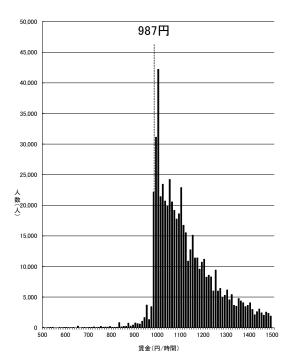
愛知(A)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

埼玉(A)

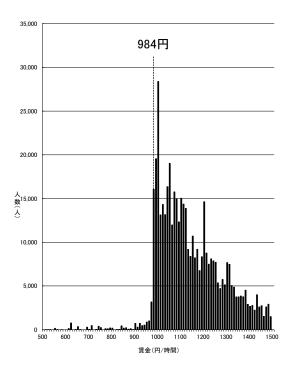


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、報告勤手当、家族手当を含む。)を所定内架労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

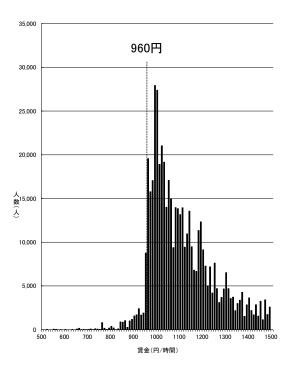
千葉(A)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報告勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

兵庫(B)

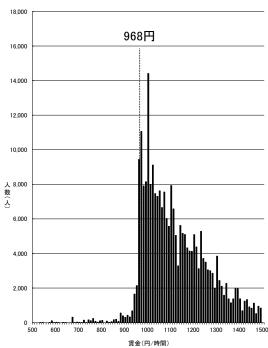


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都(B)

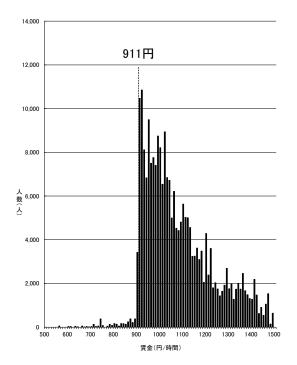


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

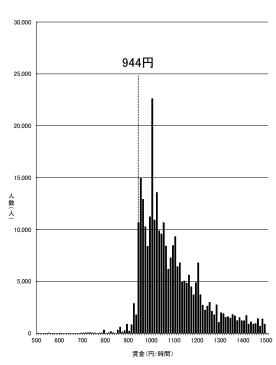


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

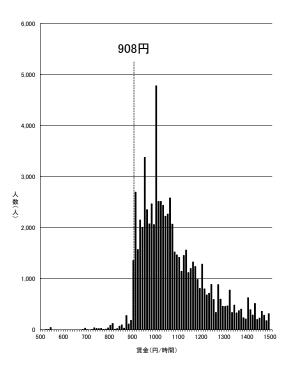
静岡(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

富山(B)



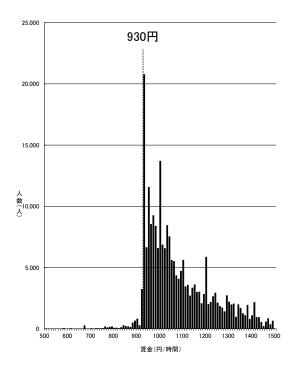
資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

短時間労働者

広島(B)

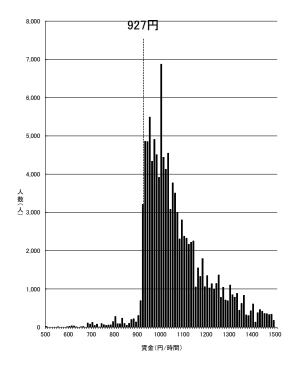


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精苦動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除止たものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

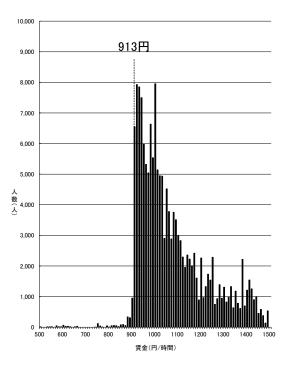
滋賀(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

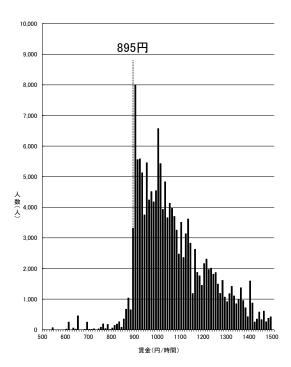
栃木(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

群馬(B)

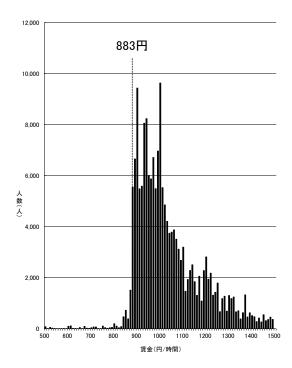


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(B)

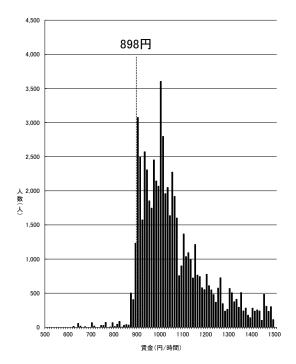


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精苦動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除止たものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

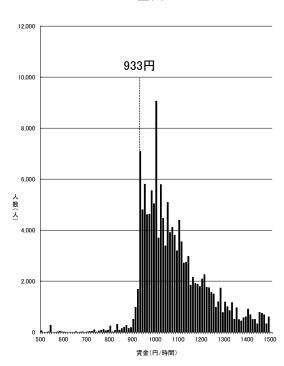


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

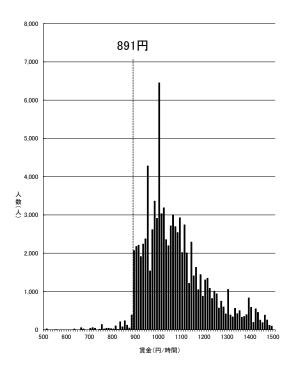
三重(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内安労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

石川(B)

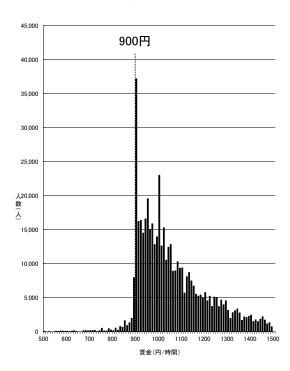


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(B)

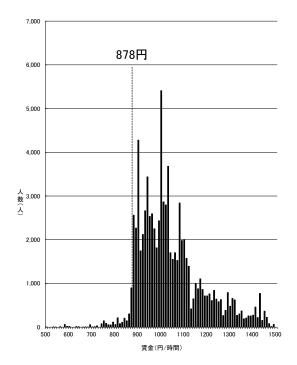


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川(B)

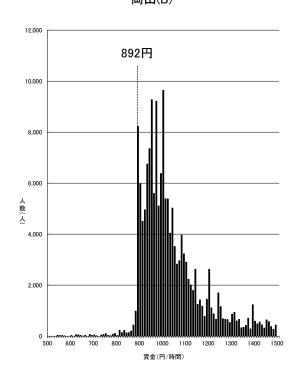


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

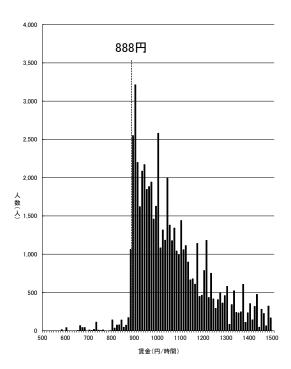
岡山(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内安労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

福井(B)



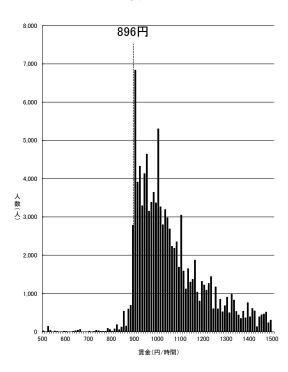
資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

短時間労働者

奈良(B)

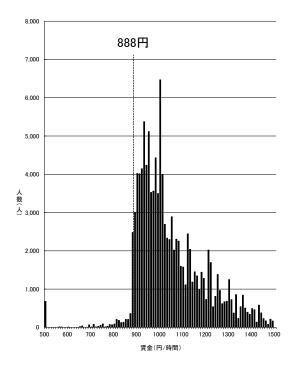


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

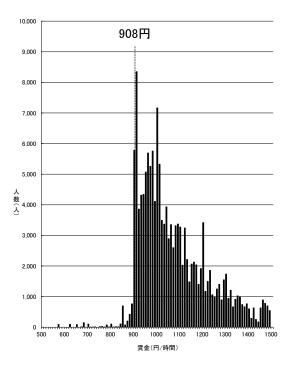
山口(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

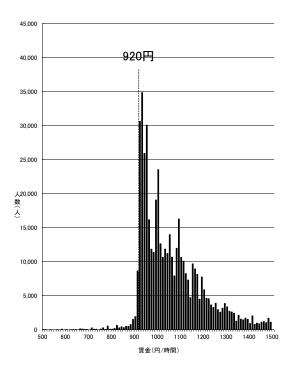
長野(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

北海道(B)

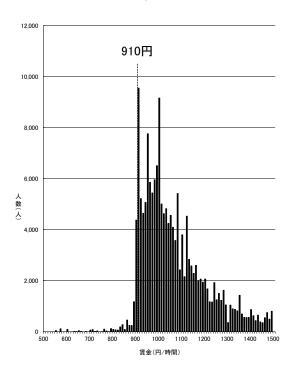


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(B)

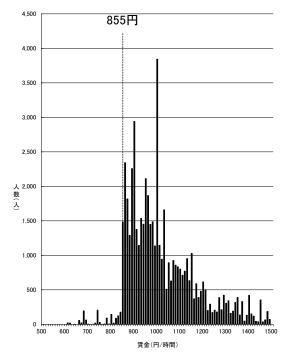


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(B)

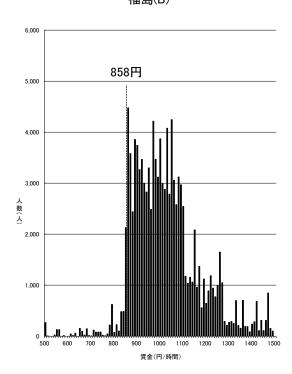


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

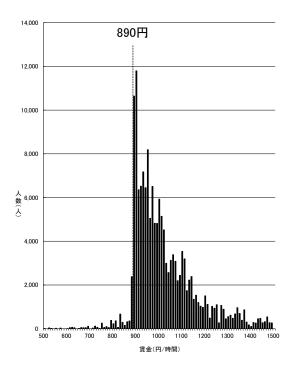
福島(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内格与額(通助手当、報首動手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

新潟(B)

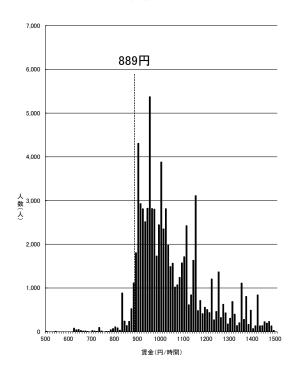


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(B)

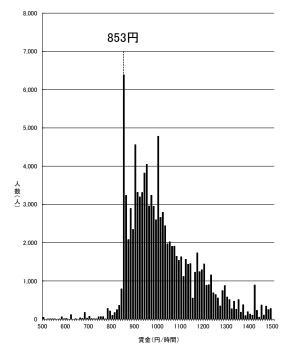


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(B)

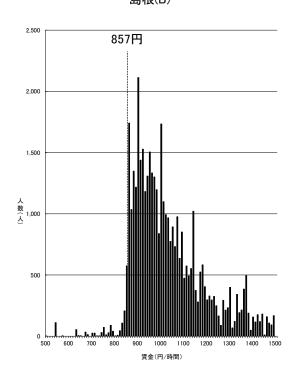


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

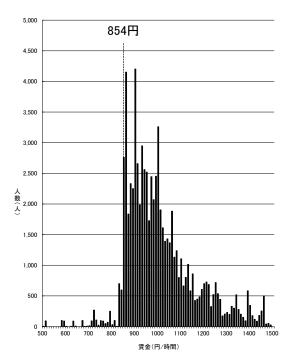
島根(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内安労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

大分(C)



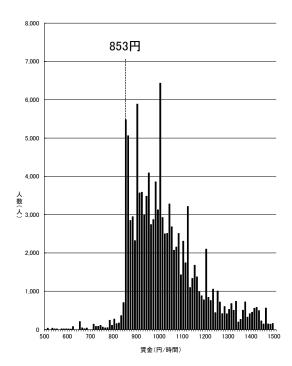
資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

短時間労働者

熊本(C)

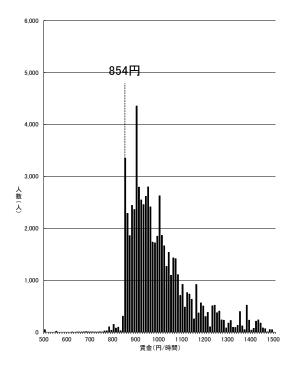


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

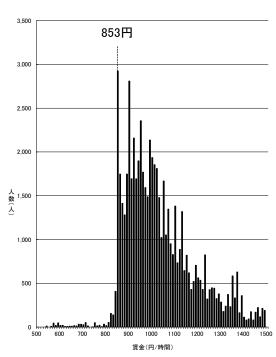
山形(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

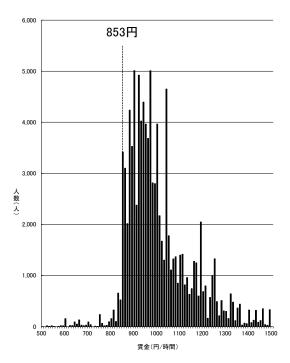
佐賀(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内安労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

長崎(C)

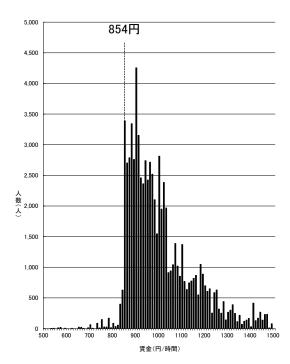


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(C)

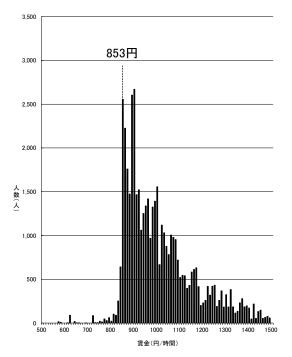


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(C)

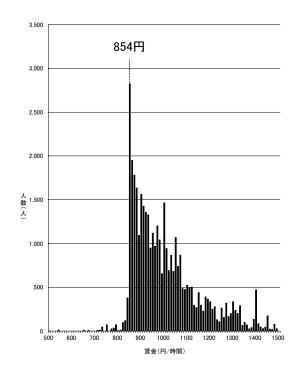


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

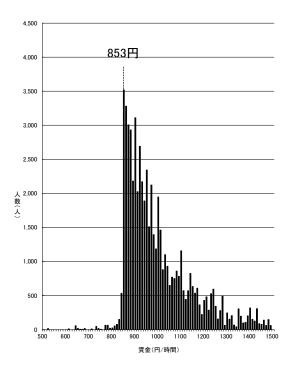
鳥取(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内安労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

秋田(C)

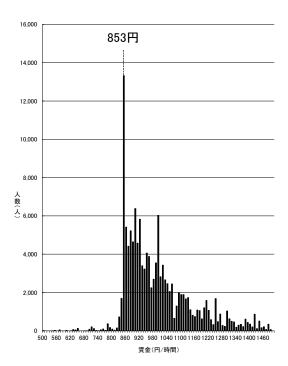


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(C)

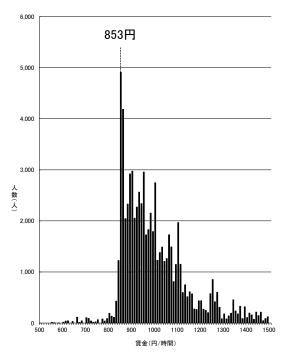


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、精首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内実労働時間数で除止たものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(C)

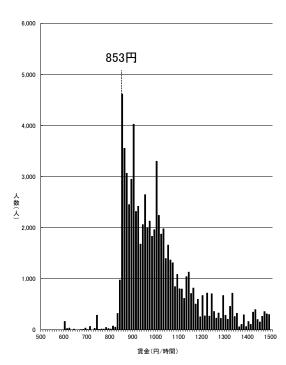


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内突労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

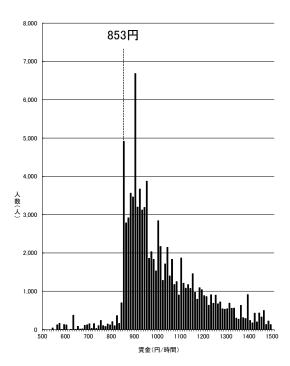
青森(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低資金額である。 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。 3 賃金額は、所定内給予額(通勤手当、報首勤手当、家族手当を含む。)を 所定内安労働時間数で除したものである。 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精潜動手当、家族手当を含む。)を所定内変労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

令和6年 最低賃金に関する基礎調査結果(茨城局)

1 調査の概要

茨城地方最低賃金審議会における最低賃金改正の審議資料とするため、「最低 賃金に関する基礎調査」を実施した。

- (1)調査対象産業及び調査事業所規模
 - ①調査対象産業

日本標準産業分類に定める産業のうちE・G・I・L・M・N・P・Rに含まれる産業

②調査事業所規模

対象産業に属する民営事業所のうち、常用労働者数に応じて以下の事業場 を対象とした。

I56(各種商品小売業): 全規模

E(製造業)、G413(新聞業)・G414(出版業):100 人未満

その他産業:30人未満

- (2)調査対象事業所数(調査書発送件数)・・・1,967件
- (3)調査の対象年月・・・令和6年6月分
- (4)調 査 方 法・・・無作為抽出による郵送、オンライン

2 調査結果の概要

- (1) 有効データ数・・・10.877 (1データは1労働者)
- (2)集 計 方 法
 - 1時間当たりの所定内賃金額を賃金階層化して集計した。
 - ・本調査は、抽出による調査のため、調査票により得られた労働者数を、母 集団の労働者数まで復元して労働者数を集計した。
 - ・地域別最低賃金に係る集計については、特定最低賃金適用産業における地域別最低賃金が適用される労働者(65歳以上等)を含めて集計した。

総括表(1)(産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、年齢別表)

令和6年度 基礎調査 総括表

産業:対象産業全て 就業形態:(全て)

産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃	金額	合計 -		規模別				年歯	令別 		
(3手当を除く)	口削	1~9人	10~29人	3 0 人以上	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計		201 404	120 400	100.070	CE 00C	C 0.47	11 440	250 000	20.047	20.011	40.10
	m	391,484	136,400	190,078	65,006	6,047	11,442	258,029	39,947	29,911	46,10
	円	7,573	5,517	1,901	155		147	2,890	810	1,006	2,72
-	942	(1.9)	(4.0)	(1.0)	(0.2)		(1.3)	(1.1)	(2.0)	(3.4)	(5.
0.40	0.40	7,573	5,517	1,901	155		147	2,890	810	1,006	2,72
943 -	943	(1.9)	(4.0)	(1.0)	(0.2)		(1.3)	(1.1)	(2.0)	(3.4)	(5.
0.4.4	0.4.4	7,582	5,526	1,901	155		147	2,899	810	1,006	2,72
944 -	944	(1.9)	(4.1)	(1.0)	(0.2)		(1.3)	(1.1)	(2.0)	(3.4)	(5.
0.45	0.45	7,582	5,526	1,901	155		147	2,899	810	1,006	2,72
945 -	945	(1.9)	(4.1)	(1.0)	(0.2)		(1.3)	(1.1)	(2.0)	(3.4)	(5.
0.4.0	0.46	7,589	5,526	1,901	162		147	2,899	817	1,006	2,72
946 -	946	(1.9)	(4.1)	(1.0)	(0.2)		(1.3)	(1.1)	(2.0)	(3.4)	(5.
0.47	0.47	7,589	5,526	1,901	162		147	2,899	817	1,006	2,72
947 -	947	(1.9)	(4.1)	(1.0)	(0.2)		(1.3)	(1.1)	(2.0)	(3.4)	(5.
0.40	0.40	7,589	5,526	1,901	162		147	2,899	817	1,006	2,72
948 -	948	(1.9)	(4.1)	(1.0)	(0.2) 162		(1.3)	(1.1)	(2.0) 817	(3.4)	(5)
040	0.40	7,589	5,526	1,901			147	2,899		1,006	2,72
949 -	949	(1.9)	(4.1)	(1.0)	(0.2)	1	(1.3)	(1.1)	(2.0)		(5.
OEO	050	8,597 (2.2)	6,472 (4.7)	1,905 (1.0)	219	157	147	3,435	828	1,078	2,95 (6)
950 -	950				(0.3)	(2.6)	(1.3)	(1.3)	(2.1)	(3.6)	
OE1	051	8,673	6,472 (4.7)	1,982	219	157	147	3,511	828	1,078	2,95
951 -	951	(2.2)		(1.0)	(0.3)	(2.6)	(1.3)	(1.4)	(2.1)	(3.6)	(6.
952 -	952	8,792 (2.2)	6,592 (4.8)	1,982 (1.0)	219 (0.3)	157 (2.6)	147 (1.3)	3,622 (1.4)	828 (2.1)	1,087 (3.6)	2,95 (6)
332 -	332	21,574	11,427	9,306	842	965	730	9,831	2,036	2,397	5,61
953 -	953	(5.5)	(8.4)	(4.9)	(1.3)		(6.4)		(5.1)		(12)
	300	22,961	12,041	10,074	846	1,071	941	10,463	2,289	2,581	5,61
954 -	954	(5.9)	(8.8)	(5.3)	(1.3)		(8.2)	(4.1)	(5.7)		(12
		26,314	12,815	12,641	858	1,343	1,078	11,495	2,752	2,873	6,77
955 -	955	(6.7)	(9.4)	(6.7)	(1.3)		(9.4)	(4.5)	(6.9)	•	(14
		27,252	12,888	13,502	862	1,343	1,078	11,791	3,179	2,873	6,98
956 -	956	(7.0)	(9.4)	(7.1)	(1.3)	·	(9.4)	·	(8.0)		(15.
		27,252	12,888	13,502	862	1,343	1,078	11,791	3,179	2,873	6,98
957 -	957	(7.0)	(9.4)	(7.1)	(1.3)		(9.4)	(4.6)	(8.0)		(15.
		27,269	12,888	13,515	867	1,343	1,078	11,804	3,184	2,873	6,98
958 -	958	(7.0)	(9.4)	(7.1)	(1.3)		(9.4)	(4.6)	(8.0)		(15
		27,512	12,888	13,753	871	1,343	1,078	12,040	3,188	2,873	6,98
959 -	959	(7.0)	(9.4)		(1.3)		(9.4)		(8.0)		(15.

		41,683	17,942	22,703	1,038	3,134	2,092	19,414	3,769	3,663	9,610
960 -	960	(10.6)	(13.2)	(11.9)	(1.6)	(51.8)	(18.3)	(7.5)	(9.4)	(12.2)	(20.8)
		41,858	17,942	22,799	1,118	3,134	2,092	19,505	3,769	3,745	9,613
961 -	961	(10.7)	(13.2)	(12.0)	(1.7)	(51.8)	(18.3)	(7.6)	(9.4)	(12.5)	(20.8)
		42,164	18,030	23,017	1,118	3,134	2,306	19,597	3,769	3,745	9,613
962 -	962	(10.8)	(13.2)	(12.1)	(1.7)	(51.8)	(20.2)	(7.6)	(9.4)	(12.5)	(20.8)
		42,404	18,030	23,257	1,118	3,305	2,306	19,659	3,769	3,745	9,620
963 -	963	(10.8)	(13.2)	(12.2)	(1.7)	(54.7)	(20.2)	(7.6)	(9.4)	(12.5)	(20.9)
		42,918	18,098	23,702	1,118	3,305	2,306	19,886	3,834	3,745	9,841
964 -	964	(11.0)	(13.3)	(12.5)	(1.7)	(54.7)	(20.2)	(7.7)	(9.6)	(12.5)	(21.3)
		43,524	18,584	23,792	1,148	3,305	2,306	20,086	4,037	3,745	10,044
965 -	965	(11.1)	(13.6)	(12.5)	(1.8)	(54.7)	(20.2)	(7.8)	(10.1)	(12.5)	(21.8)
		43,524	18,584	23,792	1,148	3,305	2,306	20,086	4,037	3,745	10,044
966 -	966	(11.1)	(13.6)	(12.5)	(1.8)	(54.7)	(20.2)	(7.8)	(10.1)	(12.5)	(21.8)
		43,684	18,656	23,878	1,150	3,305	2,306	20,244	4,037	3,745	10,046
967 -	967	(11.2)	(13.7)	(12.6)	(1.8)	(54.7)	(20.2)	(7.8)	(10.1)	(12.5)	(21.8)
		43,752	18,656	23,907	1,190	3,305	2,306	20,308	4,037	3,749	10,046
968 -	968	(11.2)	(13.7)	(12.6)	(1.8)	(54.7)	(20.2)	(7.9)	(10.1)	(12.5)	(21.8)
		43,752	18,656	23,907	1,190	3,305	2,306	20,308	4,037	3,749	10,046
969 -	969	(11.2)	(13.7)	(12.6)	(1.8)	(54.7)	(20.2)	(7.9)	(10.1)	(12.5)	(21.8)
		47,986	20,417	26,204	1,365	3,688	2,937	22,498	4,239	4,072	10,552
970 -	970	(12.3)	(15.0)	(13.8)	(2.1)	(61.0)	(25.7)	(8.7)	(10.6)	(13.6)	(22.9)
		47,986	20,417	26,204	1,365	3,688	2,937	22,498	4,239	4,072	10,552
971 -	971	(12.3)	(15.0)	(13.8)		(61.0)	(25.7)	(8.7)	(10.6)	(13.6)	
		48,565	20,417	26,781	1,367	3,688	2,937	22,872	4,442	4,074	10,552
972	972	(12.4)	(15.0)	(14.1)	(2.1)	(61.0)			(11.1)		
		49,091	20,552	27,170	1,369	3,688			4,442	4,150	10,638
973	973	(12.5)	(15.1)	(14.3)	(2.1)	(61.0)	(28.1)	(8.9)	(11.1)	(13.9)	(23.1)
		49,267	20,641	27,239	1,387	3,688			4,442		10,807
974	974	(12.6)	(15.1)	(14.3)	(2.1)	(61.0)	(28.1)		(11.1)	(13.9)	(23.4)
		49,679	21,044	27,248	1,387	3,688	3,214		4,644	4,150	11,006
975	975	(12.7)	(15.4)	(14.3)					(11.6)		
		49,726	21,044	27,295	1,387	3,688	3,214		4,644	4,150	11,006
976	976	(12.7)	(15.4)	(14.4)					(11.6)		
		50,195	21,147	27,502	1,545	3,688			4,723	4,154	11,006
977	977	(12.8)	(15.5)	(14.5)					(11.8)		
		50,532	21,147	27,837	1,548				4,790	4,154	11,006
978	978	(12.9)	(15.5)	(14.6)					(12.0)		
		50,597	21,206	27,837	1,554		3,216		4,797	4,154	11,064
979	979	(12.9)	(15.5)	(14.6)					(12.0)	.	
		60,035	23,869	34,363	1,803	4,030			5,411	4,818	13,211
980	980	(15.3)	(17.5)	(18.1)	(2.8)	(66.6)	(35.5)	(11.0)	(13.5)	(16.1)	(28.7)

		60,132	23,869	34,373	1,891	4,030	4,058	28,601	5,411	4,822	13,211
981	981	(15.4)	(17.5)	(18.1)	(2.9)	(66.6)	(35.5)	(11.1)	(13.5)	(16.1)	(28.7)
		60,618	24,265	34,373	1,979	4,030	4,240	28,624	5,598	4,895	13,231
982	982	(15.5)	(17.8)	(18.1)	(3.0)	(66.6)	(37.1)	(11.1)	(14.0)	(16.4)	(28.7)
		61,820	24,447	35,308	2,065	4,295	4,378	29,276	5,598	4,996	13,277
983	983	(15.8)	(17.9)	(18.6)	(3.2)	(71.0)	(38.3)	(11.3)	(14.0)	(16.7)	(28.8)
		61,908	24,535	35,308	2,065	4,295	4,378	29,276	5,598	4,996	13,365
984	984	(15.8)	(18.0)	(18.6)	(3.2)	(71.0)	(38.3)	(11.3)	(14.0)	(16.7)	(29.0)
		62,984	24,869	36,050	2,065	4,295	4,378	29,813	5,776	4,999	13,722
985	985	(16.1)	(18.2)	(19.0)	(3.2)	(71.0)	(38.3)	(11.6)	(14.5)	(16.7)	(29.8)
		63,266	25,061	36,136	2,069	4,295	4,378	29,959	5,826	4,999	13,808
986	986	(16.2)	(18.4)	(19.0)	(3.2)	(71.0)	(38.3)	(11.6)	(14.6)	(16.7)	(29.9)
		63,548	25,245	36,227	2,076	4,295	4,381	30,101	5,875	4,999	13,896
987	987	(16.2)	(18.5)	(19.1)	(3.2)	(71.0)	(38.3)	(11.7)	(14.7)	(16.7)	(30.1)
		64,012	25,248	36,641	2,122	4,295	4,381	30,326	5,942	5,003	14,065
988	988	(16.4)	(18.5)	(19.3)	(3.3)	(71.0)	(38.3)	(11.8)	(14.9)	(16.7)	(30.5)
		64,023	25,256	36,641	2,126	4,295	4,381	30,334	5,947	5,003	14,065
989	989	(16.4)	(18.5)	(19.3)	(3.3)	(71.0)	(38.3)		(14.9)	(16.7)	(30.5)
		65,524	26,164	37,060	2,301	4,295	4,457		6,116	5,149	14,067
990	990	(16.7)	(19.2)	(19.5)	(3.5)				(15.3)	(17.2)	
		65,729	26,235	37,060	2,434	4,295	4,457	31,574	6,187	5,149	14,067
991	991	(16.8)	(19.2)	(19.5)	(3.7)				(15.5)		(30.5)
		66,276	26,235	37,605	2,436	4,380	4,543		6,475	5,149	14,067
992	992	(16.9)	(19.2)	(19.8)	(3.7)			<u> </u>	(16.2)		
		66,352	26,235	37,679	2,438	4,380	4,543	31,737	6,475	5,149	14,067
993	993	(16.9)	(19.2)	(19.8)	(3.8)				(16.2)		
		66,606	26,295	37,850	2,460	4,380	4,551			5,149	14,239
994	994	(17.0)	(19.3)	(19.9)	(3.8)			<u> </u>			
		67,656	26,366	38,825	2,465	4,380	4,551	32,437	6,735		14,317
995	995	(17.3)	(19.3)	(20.4)	(3.8)						
		67,660	26,366	38,829	2,465	4,380	4,551	32,441	6,735	5,235	14,317
996	996	(17.3)	(19.3)	(20.4)	(3.8)						
		67,867	26,366	39,032	2,469	4,380	4,551	32,649	6,735	5,235	14,317
997	997	(17.3)	(19.3)	(20.5)	(3.8)						
		67,923	26,412	39,038	2,473	4,380	4,551	32,705	6,735	5,235	14,317
998	998	(17.4)	(19.4)	(20.5)	(3.8)						
		68,061	26,452	39,137	2,473	4,380	4,551	32,753	6,779	5,282	14,317
999	999	(17.4)	(19.4)	(20.6)	(3.8)						
1000	1000	94,547	39,695	51,306	3,545	5,196	7,068		8,946	6,808	20,312
1000	1000	(24.2)	(29.1)	(27.0)	(5.5)				(22.4)		
1001	1001	95,599	40,312	51,742	3,545	5,196	7,068		9,232	6,877	20,498
1001	1001	(24.4)	(29.6)	(27.2)	(5.5)	(85.9)	(61.8)	(18.1)	(23.1)	(23.0)	(44.5)

		96,042	40,329	51,978	3,734	5,196	7,068	47,023	9,297	6,897	20,560
1002	1002	(24.5)	(29.6)	(27.3)	(5.7)	(85.9)	(61.8)	(18.2)	(23.3)	(23.1)	(44.6)
		96,345	40,571	52,035	3,739	5,196	7,068	47,327	9,297	6,897	20,560
1003	1003	(24.6)	(29.7)	(27.4)	(5.8)	(85.9)	(61.8)	(18.3)	(23.3)	(23.1)	(44.6)
		96,430	40,571	52,101	3,758	5,196	7,068	47,368	9,304	6,897	20,598
1004	1004	(24.6)	(29.7)	(27.4)	(5.8)	(85.9)	(61.8)	(18.4)	(23.3)	(23.1)	(44.7)
		96,647	40,658	52,197	3,792	5,196	7,068	47,559	9,304	6,897	20,624
1005	1005	(24.7)	(29.8)	(27.5)	(5.8)	(85.9)	(61.8)	(18.4)	(23.3)	(23.1)	(44.7)
		96,979	40,732	52,450	3,798	5,196	7,068	47,878	9,314	6,897	20,626
1006	1006	(24.8)	(29.9)	(27.6)	(5.8)	(85.9)	(61.8)	(18.6)	(23.3)	(23.1)	(44.7)
		97,037	40,778	52,453	3,807	5,196	7,068	47,932	9,319	6,897	20,626
1007	1007	(24.8)	(29.9)	(27.6)	(5.9)	(85.9)	(61.8)	(18.6)	(23.3)	(23.1)	(44.7)
		98,180	40,980	53,393	3,807	5,196	7,068	48,872	9,319	7,100	20,626
1008	1008	(25.1)	(30.0)	(28.1)	(5.9)	(85.9)	(61.8)	(18.9)	(23.3)	(23.7)	(44.7)
		98,430	40,980	53,591	3,859	5,196	7,068	49,122	9,319	7,100	20,626
1009	1009	(25.1)	(30.0)	(28.2)	(5.9)	(85.9)	(61.8)	(19.0)	(23.3)	(23.7)	(44.7)
		100,426	41,740	54,533	4,153	5,196	7,070	50,972	9,342	7,206	20,640
1010	1010	(25.7)	(30.6)	(28.7)	(6.4)	(85.9)	(61.8)	(19.8)	(23.4)	(24.1)	(44.8)
		100,778	42,069	54,538	4,172	5,196	7,074	51,227	9,347	7,206	20,728
1011	1011	(25.7)	(30.8)	(28.7)	(6.4)	(85.9)	(61.8)	(19.9)	(23.4)	(24.1)	(45.0)
		100,948	42,190	54,540	4,218	5,196	7,074	51,357	9,347	7,246	20,728
1012	1012	(25.8)	(30.9)	(28.7)	(6.5)	(85.9)	(61.8)	(19.9)	(23.4)	(24.2)	(45.0)
		101,161	42,190	54,754	4,218	5,196	7,074		9,453	7,246	20,827
1013	1013	(25.8)	(30.9)	(28.8)	(6.5)		(61.8)	(19.9)	(23.7)		(45.2)
		101,353	42,327	54,800	4,226	5,196	7,088		9,453	7,298	20,827
1014	1014	(25.9)	(31.0)	(28.8)	(6.5)			<u> </u>	(23.7)		(45.2)
		102,129	42,327	54,803	4,999	5,196	7,095		9,560	7,442	21,104
1015	1015	(26.1)	(31.0)	(28.8)	(7.7)				(23.9)		(45.8)
		102,214	42,327	54,888	4,999	5,196	7,095		9,560		21,190
1016	1016	(26.1)	(31.0)	(28.9)					(23.9)		(46.0)
		102,537	42,327	55,202	5,007	5,196	7,229		9,560	7,442	21,250
1017	1017	(26.2)	(31.0)	(29.0)					(23.9)		(46.1)
		102,654	42,330	55,299	5,025	5,196	7,229		9,560	7,442	21,260
1018	1018	(26.2)	(31.0)	(29.1)	(7.7)				(23.9)		(46.1)
		102,772	42,429	55,307	5,036	5,196	7,234	52,017	9,619	7,444	21,263
1019	1019	(26.3)	(31.1)	(29.1)	(7.7)				(24.1)		(46.1)
		105,209	43,242	56,452	5,516	5,520	7,447	53,316	9,712	7,513	21,701
1020	1020	(26.9)	(31.7)	(29.7)	(8.5)				(24.3)		(47.1)
		105,498	43,242	56,539	5,718	5,520	7,451	53,597	9,712	7,513	21,706
1021	1021	(26.9)	(31.7)	(29.7)	(8.8)			+	(24.3)		(47.1)
		106,155	43,447	56,894	5,815	5,520	7,516		9,714	7,611	21,847
1022	1022	(27.1)	(31.9)	(29.9)	(8.9)	(91.3)	(65.7)	(20.9)	(24.3)	(25.4)	(47.4)

		106,675	43,447	57,405	5,823	5,520	7,603	54,380	9,714	7,611	21,847
1023	1023	(27.2)	(31.9)	(30.2)	(9.0)	(91.3)	(66.5)	(21.1)	(24.3)	(25.4)	(47.4)
		106,889	43,551	57,405	5,933	5,520	7,603	54,594	9,714	7,611	21,847
1024	1024	(27.3)	(31.9)	(30.2)	(9.1)	(91.3)	(66.5)	(21.2)	(24.3)	(25.4)	(47.4)
		107,357	43,634	57,469	6,254	5,520	7,603	54,834	9,796	7,652	21,953
1025	1025	(27.4)	(32.0)	(30.2)	(9.6)	(91.3)	(66.5)	(21.3)	(24.5)	(25.6)	(47.6)
		108,043	43,899	57,886	6,259	5,520	7,603	55,250	9,862	7,654	22,154
1026	1026	(27.6)	(32.2)	(30.5)	(9.6)	(91.3)	(66.5)	(21.4)	(24.7)	(25.6)	(48.0)
		108,192	43,899	57,964	6,329	5,520	7,603	55,378	9,872	7,664	22,154
1027	1027	(27.6)	(32.2)	(30.5)	(9.7)	(91.3)	(66.5)	(21.5)	(24.7)	(25.6)	(48.0)
		108,372	44,072	57,971	6,329	5,520	7,603	55,468	9,872	7,743	22,165
1028	1028	(27.7)	(32.3)	(30.5)	(9.7)	(91.3)	(66.5)	(21.5)	(24.7)	(25.9)	
		108,750	44,395	57,971	6,383	5,520	7,603	55,522	10,196		· ·
1029	1029	(27.8)	(32.5)	(30.5)					(25.5)	<u> </u>	
		111,024	44,678	59,423	6,923	5,520	7,819		10,245		
1030	1030	(28.4)	(32.8)	(31.3)					(25.6)		
		111,298	44,719	59,514	7,064	5,520	7,819		10,245	·	
1031	1031	(28.4)	(32.8)	(31.3)					(25.6)	<u> </u>	
		111,504	44,875	59,514	7,114	5,520	7,819		10,285		
1032	1032	(28.5)	(32.9)	(31.3)					(25.7)		
		111,572	44,875	59,529	7,167	5,520	7,859		10,292	7,942	
1033	1033	(28.5)	(32.9)	(31.3)					(25.8)		
		111,572	44,875	59,529	7,167	5,520	7,859	57,369	10,292		
1034	1034	(28.5)	(32.9)	(31.3)					(25.8)		
		111,664	44,920	59,537	7,207	5,520	7,859	57,406	10,292		22,590
1035	1035	(28.5)	(32.9)	(31.3)					(25.8)		
		111,680	44,924	59,544		5,520			10,292		
 1036	1036	(28.5)	(32.9)	(31.3)						<u> </u>	
		112,152	45,165	59,627	7,361	5,520			10,292		
1037	1037	(28.6)	(33.1)	(31.4)							
4.000	1000	112,243	45,231	59,627	7,386	5,520	7,859		10,292		
1038	1038	(28.7)	(33.2)	(31.4)							
4.000	1000	112,506	45,292	59,814	7,400	5,520		·	10,295		
1039	1039	(28.7)	(33.2)	(31.5)							
1040	1040	113,508	45,607	60,359	7,541	5,520	7,863		10,419	·	
1040	1040	(29.0)	(33.4)	(31.8)						<u> </u>	
1041	1044	113,675	45,664	60,470		5,520	7,863		10,419	·	
1041	1041	(29.0)	(33.5)	(31.8)							
1040	1040	113,730	45,664	60,470	7,596				10,458	·	
1042	1042	(29.1)	(33.5)	(31.8)				+			+
1040	1040	113,891	45,817	60,473		5,520	7,863		10,547	·	
1043	1043	(29.1)	(33.6)	(31.8)	(11.7)	(91.3)	(68.7)	(22.8)	(26.4)	(27.7)	(49.5)

			113,958	45,863	60,473	7,622	5,520	7,863	58,868	10,547	8,286	22,875
	1044	1044	(29.1)	(33.6)	(31.8)	-						
	1011	1011	114,566	46,210	60,715	7,641	5,520	7,863		10,547	8,286	22,875
	1045	1045	(29.3)	(33.9)	(31.9)	(11.8)			·	(26.4)		
-			114,783	46,252	60,786	7,745	5,520	7,863		10,547		22,875
	1046	1046	(29.3)	(33.9)	(32.0)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		·				
			114,805	46,260	60,790	7,754	5,520	7,863		10,547		22,875
	1047	1047	(29.3)	(33.9)	(32.0)	-						
			114,807	46,260	60,790	7,756	5,520	7,863		10,547	8,297	22,875
	1048	1048	(29.3)	(33.9)	(32.0)	(11.9)	(91.3)	(68.7)	(23.1)	(26.4)	(27.7)	(49.6)
			114,955	46,405	60,790	7,760	5,520	7,863	59,780	10,547	8,371	22,875
	1049	1049	(29.4)	(34.0)	(32.0)	(11.9)	(91.3)	(68.7)	(23.2)	(26.4)	(28.0)	(49.6)
			125,795	49,110	68,472	8,212	6,047	10,090	66,462	11,076	8,890	23,228
	1050	1050	(32.1)	(36.0)	(36.0)	(12.6)	(100.0)	(88.2)	(25.8)	(27.7)	(29.7)	(50.4)
			125,868	49,110	68,546	8,212		10,090	66,536	11,076	8,890	23,228
	1051	1051	(32.2)	(36.0)	(36.1)	(12.6)		(88.2)	(25.8)	(27.7)	(29.7)	(50.4)
			125,904	49,110	68,550	8,243		10,090	66,549	11,080	8,904	23,232
	1052	1052	(32.2)	(36.0)	(36.1)	(12.7)		(88.2)	(25.8)	(27.7)	(29.8)	(50.4)
			126,195	49,162	68,655	8,378		10,094	66,784	11,080	8,954	23,236
	1053	1053	(32.2)	(36.0)	(36.1)	(12.9)		(88.2)	(25.9)			
			127,107	49,374	69,211	8,521		10,103	67,482	11,096		
	1054	1059	(32.5)	(36.2)	(36.4)	(13.1)		(88.3)				
			130,270	50,132	71,053	9,085		10,111	69,544	11,313		
	1060	1069	(33.3)	(36.8)	(37.4)			(88.4)		·		
			134,193	51,398	73,328	9,467		10,119		11,567	10,187	23,855
	1070	1079	(34.3)	(37.7)	(38.6)			(88.4)	+			
			136,262	51,768	74,077	10,417		10,137	73,656	11,805		
	1080	1089	(34.8)	(38.0)	(39.0)			(88.6)				
	1000	1000	138,098	52,651	74,677	10,770		10,154		11,895		
	1090	1099	(35.3)	(38.6)	(39.3)			(88.7)				
	1100	1100	148,869	57,521	79,266	12,081		10,989	·	13,180		25,227
	1100	1109	(38.0)	(42.2)	(41.7)			(96.0)				
	1110	1110	150,508	57,872	79,997	12,639		10,989		13,494		
	1110	1119	(38.4)	(42.4)	(42.1)			(96.0)				
	1120	1100	153,260	58,296	81,931	13,033		11,075				
-	1120	1129	(39.1)	(42.7)	(43.1)			(96.8)	+			
	1120	1120	156,317	59,488	83,168	13,662		11,077	87,480	13,884		
_	1130	1139	(39.9)	(43.6)	(43.8)			(96.8)				
	1140	1140	159,313	60,343	84,930	14,040		11,077	89,681	14,066		
	1140	1149	(40.7)	(44.2)	(44.7)			(96.8)				
	1150	1150	163,017	61,977	86,375	14,665		11,183		14,630		26,603
	1150	1159	(41.6)	(45.4)	(45.4)	(22.6)		(97.7)	(35.8)	(36.6)	(41.1)	(57.7)

		165,463	62,566	87,801	15,096		11,183	94,288	14,799	12,412	26,734
1160	0 1169	(42.3)	(45.9)	(46.2)	(23.2)		(97.7)	(36.5)	(37.0)	(41.5)	(58.0)
		167,186	63,160	88,522	15,504		11,183	95,504	14,898	12,576	26,978
1170	0 1179	(42.7)	(46.3)	(46.6)	(23.8)		(97.7)	(37.0)	(37.3)	(42.0)	(58.5)
		168,772	63,748	89,383	15,641		11,188	96,759	14,987	12,648	27,142
1180	0 1189	(43.1)	(46.7)	(47.0)	(24.1)		(97.8)	(37.5)	(37.5)	(42.3)	(58.9)
		172,322	64,706	90,899	16,716		11,196	99,622	15,164	12,789	27,504
1190	0 1199	(44.0)	(47.4)	(47.8)	(25.7)		(97.9)	(38.6)	(38.0)	(42.8)	(59.7)
		207,227	76,467	106,917	23,843		11,285	125,440	18,310	14,978	31,166
1200	0 1299	(52.9)	(56.1)	(56.2)	(36.7)		(98.6)	(48.6)	(45.8)	(50.1)	(67.6)
		235,471	83,881	120,253	31,337		11,427	147,090	20,387	17,070	33,450
1300	0 1399	(60.1)	(61.5)	(63.3)	(48.2)		(99.9)	(57.0)	(51.0)	(57.1)	(72.5)
		261,985	91,481	134,081	36,423		11,432	168,915	21,716	18,625	35,250
1400	0 1499	(66.9)	(67.1)	(70.5)	(56.0)		(99.9)	(65.5)	(54.4)	(62.3)	(76.5)
		285,797	98,888	145,207	41,701		11,432	186,076	24,308	21,118	36,815
1500	0 1599	(73.0)	(72.5)	(76.4)	(64.1)		(99.9)	(72.1)	(60.9)	(70.6)	(79.8)
		302,350	104,128	152,622	45,599		11,432	198,280	25,568	22,624	38,398
1600	0 1699	(77.2)	(76.3)	(80.3)	(70.1)		(99.9)	(76.8)	(64.0)	(75.6)	(83.3)
		314,524	108,095	158,354	48,074		11,432	207,376	26,211	23,468	39,989
1700	0 1799	(80.3)	(79.2)	(83.3)	(74.0)		(99.9)	(80.4)	(65.6)		
		325,318	112,287	162,789	50,242		11,432	215,935	27,258	23,956	40,690
1800	0 1899	(83.1)	(82.3)	(85.6)	(77.3)		(99.9)	(83.7)	(68.2)	(80.1)	
		334,966	115,538	166,986	52,442		11,432	222,146	28,508	25,495	41,338
1900	0 1999	(85.6)	(84.7)	(87.9)	(80.7)		(99.9)	(86.1)	(71.4)	(85.2)	(89.7)
		391,484	136,400	190,078	65,006		11,442	258,029	39,947	29,911	46,108
2000		(100.0)					(100.0)	(100.0)	(100.0)		
月平均	均質金額	204,692	192,021	194,784	260,251	36,867	62,928	217,154	243,922	210,840	154,166
時間当	平均賃金額	1,498	1,518	1,446	1,610	978	1,011	1,520	1,710	1,518	1,372
月一人当	たり労働時間	134	128	128	161	38	62	142	140	135	114
第 1 ・	2 0 分位数	953	953	954	1,000	953	953	960	953	953	892
第 1 ・	1 0 分位数	960	960	960	1,030	953	960	980	965	960	953
第 1 ・	4 分位数	1,008	1,000	1,000	1,195	960	970	1,050	1,029	1,020	980
中	位数	1,251	1,203	1,213	1,423	960	1,000	1,312	1,385	1,296	1,050
四分位	偏差係数	0.2530		0.2403	0.2207	0.0208	0.0400	0.2317	0.3986	0.2535	
L		思结出版之粉		「下れ	L 男き掛けい						

【上段】 累積労働者数 【下段】 累積構成比

最低賃金に関する実態調査結果(地域別最低賃金対象)

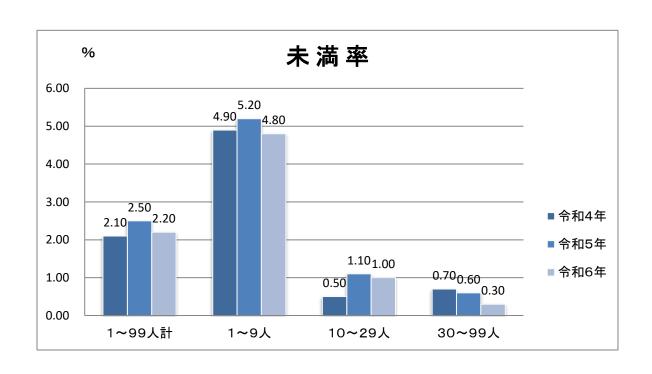
(茨城の賃金分布・特性値)

単位:円

	第1·20 分位数	第1•10 分位数	第1•4 分位数	中位数	未満率%
令和4年	880	890	950	1,132	2.1
令和5年	911	920	980	1,197	2.5
令和6年	953	960	1,008	1,251	2.2
対 前 年 増 減 額	42	40	28	54	
対前年増減率%	4.61	4.35	2.86	4.51	△ 0.3

規模別特性値及び未満率

	第1・	20分位数	女(円)	第1・	10分位数	女(円)	未満率%			
	令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年	
1~99人計	880	911	953	890	920	960	2.1	2.5	2.2	
1~9人	879	904	953	880	920	960	4.9	5.2	4.8	
10~29人	880	911	954	900	920	960	0.5	1.1	1.0	
30~99人	880	920	1,000	900	950	1,030	0.7	0.6	0.3	



総括表(1)(産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、年齢別表)

令和6年度 基礎調査 総括表

産業:対象産業全て 就業形態:一般

産別適用除外含む全労働者

-		70.1 D			年齢別				= 73 E2 F		
時間当り所定内賃金		合計	1	規模別							
(3手当を除く)		Пн	1~9人	10~29人	30人以上	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	6 5 歳以上
計											
		266,573	91,992	116,565	58,017	449	2,143	194,164	28,932	19,327	21,559
	円	6,305	4,407	1,744	155		147	2,808	409	569	2,373
-	942	(2.4)	(4.8)	(1.5)	(0.3)		(6.8)	(1.4)	(1.4)	(2.9)	(11.0)
		6,305	4,407	1,744	155		147	2,808	409	569	2,373
943 -	943	(2.4)	(4.8)	(1.5)	(0.3)		(6.8)	(1.4)	(1.4)	(2.9)	(11.0)
		6,314	4,416	1,744	155		147	2,817	409	569	2,373
944 -	944	(2.4)	(4.8)	(1.5)	(0.3)		(6.8)	(1.5)	(1.4)	(2.9)	(11.0)
		6,314	4,416	1,744	155		147	2,817	409	569	2,373
945 -	945	(2.4)	(4.8)	(1.5)	(0.3)		(6.8)	(1.5)	(1.4)	(2.9)	(11.0)
		6,321	4,416	1,744	162		147	2,817	416	569	2,373
946 -	946	(2.4)	(4.8)	(1.5)	(0.3)		(6.8)	(1.5)	(1.4)	(2.9)	(11.0)
		6,321	4,416	1,744	162		147	2,817	416	569	2,373
947 -	947	(2.4)	(4.8)	(1.5)	(0.3)		(6.8)	(1.5)	(1.4)	(2.9)	(11.0)
		6,321	4,416	1,744	162		147	2,817	416	569	2,373
948 -	948	(2.4)	(4.8)	(1.5)	(0.3)		(6.8)	(1.5)	(1.4)	(2.9)	(11.0)
		6,321	4,416	1,744	162		147	2,817	416	569	2,373
949 -	949	(2.4)	(4.8)	(1.5)	(0.3)		(6.8)	(1.5)	(1.4)	(2.9)	(11.0)
		6,328	4,423	1,744	162		147	2,817	423	569	2,373
950 -	950	(2.4)	(4.8)	(1.5)	(0.3)		(6.8)	(1.5)	(1.5)	(2.9)	(11.0)
		6,404	4,423	1,820	162		147	2,893	423	569	2,373
951 -	951	(2.4)	(4.8)	(1.6)	(0.3)		(6.8)	(1.5)	(1.5)	(2.9)	(11.0)
		6,475	4,494	1,820	162		147	2,964	423	569	2,373
952 -	952	(2.4)	(4.9)	(1.6)	(0.3)		(6.8)		(1.5)	(2.9)	(11.0)
		9,215	6,034	2,601	581	108	147	4,206	1,153	603	2,999
953 -	953	(3.5)	(6.6)	(2.2)	(1.0)	(24.1)	(6.8)		(4.0)		(13.9)
		10,101	6,155	3,364	581	214	358	4,490	1,331	709	2,999
954 -	954	(3.8)	(6.7)	(2.9)	(1.0)	(47.7)			(4.6)	(3.7)	(13.9)
		10,306	6,356	3,369	581	214	358	4,590	1,422	713	3,009
955 -	955	(3.9)	(6.9)	(2.9)	(1.0)	(47.7)		(2.4)	(4.9)		(14.0)
		10,529	6,356	3,588	585	214	358	4,600	1,636	713	3,009
956 -	956	(3.9)	(6.9)	(3.1)	(1.0)	(47.7)	(16.7)	(2.4)	(5.7)	(3.7)	(14.0)
		10,529	6,356	3,588	585	214	358	4,600	1,636	713	3,009
957 -	957	(3.9)	(6.9)	(3.1)	(1.0)	(47.7)	(16.7)		(5.7)	(3.7)	(14.0)
		10,534	6,356	3,588	590	214	358	4,600	1,640	713	3,009
958 -	958	(4.0)	(6.9)	(3.1)	(1.0)	(47.7)	(16.7)	(2.4)	(5.7)	(3.7)	(14.0)
		10,776	6,356	3,826	594	214	358	4,836	1,645	713	3,011
959 -	959	(4.0)	(6.9)	(3.3)	(1.0)	(47.7)	(16.7)	(2.5)	(5.7)	(3.7)	(14.0)

			13,202	8,158	4,367	677	214	360	6,633	1,823	721	3,452
	960 -	960	(5.0)	(8.9)	(3.7)	(1.2)	(47.7)	(16.8)	(3.4)	(6.3)	(3.7)	(16.0)
			13,364	8,158	4,449	757	214	360	6,715	1,823	800	3,452
	961 -	961	(5.0)	(8.9)	(3.8)	(1.3)	(47.7)	(16.8)	(3.5)	(6.3)	(4.1)	(16.0)
			13,582	8,158	4,667	757	214	574	6,719	1,823	800	3,452
	962 -	962	(5.1)	(8.9)	(4.0)	(1.3)	(47.7)	(26.8)	(3.5)	(6.3)	(4.1)	(16.0)
			13,604	8,158	4,689	757	214	574	6,735	1,823	800	3,459
	963 -	963	(5.1)	(8.9)	(4.0)	(1.3)	(47.7)	(26.8)	(3.5)	(6.3)	(4.1)	(16.0)
			13,837	8,165	4,915	757	214	574	6,962	1,826	800	3,461
	964 -	964	(5.2)	(8.9)	(4.2)	(1.3)	(47.7)	(26.8)	(3.6)	(6.3)	(4.1)	(16.1)
			14,032	8,253	5,004	774	214	574	7,157	1,826	800	3,461
	965 -	965	(5.3)	(9.0)	(4.3)			(26.8)		(6.3)		
			14,032	8,253	5,004	774	214	574	*	1,826		3,461
	966 -	966	(5.3)	(9.0)	(4.3)			(26.8)		(6.3)		
			14,130	8,265	5,091	774	214	574	· ·	1,826		3,461
	967 -	967	(5.3)	(9.0)	(4.4)			(26.8)		(6.3)		
			14,169	8,265	5,091	814	214	574	1	1,826		3,461
	968 -	968	(5.3)	(9.0)	(4.4)			(26.8)		(6.3)		
			14,169	8,265	5,091	814	214	574	,	1,826		3,461
	969 -	969	(5.3)	(9.0)	(4.4)			(26.8)		(6.3)		
			14,848	8,425	5,582	841	214	574	· ·	1,925		3,555
	970 -	970	(5.6)	(9.2)	(4.8)			(26.8)		(6.7)	(4.6)	
	074	074	14,848	8,425	5,582	841	214	574	*	1,925	891	3,555
	971 -	971	(5.6)	(9.2)	(4.8)			(26.8)		(6.7)		
	070	070	14,850	8,425	5,582	843	214	574	7,689	1,925	893	3,555
<u> </u>	972	972	(5.6)	(9.2)	(4.8)			(26.8)				
	072	072	15,156	8,425	5,885	845		787		1,925		
	973	973	(5.7)	(9.2)	(5.0)			(36.7) 791				
	974	974	15,317 (5.7)	8,514 (9.3)	5,955 (5.1)	849	214 (47.7)		7,697	1,925 (6.7)		· ·
	974	974	15,528	8,718	5,961	(1.5) 849	214	(36.9) 791	(4.0) 7,709	1,925		
	975	975	(5.8)	(9.5)						(6.7)		
	313	313	15,528	8,718	5,961	849		791	7,709	1,925		
	976	976	(5.8)		(5.1)							
	310	310	15,635	8,821	5,965	849	214	791	7,812	1,925		3,995
	977	977	(5.9)	(9.6)	(5.1)							
	311	311	15,637	8,821	5,965	851	214	794		1,925		3,995
	978	978	(5.9)	(9.6)	(5.1)				1			
		3.3	15,637	8,821	5,965	851	214	794		1,925		3,995
	979	979	(5.9)	(9.6)	(5.1)				1			
			16,595	9,603	5,970	1,023	214	794	-	2,212		
	980	980	(6.2)	(10.4)					·			· ·

		16,689	9,603	5,975	1,111	214	794	8,517	2,212	930	4,023
981	981	(6.3)	(10.4)	(5.1)	(1.9)	(47.7)	(37.0)	(4.4)	(7.6)	(4.8)	(18.7)
		17,098	9,999	5,975	1,123	214	976	8,517	2,359	1,004	4,028
982	982	(6.4)	(10.9)	(5.1)	(1.9)	(47.7)	(45.5)	(4.4)	(8.2)	(5.2)	(18.7)
		17,757	10,167	6,460	1,129	214	1,061	9,037	2,359	1,057	4,028
983	983	(6.7)	(11.1)	(5.5)	(1.9)	(47.7)	(49.5)	(4.7)	(8.2)	(5.5)	(18.7)
		17,845	10,256	6,460	1,129	214	1,061	9,037	2,359	1,057	4,116
984	984	(6.7)	(11.1)	(5.5)	(1.9)	(47.7)	(49.5)	(4.7)	(8.2)	(5.5)	(19.1)
		18,375	10,579	6,666	1,129	214	1,061	9,567	2,359	1,057	4,116
985	985	(6.9)	(11.5)	(5.7)	(1.9)	(47.7)	(49.5)	(4.9)	(8.2)	(5.5)	(19.1)
		18,521	10,721	6,666	1,133	214	1,061	9,713	2,359	1,057	4,116
986	986	(6.9)	(11.7)	(5.7)	(2.0)	(47.7)	(49.5)	(5.0)	(8.2)	(5.5)	(19.1)
		18,753	10,855	6,758	1,140	214	1,064	9,855	2,359	1,057	4,205
987	987	(7.0)	(11.8)	(5.8)	(2.0)	(47.7)	(49.6)	(5.1)	(8.2)	(5.5)	(19.5)
		19,207	10,859	7,168	1,180	214	1,064	10,070	2,426	1,060	4,373
988	988	(7.2)	(11.8)	(6.1)	(2.0)	(47.7)	(49.6)	(5.2)	(8.4)	(5.5)	(20.3)
		19,219	10,867	7,168	1,184	214	1,064	10,077	2,430	1,060	4,373
989	989	(7.2)	(11.8)	(6.1)	(2.0)	(47.7)	(49.6)	(5.2)	(8.4)	(5.5)	(20.3)
		19,522	11,036	7,303	1,184	214	1,064	10,212	2,518	1,142	4,373
990	990	(7.3)	(12.0)	(6.3)	(2.0)	(47.7)	(49.6)	(5.3)	(8.7)	(5.9)	(20.3)
		19,656	11,036	7,303	1,318	214	1,064	10,346	2,518	1,142	4,373
991	991	(7.4)	(12.0)	(6.3)	(2.3)		(49.6)	(5.3)	(8.7)	(5.9)	(20.3)
		19,742	11,036	7,388	1,318	214	1,064		2,518	1,142	4,373
992	992	(7.4)	(12.0)	(6.3)	(2.3)	(47.7)	(49.6)		(8.7)		(20.3)
		19,744	11,036	7,388	1,320	214	1,064	10,433	2,518	1,142	4,373
993	993	(7.4)	(12.0)	(6.3)	(2.3)				(8.7)		(20.3)
		19,998	11,097	7,560	1,341	214	1,072		2,521	1,142	4,545
994	994	(7.5)	(12.1)	(6.5)					(8.7)		(21.1)
		20,128	11,097	7,690	1,341	214	1,072		2,607	1,142	4,545
995	995	(7.6)	(12.1)	(6.6)					(9.0)		
		20,132	11,097	7,694	1,341	214	1,072		2,607	1,142	4,545
996	996	(7.6)	(12.1)	(6.6)					(9.0)		(21.1)
		20,339	11,097	7,897	1,346	214	1,072		2,607	1,142	4,545
997	997	(7.6)	(12.1)	(6.8)							(21.1)
		20,350	11,097	7,903	1,350	214	1,072		2,607	1,142	4,545
998	998	(7.6)	(12.1)	(6.8)					(9.0)		(21.1)
		20,401	11,097	7,955	1,350	214	1,072		2,611	1,142	4,545
999	999	(7.7)	(12.1)	(6.8)					(9.0)		(21.1)
		28,698	16,803	10,173	1,722	449	1,189		3,042	1,508	7,296
1000	1000	(10.8)	(18.3)	(8.7)	(3.0)	(100.0)		+	(10.5)		
		29,298	17,267	10,310	1,722		1,189		3,109	1,542	7,296
1001	1001	(11.0)	(18.8)	(8.8)	(3.0)		(55.5)	(8.1)	(10.7)	(8.0)	(33.8)

		29,554	17,273	10,512	1,769	1,	189 15,925	3,109	1,553	7,329
1002	1002	(11.1)	(18.8)	(9.0)	(3.0)	(5	5.5) (8.2)	(10.7)	(8.0)	(34.0)
		29,616	17,273	10,569	1,773		189 15,987	3,109	1,553	7,329
1003	1003	(11.1)	(18.8)	(9.1)	(3.1)	(5	5.5) (8.2)	(10.7)	(8.0)	(34.0)
		29,672	17,273	10,606	1,793		189 16,027	3,113	1,553	7,341
1004	1004	(11.1)	(18.8)	(9.1)	(3.1)		5.5) (8.3)			(34.1)
		29,683	17,273	10,609	1,801	1,	189 16,039	3,113	1,553	7,341
1005	1005	(11.1)	(18.8)	(9.1)	(3.1)		5.5) (8.3)			(34.1)
		30,012	17,347	10,859	1,807	1,	189 16,355	3,123	1,553	7,343
1006	1006	(11.3)	(18.9)	(9.3)	(3.1)	(5	5.5) (8.4)	(10.8)	(8.0)	(34.1)
		30,017	17,347	10,859	1,811	1,	189 16,355	3,128	1,553	7,343
1007	1007	(11.3)	(18.9)	(9.3)	(3.1)	(5	5.5) (8.4)	(10.8)	(8.0)	(34.1)
		31,074	17,549	11,713	1,811	1,	189 17,210	3,128	1,756	7,343
1008	1008	(11.7)	(19.1)	(10.0)	(3.1)	(5	5.5) (8.9)	(10.8)	(9.1)	(34.1)
		31,310	17,549	11,911	1,850	1,	17,446	3,128	1,756	7,343
1009	1009	(11.7)	(19.1)	(10.2)	(3.2)	(5	5.5) (9.0)	(10.8)	(9.1)	(34.1)
		31,941	17,552	12,260	2,129	1,	191 18,059	3,130	1,769	7,343
1010	1010	(12.0)	(19.1)	(10.5)	(3.7)	(5	5.6) (9.3)	(10.8)	(9.2)	(34.1)
		32,290	17,881	12,262	2,148	1,	195 18,314	3,132	1,769	7,431
1011	1011	(12.1)	(19.4)	(10.5)	(3.7)	(5	5.8) (9.4)	(10.8)	(9.2)	(34.5)
		32,292	17,881	12,264	2,148	1,	195 18,316	3,132	1,769	7,431
1012	1012	(12.1)	(19.4)	(10.5)	(3.7)	(5	5.8) (9.4)	(10.8)	(9.2)	(34.5)
		32,502	17,881	12,473	2,148	1,	18,320	3,238	1,769	7,530
1013	1013	(12.2)	(19.4)	(10.7)	(3.7)	(5	5.8) (9.4)	(11.2)	(9.2)	(34.9)
		32,690	18,019	12,516	2,156		210 18,445	3,238	1,819	7,530
1014	1014	(12.3)	(19.6)	(10.7)	(3.7)	(5	6.4) (9.5)			
		32,839	18,019	12,516	2,305		210 18,481		1,832	7,574
1015	1015	(12.3)	(19.6)	(10.7)	(4.0)	(5	6.4) (9.5)	(11.4)	(9.5)	
		32,839	18,019	12,516	2,305		210 18,481	3,293	1,832	7,574
1016	1016	(12.3)	(19.6)	(10.7)	(4.0)	(5	6.4) (9.5)	(11.4)	(9.5)	(35.1)
		33,162	18,019	12,829	2,313		18,610		1,832	7,634
1017	1017	(12.4)	(19.6)	(11.0)	(4.0)		2.7) (9.6)			
		33,268	18,021	12,927	2,320		18,716			7,634
1018	1018	(12.5)	(19.6)	(11.1)	(4.0)		2.7) (9.6)			
		33,377	18,121	12,932	2,325		18,766			7,634
1019	1019	(12.5)	(19.7)	(11.1)	(4.0)		2.9) (9.7)			
		33,988	18,197	13,272	2,519		19,159			7,816
1020	1020	(12.7)	(19.8)	(11.4)	(4.3)		2.9) (9.9)			
		34,187	18,197	13,273	2,717		352 19,354			7,816
1021	1021	(12.8)	(19.8)	(11.4)	(4.7)		3.1) (10.0)			
		34,575	18,361	13,422	2,792		19,489			7,916
1022	1022	(13.0)	(20.0)	(11.5)	(4.8)	(6	(10.0)	(11.7)	(10.0)	(36.7)

		35,095	18,361	13,934	2,800	1,504	19,921	3,373	1,933	7,916
1023	1023	(13.2)	(20.0)	(12.0)	(4.8)	(70.2)	(10.3)	(11.7)	(10.0)	(36.7)
		35,310	18,464	13,934	2,911	1,504	20,135	3,373	1,933	7,916
1024	1024	(13.2)	(20.1)	(12.0)	(5.0)	(70.2)	(10.4)	(11.7)	(10.0)	(36.7)
		35,467	18,506	13,998	2,963	1,504	20,225	3,397	1,933	7,959
1025	1025	(13.3)	(20.1)	(12.0)	(5.1)	(70.2)	(10.4)	(11.7)	(10.0)	(36.9)
		35,753	18,572	14,213	2,968	1,504	20,442	3,463	1,935	7,959
1026	1026	(13.4)	(20.2)	(12.2)	(5.1)	(70.2)	(10.5)	(12.0)	(10.0)	(36.9)
		35,866	18,572	14,292	3,002	1,504	20,545	3,463	1,946	7,959
1027	1027	(13.5)	(20.2)	(12.3)	(5.2)	(70.2)	(10.6)	(12.0)	(10.1)	(36.9)
		36,043	18,745	14,295	3,002	1,504	20,635	3,463	2,024	7,967
1028	1028	(13.5)	(20.4)	(12.3)	(5.2)	(70.2)	(10.6)	(12.0)	(10.5)	(37.0)
		36,420	19,069	14,295	3,056	1,504	20,689	3,787	2,024	7,967
1029	1029	(13.7)	(20.7)	(12.3)	(5.3)	(70.2)	(10.7)	(13.1)	(10.5)	(37.0)
		37,080	19,344	14,333	3,404	1,504	21,010	3,802	2,193	8,123
1030	1030	(13.9)	(21.0)	(12.3)	(5.9)	(70.2)	(10.8)	(13.1)	(11.3)	(37.7)
		37,292	19,344	14,418	3,531	1,504	21,222	3,802	2,193	8,123
1031	1031	(14.0)	(21.0)	(12.4)	(6.1)	(70.2)	(10.9)	(13.1)	(11.3)	(37.7)
		37,390	19,441	14,418	3,531	1,504	21,229	3,802	2,193	8,213
1032	1032	(14.0)	(21.1)	(12.4)	(6.1)	(70.2)	(10.9)	(13.1)	(11.3)	(38.1)
		37,449	19,441	14,430	3,577	1,544	21,245	3,802	2,196	8,213
1033	1033	(14.0)	(21.1)	(12.4)	(6.2)	(72.0)	(10.9)	(13.1)	(11.4)	(38.1)
		37,449	19,441	14,430	3,577	1,544	21,245	3,802	2,196	8,213
1034	1034	(14.0)	(21.1)	(12.4)	(6.2)	(72.0)		(13.1)		(38.1)
		37,461	19,441	14,434	3,586	1,544	21,257	3,802	2,196	8,213
1035	1035	(14.1)	(21.1)	(12.4)	(6.2)	(72.0)	(10.9)	(13.1)		(38.1)
		37,476	19,446	14,441	3,590	1,544	21,269	3,802	2,200	8,213
1036	1036	(14.1)	(21.1)	(12.4)	(6.2)	(72.0)		(13.1)		
		37,762	19,602	14,441	3,719	1,544	21,554	3,802		8,213
1037	1037	(14.2)	(21.3)	(12.4)	(6.4)	(72.0)	(11.1)	(13.1)		
		37,852	19,668	14,441	3,743	1,544	21,584	3,802	2,200	8,274
1038	1038	(14.2)	(21.4)	(12.4)	(6.5)	(72.0)	(11.1)	(13.1)		
		38,115	19,729	14,629	3,758	1,548	21,779	3,805	2,261	8,274
1039	1039	(14.3)	(21.4)	(12.5)	(6.5)	(72.2)		(13.2)		
		38,312	19,799	14,725	3,788	1,548	21,888	3,805	2,265	8,357
1040	1040	(14.4)	(21.5)	(12.6)	(6.5)	(72.2)	(11.3)	(13.2)		
		38,410	19,849	14,773	3,788	1,548	21,936	3,805	2,315	8,357
1041	1041	(14.4)	(21.6)	(12.7)	(6.5)	(72.2)		(13.2)		
		38,425	19,849	14,773	3,804	1,548	21,951	3,805	2,315	8,357
1042	1042	(14.4)	(21.6)	(12.7)	(6.6)	(72.2)	(11.3)	(13.2)		
		38,521	19,938	14,776	3,808	1,548	21,955	3,894	2,318	8,357
1043	1043	(14.5)	(21.7)	(12.7)	(6.6)	(72.2)	(11.3)	(13.5)	(12.0)	(38.8)

		38,575	19,983	14,776	3,816	1,548	21,960	3,894	2,322	8,403
1044	1044	(14.5)	(21.7)	(12.7)	(6.6)	(72.2	(11.3)	(13.5)	(12.0)	(39.0)
		39,135	20,331	14,969	3,834	1,548	22,520	3,894	2,322	8,403
1045	1045	(14.7)	(22.1)	(12.8)	(6.6)	(72.2	(11.6)	(13.5)	(12.0)	(39.0)
		39,352	20,373	15,041	3,939	1,548	22,725	3,894	2,333	8,403
1046	1046	(14.8)	(22.1)	(12.9)	(6.8)	(72.2	(11.7)	(13.5)	(12.1)	(39.0)
		39,374	20,381	15,045	3,948	1,548	22,747	3,894	2,333	8,403
1047	1047	(14.8)	(22.2)	(12.9)	(6.8)	(72.2	(11.7)	(13.5)	(12.1)	(39.0)
		39,376	20,381	15,045	3,950	1,548	22,749	3,894	2,333	8,403
1048	1048	(14.8)	(22.2)	(12.9)	(6.8)	(72.2	(11.7)	(13.5)	(12.1)	(39.0)
		39,450	20,452	15,045	3,953	1,548	22,749	3,894	2,407	8,403
1049	1049	(14.8)	(22.2)	(12.9)	(6.8)	(72.2	(11.7)	(13.5)	(12.5)	
		41,311	21,231	15,843		1,554		4,060		8,408
1050	1050	(15.5)	(23.1)	(13.6)				(14.0)		
		41,385	21,231	15,916		1,554		4,060		8,408
1051	1051	(15.5)	(23.1)	(13.7)				(14.0)		
		41,420	21,231	15,920	4,269	1,554		4,064	2,558	
1052	1052	(15.5)	(23.1)	(13.7)				(14.0)		
		41,711	21,283	16,025		1,558		4,064		
1053	1053	(15.6)	(23.1)	(13.7)				(14.0)		
		42,234	21,489	16,284		1,566		4,079		8,415
1054	1059	(15.8)	(23.4)	(14.0)				(14.1)		
		43,610	22,120	16,775	4,715	1,574		4,107	2,861	8,555
1060	1069	(16.4)	(24.0)	(14.4)				(14.2)		
	4.0=0	45,726	22,620	18,080	5,027	1,582		4,313		
1070	1079	(17.2)	(24.6)	(15.5)				(14.9)		
1000	1000	47,445	22,985	18,511	5,948	1,601		4,548		
1080	1089	(17.8)	(25.0)	(15.9)						
1000	1000	48,925	23,770	18,954		1,618		4,631		9,133
1090	1099	(18.4)	(25.8)	(16.3)				(16.0)		
1100	1100	55,626	26,878	21,798		1,697		5,445	•	
1100	1109	(20.9)	(29.2)	(18.7)				(18.8)		
1110	1110	56,907	27,187	22,336		1,697		5,562		
1110	1119	(21.3)	(29.6)	(19.2)	(12.7) 7,764			(19.2) 5,746		
1120	1120	59,182	27,496	23,922	•	1,783		(19.9)	•	
1120	1129	(22.2)	(29.9)	(20.5)						
1130	1120	61,999	28,675	24,960 (21.4)		1,785 (83.3		5,768 (19.9)		10,078 (46.7)
1130	1139	(23.3) 64,444	(31.2) 29,530	26,271	8,643	1,785		5,940		10,213
1140	1149	(24.2)	(32.1)	(22.5)					•	
1140	1149	66,586						(20.5) 6,259		
1150	1150	•	30,315	27,085 (23.2)		1,891				
1150	1159	(25.0)	(33.0)	(23.2)	(15.8)	(88.3	(22.2)	(21.6)	(23.2)	(47.8)

		68,830	30,895	28,392	9,543		1,891	45,200	6,337	4,577	10,376
1160	1169	(25.8)	(33.6)	(24.4)	(16.4)		(88.3)	(23.3)	(21.9)	(23.7)	(48.1)
		70,381	31,401	29,069	9,911		1,891	46,279	6,429	4,730	10,603
1170	1179	(26.4)	(34.1)	(24.9)	(17.1)		(88.3)	(23.8)	(22.2)	(24.5)	(49.2)
		71,709	31,826	29,853	10,030		1,896	47,441	6,438	4,802	10,683
1180	1189	(26.9)	(34.6)	(25.6)	(17.3)		(88.5)	(24.4)	(22.3)	(24.8)	(49.6)
		75,127	32,784	31,286	11,057		1,904	50,179	6,607	4,943	11,045
1190	1199	(28.2)	(35.6)	(26.8)	(19.1)		(88.8)	(25.8)	(22.8)	(25.6)	(51.2)
		101,116	40,069	43,420	17,627		1,993	71,046	8,756	6,607	12,265
1200	1299	(37.9)	(43.6)	(37.2)	(30.4)		(93.0)	(36.6)	(30.3)	(34.2)	(56.9)
		126,061	46,199	54,872	24,989		2,136	90,948	10,643	8,386	13,499
1300	1399	(47.3)	(50.2)	(47.1)	(43.1)		(99.6)	(46.8)	(36.8)	(43.4)	(62.6)
		150,529	53,021	67,496	30,012		2,140	111,566	11,890	9,507	14,977
1400	1499	(56.5)	(57.6)	(57.9)	(51.7)		(99.9)	(57.5)	(41.1)	(49.2)	(69.5)
		171,573	59,625	77,035	34,912		2,140	127,560	14,179	11,699	15,546
1500	1599	(64.4)	(64.8)	(66.1)	(60.2)		(99.9)	(65.7)	(49.0)	(60.5)	(72.1)
		186,052	64,416	82,931	38,706		2,140	138,475	15,370	12,983	16,635
1600	1699	(69.8)	(70.0)	(71.1)	(66.7)		(99.9)	(71.3)	(53.1)	(67.2)	(77.2)
		197,800	68,144	88,491	41,165		2,140	147,422	16,013	13,729	18,047
1700	1799	(74.2)	(74.1)	(75.9)	(71.0)		(99.9)	(75.9)	(55.3)	(71.0)	(83.7)
		207,688	71,641	92,718	43,329		2,140	155,465	16,975	14,217	18,442
1800	1899	(77.9)	(77.9)	(79.5)	(74.7)		(99.9)	(80.1)	(58.7)	(73.6)	(85.5)
		216,873	74,687	96,711	45,475		2,140	161,515	18,192	15,513	19,064
1900	1999	(81.4)	(81.2)	(83.0)	(78.4)		(99.9)	(83.2)	(62.9)	(80.3)	(88.4)
		266,573	91,992	116,565	58,017		2,143	194,164	28,932	19,327	21,559
2000		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)		(100.0)	(100.0)	(100.0)		
月平均	1 賃 金 額	260,082	241,841	266,286	276,541	32,203	147,075	258,720	300,445	269,432	225,776
時間当马	平均賃金額	1,634	1,632	1,618	1,670	978	1,009	1,630	1,857	1,650	1,437
月一人当7	たり労働時間	161	154	164	167	32	146	162	161	163	156
第 1 ・ 2	2 0 分位数	961	953	973	1,024	953	914	986	956	982	662
第 1 ・ 3	1 0 分位数	1,000	980	1,008	1,083	953	954	1,022	1,000	1,022	892
第 1 ・	4 分位数	1,160	1,090	1,180	1,252	954	962	1,193	1,238	1,196	1,000
中	位数	1,428	1,394	1,429	1,483	1,000	994	1,428	1,624	1,500	
四分位	偏差係数	0.2293	0.2629	0.2117	0.2215	0.0230	0.0679	0.2048	0.3331	0.2360	
		男			男待構成以			1		1	

【上段】 累積労働者数 【下段】 累積構成比

最低賃金に関する実態調査結果(地域別最低賃金対象)

一般労働者分

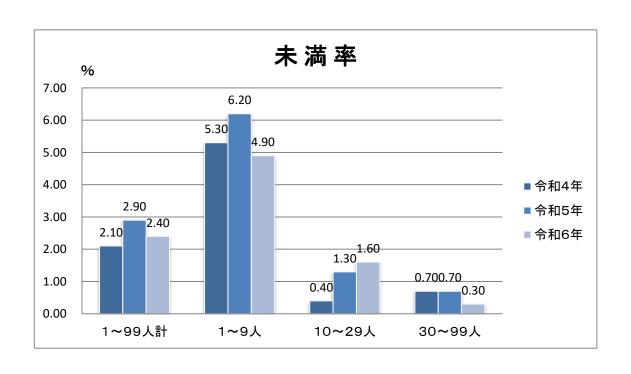
(茨城の賃金分布・特性値)

単位:円

	第1·20 分位数	第1•10 分位数	第1•4 分位数	中位数	未満率%
令和4年	885	909	1,059	1,327	2.1
令和5年	915	953	1,119	1,380	2.9
令和6年	961	1,000	1,160	1,428	2.4
対前年増減額	46	47	41	48	
対前年増減率(%)	5.03	4.93	3.66	3.48	Δ 0.5

規模別特性値及び未満率

	第1・	20分位数	女(円)	第1•	10分位数	女(円)	未満率%			
	令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年	
1~99人計	885	915	961	909	953	1,000	2.1	2.9	2.4	
1~9人	860	852	953	900	920	980	5.3	6.2	4.9	
10~29人	895	920	973	905	978	1,008	0.4	1.3	1.6	
30~99人	940	950	1,024	994	1,005	1,083	0.7	0.7	0.3	



総括表(1)(産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、年齢別表)

令和6年度 基礎調査 総括表

産業:対象産業全て 就業形態:パート

産別適用除外含む全労働者

7年10年及 至		ルリロン			性未・別家性未生						
時間当り所定内賃		合計		規模別				年歯	令別 		
(3手当を除く	.)	ы н г	1~9人	10~29人	3 0 人以上	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計											
		124,911	44,409	73,513	6,989	5,599	9,299	63,865	11,016	10,584	24,54
	円	1,267	1,110	157				82	401	437	34
-	942	(1.0)	(2.5)	(0.2)				(0.1)	(3.6)	(4.1)	(1.
		1,267	1,110	157				82	401	437	34
943 -	943	(1.0)	(2.5)	(0.2)				(0.1)	(3.6)	(4.1)	(1.
		1,267	1,110	157				82	401	437	34
944 -	944	(1.0)	(2.5)	(0.2)				(0.1)	(3.6)	(4.1)	(1
		1,267	1,110	157				82	401	437	34
945 -	945	(1.0)	(2.5)	(0.2)				(0.1)	(3.6)	(4.1)	(1
		1,267	1,110	157				82	401	437	34
946 -	946	(1.0)	(2.5)	(0.2)				(0.1)	(3.6)	(4.1)	(1.
		1,267	1,110	157				82	401	437	34
947 -	947	(1.0)	(2.5)	(0.2)				(0.1)	(3.6)	(4.1)	(1
		1,267	1,110	157				82	401	437	34
948 -	948	(1.0)	(2.5)	(0.2)				(0.1)	(3.6)	(4.1)	(1
		1,267	1,110	157				82	401	437	34
949 -	949	(1.0)	(2.5)	(0.2)				(0.1)	(3.6)	(4.1)	(1
		2,268	2,049	162	57	157		618	405	510	5
950 -	950	(1.8)	(4.6)	(0.2)	(0.8)	(2.8)		(1.0)	(3.7)	(4.8)	(2
		2,268	2,049	162	57	157		618	405	510	5
951 -	951	(1.8)	(4.6)	(0.2)	(0.8)	(2.8)		(1.0)	(3.7)	(4.8)	(2
		2,317	2,098	162	57	157		658	405	519	5
952 -	952	(1.9)	(4.7)	(0.2)	(0.8)	(2.8)		(1.0)	(3.7)	(4.9)	(2
		12,359	5,393	6,705	260	857	583	5,625	883	1,794	2,63
953 -	953	(9.9)	(12.1)	(9.1)	(3.7)	(15.3)	(6.3)	(8.8)	(8.0)	(16.9)	(10
		12,860	5,886	6,709	265	857	583	5,973	958	1,872	2,6
954 -	954	(10.3)	(13.3)	(9.1)	(3.8)	(15.3)	(6.3)	(9.4)	(8.7)	(17.7)	(10
		16,009	6,459	9,273	277	1,130	720	6,905	1,330	2,160	3,7
955 -	955	(12.8)	(14.5)	(12.6)	(4.0)	(20.2)	(7.7)	(10.8)	(12.1)	(20.4)	(15
		16,722	6,532	9,913	277	1,130	720	7,191	1,543	2,160	3,9
956 -	956	(13.4)	(14.7)	(13.5)	(4.0)	(20.2)	(7.7)	(11.3)	(14.0)	(20.4)	(16
		16,722	6,532	9,913	277	1,130	720	7,191	1,543	2,160	3,9
957 -	957	(13.4)	(14.7)	(13.5)	(4.0)	(20.2)	(7.7)	(11.3)	(14.0)	(20.4)	(16
		16,735	6,532	9,927	277	1,130	720	7,204	1,543	2,160	3,9
958 -	958	(13.4)	(14.7)	(13.5)	(4.0)	(20.2)	(7.7)	(11.3)	(14.0)	(20.4)	(16
		16,735	6,532	9,927	277	1,130	720	7,204	1,543	2,160	3,97
959 -	959	(13.4)	(14.7)	(13.5)	(4.0)	(20.2)	(7.7)	(11.3)	(14.0)	(20.4)	(16.

		28,481	9,784	18,336	361	2,920	1,732	12,781	1,947	2,942	6,158
960 -	960	(22.8)	(22.0)	(24.9)	(5.2)	(52.2)	(18.6)	(20.0)	(17.7)	(27.8)	(25.1)
		28,494	9,784	18,350	361	2,920	1,732	12,789	1,947	2,945	6,161
961 -	961	(22.8)	(22.0)	(25.0)	(5.2)		(18.6)	(20.0)	(17.7)	(27.8)	
		28,583	9,872	18,350	361	2,920	1,732		1,947	2,945	6,161
962 -	962	(22.9)	(22.2)	(25.0)	(5.2)		(18.6)		(17.7)		(25.1)
		28,801	9,872	18,568	361	3,091	1,732	12,924	1,947	2,945	6,161
963 -	963	(23.1)	(22.2)	(25.3)	(5.2)		(18.6)		(17.7)	(27.8)	
		29,081	9,932	18,787	361	3,091	1,732	12,924	2,007	2,945	6,380
964 -	964	(23.3)	(22.4)	(25.6)	(5.2)				(18.2)	(27.8)	
		29,492	10,330	18,787	374	3,091	1,732	12,929	2,211	2,945	6,583
965 -	965	(23.6)	(23.3)	(25.6)	(5.4)	(55.2)	(18.6)	(20.2)	(20.1)	(27.8)	(26.8)
		29,492	10,330	18,787	374	3,091	1,732	12,929	2,211	2,945	6,583
966 -	966	(23.6)	(23.3)	(25.6)	(5.4)	(55.2)	(18.6)	(20.2)	(20.1)	(27.8)	(26.8)
		29,554	10,391	18,787	376	3,091	1,732	12,989	2,211	2,945	6,585
967 -	967	(23.7)	(23.4)	(25.6)	(5.4)	(55.2)	(18.6)	(20.3)	(20.1)	(27.8)	(26.8)
		29,583	10,391	18,816	376	3,091	1,732	13,014	2,211	2,949	6,585
968 -	968	(23.7)	(23.4)	(25.6)	(5.4)	(55.2)	(18.6)	(20.4)	(20.1)	(27.9)	(26.8)
		29,583	10,391	18,816	376	3,091	1,732	13,014	2,211	2,949	6,585
969 -	969	(23.7)	(23.4)	(25.6)	(5.4)	(55.2)	(18.6)	(20.4)	(20.1)	(27.9)	(26.8)
		33,138	11,992	20,622	524	3,474	2,363	14,809	2,314	3,180	6,997
970 -	970	(26.5)	(27.0)	(28.1)	(7.5)	(62.1)	(25.4)	(23.2)	(21.0)	(30.0)	(28.5)
		33,138	11,992	20,622	524	3,474	2,363	14,809	2,314	3,180	6,997
971 -	971	(26.5)	(27.0)	(28.1)	(7.5)	(62.1)	(25.4)	(23.2)	(21.0)	(30.0)	(28.5)
		33,715	11,992	21,199	524	3,474	2,363	15,183	2,517	3,180	6,997
972	972	(27.0)	(27.0)	(28.8)	(7.5)	(62.1)	(25.4)	(23.8)	(22.9)	(30.0)	
		33,936	12,127	21,285	524	3,474	2,423	15,269	2,517	3,256	6,997
973	973	(27.2)	(27.3)	(29.0)	(7.5)	(62.1)	(26.1)	(23.9)	(22.9)	(30.8)	(28.5)
		33,949	12,127	21,285	538	3,474	2,423	15,269	2,517	3,256	7,011
974	974	(27.2)	(27.3)	(29.0)	(7.7)	(62.1)	(26.1)	(23.9)	(22.9)	(30.8)	(28.6)
		34,151	12,326	21,288	538	3,474	2,423		2,719	3,256	7,011
975	975	(27.3)	(27.8)	(29.0)	(7.7)	(62.1)	(26.1)	(23.9)	(24.7)	(30.8)	(28.6)
		34,198	12,326	21,334	538	3,474	2,423		2,719	3,256	7,011
976	976	(27.4)	(27.8)	(29.0)	(7.7)				(24.7)		
		34,560	12,326	21,537	696	3,474	2,423		2,798	3,256	7,011
977	977	(27.7)	(27.8)	(29.3)	(10.0)				(25.4)		
		34,895	12,326	21,872	696	3,474	2,423		2,865	3,256	7,011
978	978	(27.9)	(27.8)	(29.8)	(10.0)				(26.0)		(28.6)
		34,960	12,384	21,872	703	3,474	2,423		2,872	3,256	7,069
979	979	(28.0)	(27.9)	(29.8)	(10.1)				(26.1)		
		43,440	14,266	28,394	780	3,817	3,264		3,199	3,891	9,189
980	980	(34.8)	(32.1)	(38.6)	(11.2)	(68.2)	(35.1)	(31.4)	(29.0)	(36.8)	(37.4)

		43,444	14,266	28,398	780	3,817	3,264	20,084	3,199	3,891	9,189
981	981	(34.8)	(32.1)	(38.6)	(11.2)	(68.2)	(35.1)	(31.4)	(29.0)	(36.8)	(37.4)
		43,520	14,266	28,398	856	3,817	3,264		3,238	3,891	9,202
982	982	(34.8)	(32.1)	(38.6)	(12.3)	(68.2)	(35.1)		(29.4)	(36.8)	(37.5)
		44,063	14,279	28,848	936	4,081	3,317	20,239	3,238	3,939	9,249
983	983	(35.3)	(32.2)	(39.2)	(13.4)				(29.4)		(37.7)
		44,063	14,279	28,848	936	4,081	3,317	20,239	3,238	3,939	9,249
984	984	(35.3)	(32.2)	(39.2)	(13.4)				(29.4)	(37.2)	(37.7)
		44,610	14,290	29,384	936	4,081	3,317	20,246	3,417	3,943	9,606
985	985	(35.7)	(32.2)	(40.0)	(13.4)				(31.0)	(37.3)	(39.1)
		44,745	14,340	29,470	936	4,081	3,317	20,246	3,467	3,943	9,692
986	986	(35.8)	(32.3)	(40.1)	(13.4)	(72.9)	(35.7)		(31.5)	(37.3)	(39.5)
		44,795	14,390	29,470	936	4,081	3,317	20,246	3,516	3,943	9,692
987	987	(35.9)	(32.4)	(40.1)	(13.4)	(72.9)	(35.7)	(31.7)	(31.9)	(37.3)	(39.5)
		44,805	14,390	29,473	942	4,081	3,317	20,256	3,516	3,943	9,692
988	988	(35.9)	(32.4)	(40.1)	(13.5)	(72.9)	(35.7)	(31.7)	(31.9)	(37.3)	(39.5)
		44,805	14,390	29,473	942	4,081	3,317	20,256	3,516	3,943	9,692
989	989	(35.9)	(32.4)	(40.1)	(13.5)	(72.9)	(35.7)	(31.7)	(31.9)	(37.3)	(39.5)
		46,002	15,128	29,757	1,117	4,081	3,393	21,228	3,598	4,007	9,694
990	990	(36.8)	(34.1)	(40.5)	(16.0)	(72.9)	(36.5)	(33.2)	(32.7)	(37.9)	(39.5)
		46,073	15,199	29,757	1,117	4,081	3,393	21,228	3,669	4,007	9,694
991	991	(36.9)	(34.2)	(40.5)	(16.0)	(72.9)	(36.5)	(33.2)	(33.3)	(37.9)	(39.5)
		46,534	15,199	30,217	1,119	4,167	3,479	21,230	3,957	4,007	9,694
992	992	(37.3)	(34.2)	(41.1)	(16.0)	(74.4)	(37.4)	(33.2)	(35.9)	(37.9)	(39.5)
		46,608	15,199	30,290	1,119	4,167	3,479	21,304	3,957	4,007	9,694
993	993	(37.3)	(34.2)	(41.2)	(16.0)	(74.4)	(37.4)	(33.4)	(35.9)	(37.9)	(39.5)
		46,608	15,199	30,290	1,119	4,167	3,479	21,304	3,957	4,007	9,694
994	994	(37.3)	(34.2)	(41.2)	(16.0)	(74.4)	(37.4)	(33.4)	(35.9)	(37.9)	(39.5)
		47,527	15,269	31,135	1,123	4,167	3,479	21,888	4,129	4,093	9,772
995	995	(38.0)	(34.4)	(42.4)	(16.1)	(74.4)	(37.4)	(34.3)	(37.5)	(38.7)	(39.8)
		47,527	15,269	31,135	1,123	4,167	3,479	21,888	4,129	4,093	9,772
996	996	(38.0)	(34.4)	(42.4)	(16.1)	(74.4)	(37.4)	(34.3)	(37.5)	(38.7)	(39.8)
		47,527	15,269	31,135	1,123	4,167	3,479	21,888	4,129	4,093	9,772
997	997	(38.0)	(34.4)	(42.4)	(16.1)	(74.4)	(37.4)	(34.3)	(37.5)	(38.7)	(39.8)
		47,573	15,315	31,135	1,123	4,167	3,479	21,934	4,129	4,093	9,772
998	998	(38.1)	(34.5)	(42.4)	(16.1)	(74.4)	(37.4)	(34.3)	(37.5)	(38.7)	(39.8)
		47,660	15,355	31,182	1,123	4,167	3,479	21,934	4,168	4,139	9,772
999	999	(38.2)	(34.6)	(42.4)	(16.1)				(37.8)		(39.8)
	T	65,849	22,892	41,133	1,823	4,748	5,878		5,904	5,300	13,016
1000	1000	(52.7)	(51.5)	(56.0)	(26.1)		(63.2)		(53.6)	(50.1)	(53.0)
		66,300	23,045	41,432	1,823	4,748	5,878		6,123	5,336	13,202
1001	1001	(53.1)	(51.9)	(56.4)	(26.1)	(84.8)	(63.2)	(48.6)	(55.6)	(50.4)	(53.8)

		66,487	23,056	41,465	1,966	4,748	5,878	31,098	6,188	5,344	13,231
1002	1002	(53.2)	(51.9)	(56.4)	(28.1)	(84.8)	(63.2)	(48.7)	(56.2)	(50.5)	(53.9)
		66,729	23,298	41,465	1,966	4,748	5,878	31,340	6,188	5,344	13,231
1003	1003	(53.4)	(52.5)	(56.4)	(28.1)	(84.8)	(63.2)	(49.1)	(56.2)	(50.5)	(53.9)
		66,758	23,298	41,494	1,966	4,748	5,878	31,340	6,191	5,344	13,257
1004	1004	(53.4)	(52.5)	(56.4)	(28.1)	(84.8)	(63.2)	(49.1)	(56.2)	(50.5)	(54.0)
		66,963	23,385	41,588	1,991	4,748	5,878	31,520	6,191	5,344	13,283
1005	1005	(53.6)	(52.7)	(56.6)	(28.5)	(84.8)	(63.2)	(49.4)	(56.2)	(50.5)	(54.1)
		66,967	23,385	41,591	1,991	4,748	5,878	31,523	6,191	5,344	13,283
1006	1006	(53.6)	(52.7)	(56.6)	(28.5)	(84.8)	(63.2)	(49.4)	(56.2)	(50.5)	(54.1)
		67,020	23,431	41,594	1,995	4,748	5,878	31,577	6,191	5,344	13,283
1007	1007	(53.7)	(52.8)	(56.6)	(28.6)	(84.8)	(63.2)	(49.4)	(56.2)	(50.5)	(54.1)
		67,106	23,431	41,680	1,995	4,748	5,878		6,191	5,344	13,283
1008	1008	(53.7)	(52.8)	(56.7)	(28.6)	(84.8)	(63.2)	(49.6)	(56.2)	(50.5)	
		67,120	23,431	41,680	2,009	4,748	5,878		6,191	5,344	13,283
1009	1009	(53.7)	(52.8)	(56.7)	(28.7)	(84.8)	(63.2)		(56.2)		
		68,485	24,188	42,273	2,024	4,748	5,878		6,212	5,437	13,297
1010	1010	(54.8)	(54.5)	(57.5)	(29.0)	(84.8)	(63.2)		(56.4)		(54.2)
		68,488	24,188	42,276	2,024	4,748	5,878		6,215	5,437	13,297
1011	1011	(54.8)	(54.5)	(57.5)	(29.0)	(84.8)			(56.4)		(54.2)
		68,655	24,309	42,276	2,070	4,748	5,878		6,215	5,476	13,297
1012	1012	(55.0)	(54.7)	(57.5)	(29.6)	(84.8)			(56.4)		(54.2)
		68,660	24,309	42,281	2,070	4,748	5,878		6,215	5,476	13,297
1013	1013	(55.0)	(54.7)	(57.5)	(29.6)	(84.8)			(56.4)		(54.2)
		68,663	24,309	42,284	2,070	4,748	5,878		6,215	5,479	13,297
1014	1014	(55.0)	(54.7)	(57.5)	(29.6)	(84.8)		<u> </u>	(56.4)		(54.2)
		69,289	24,309	42,287	2,694	4,748	5,885		6,267		13,530
1015	1015	(55.5)	(54.7)	(57.5)	(38.5)				(56.9)		
1010	1010	69,375	24,309	42,372	2,694	4,748	5,885		6,267	5,609	13,615
1016	1016	(55.5)	(54.7)	(57.6)	(38.5)				(56.9)		
1017	1017	69,375	24,309	42,372	2,694	4,748	5,885		6,267	5,609	13,615
1017	1017	(55.5)	(54.7)	(57.6)	(38.5)				(56.9)		
1010	1010	69,385	24,309	42,372	2,704	4,748	5,885		6,267	5,609	13,626
1018	1018	(55.5)	(54.7)	(57.6)	(38.7)				(56.9)		
1010	1010	69,395 (FF 6)	24,309	42,375	2,711	4,748	5,885		6,274	5,609	13,629
1019	1019	(55.6)	(54.7)	(57.6)	(38.8)				(57.0)		
1000	1020	71,221	25,045	43,180	2,996	5,072	6,099 (65.6)		6,341 (57.6)	5,667	13,884
1020	1020	(57.0)	(56.4)	(58.7)	(42.9)				(57.6)		(56.6)
1001	1021	71,312	25,045	43,266	3,001	5,072	6,099 (65.6)		6,341 (57.6)	5,667	13,889
1021	1021	(57.1)	(56.4)	(58.9)	(42.9)				(57.6)	.	
1022	1022	71,580	25,086	43,471	3,022	5,072	6,099 (65.6)		6,341 (57.6)	5,678 (53.6)	13,931
1022	1022	(57.3)	(56.5)	(59.1)	(43.2)	(90.6)	(65.6)	(54.0)	(57.6)	(53.6)	(56.7)

		71,580	25,086	43,471	3,022	5,072	6,099	34,459	6,341	5,678	13,931
1023	1023	(57.3)	(56.5)	(59.1)	(43.2)	(90.6)	(65.6)	(54.0)	(57.6)	(53.6)	(56.7)
		71,580	25,086	43,471	3,022	5,072	6,099	34,459	6,341	5,678	13,931
1024	1024	(57.3)	(56.5)	(59.1)	(43.2)	(90.6)	(65.6)	(54.0)	(57.6)	(53.6)	(56.7)
		71,890	25,128	43,471	3,291	5,072	6,099	34,609	6,398	5,718	13,994
1025	1025	(57.6)	(56.6)	(59.1)	(47.1)	(90.6)	(65.6)	(54.2)	(58.1)	(54.0)	(57.0)
		72,290	25,327	43,673	3,291	5,072	6,099	34,808	6,398	5,718	14,195
1026	1026	(57.9)	(57.0)	(59.4)	(47.1)	(90.6)	(65.6)	(54.5)	(58.1)	(54.0)	(57.8)
		72,326	25,327	43,673	3,327	5,072	6,099	34,833	6,409	5,718	14,195
1027	1027	(57.9)	(57.0)	(59.4)	(47.6)	(90.6)	(65.6)	(54.5)	(58.2)	(54.0)	(57.8)
		72,329	25,327	43,676	3,327	5,072	6,099	34,833	6,409	5,718	14,199
1028	1028	(57.9)	(57.0)	(59.4)	(47.6)	(90.6)	(65.6)	(54.5)	(58.2)	(54.0)	(57.8)
		72,329	25,327	43,676	3,327	5,072	6,099	34,833	6,409	5,718	14,199
1029	1029	(57.9)	(57.0)	(59.4)	(47.6)	(90.6)	(65.6)	(54.5)	(58.2)	(54.0)	(57.8)
		73,944	25,334	45,090	3,519	5,072	6,315	36,063	6,443	5,736	14,316
1030	1030	(59.2)	(57.0)	(61.3)	(50.4)	(90.6)	(67.9)	(56.5)	(58.5)	(54.2)	(58.3)
		74,005	25,376	45,096	3,533	5,072	6,315	36,121	6,443	5,736	14,319
1031	1031	(59.2)	(57.1)	(61.3)	(50.5)	(90.6)	(67.9)	(56.6)	(58.5)	(54.2)	
		74,114	25,434	45,096	3,583	5,072	6,315	36,121	6,483	5,746	14,377
1032	1032	(59.3)	(57.3)	(61.3)	(51.3)	(90.6)	(67.9)	(56.6)	(58.9)	(54.3)	(58.6)
		74,123	25,434	45,099	3,590	5,072	6,315	36,124	6,490	5,746	14,377
1033	1033	(59.3)	(57.3)	(61.3)	(51.4)	(90.6)	(67.9)	(56.6)	(58.9)	(54.3)	
		74,123	25,434	45,099	3,590	5,072	6,315		6,490		· ·
1034	1034	(59.3)	(57.3)	(61.3)			(67.9)	(56.6)	(58.9)		
		74,203	25,479	45,103	3,621	5,072	6,315	36,149	6,490		14,377
1035	1035	(59.4)	(57.4)	(61.4)			(67.9)				
		74,203	25,479	45,103	3,621	5,072			6,490		
1036	1036	(59.4)	(57.4)	(61.4)							
		74,391	25,563	45,186		5,072	6,315		6,490		
1037	1037	(59.6)	(57.6)	(61.5)							
		74,391	25,563	45,186	3,642	5,072	6,315		6,490		
1038	1038	(59.6)	(57.6)	(61.5)			(67.9)		(58.9)		
		74,391	25,563	45,186	3,642	5,072	6,315		6,490		
1039	1039	(59.6)	(57.6)								
		75,195	25,808	45,634	3,753	5,072	6,315		6,613		
1040	1040	(60.2)	(58.1)	(62.1)							
		75,265	25,814	45,697	3,753	5,072	6,315		6,613		
1041	1041	(60.3)	(58.1)	(62.2)							
		75,305	25,814	45,697	3,793	5,072	6,315		6,653		
1042	1042	(60.3)	(58.1)	(62.2)			.	+			
		75,370	25,879	45,697	3,793	5,072	6,315		6,653		
1043	1043	(60.3)	(58.3)	(62.2)	(54.3)	(90.6)	(67.9)	(57.8)	(60.4)	(56.3)	(59.0)

		75,383	25,879	45,697	3,806	5,072	6,315	36,909	6,653	5,964	14,471
1044	1044	(60.3)	(58.3)	(62.2)	(54.5)	(90.6)	(67.9)	(57.8)	(60.4)	(56.3)	(59.0)
		75,431	25,879	45,745	3,806	5,072	6,315	36,956	6,653	5,964	14,471
1045	1045	(60.4)	(58.3)	(62.2)	(54.5)	(90.6)	(67.9)	(57.9)	(60.4)	(56.3)	(59.0)
		75,431	25,879	45,745	3,806	5,072	6,315	36,956	6,653	5,964	14,471
1046	1046	(60.4)	(58.3)	(62.2)	(54.5)	(90.6)	(67.9)	(57.9)	(60.4)	(56.3)	(59.0)
		75,431	25,879	45,745	3,806	5,072	6,315	36,956	6,653	5,964	14,471
1047	1047	(60.4)	(58.3)	(62.2)	(54.5)	(90.6)	(67.9)	(57.9)	(60.4)	(56.3)	(59.0)
		75,431	25,879	45,745	3,806	5,072	6,315	36,956	6,653	5,964	14,471
1048	1048	(60.4)	(58.3)	(62.2)	(54.5)	(90.6)	(67.9)	(57.9)	(60.4)	(56.3)	(59.0)
		75,505	25,953	45,745	3,806	5,072	6,315	37,030	6,653	5,964	14,471
1049	1049	(60.4)	(58.4)	(62.2)	(54.5)	(90.6)	(67.9)	(58.0)	(60.4)	(56.3)	(59.0)
		84,483	27,879	52,630	3,974	5,599	8,537	42,165	7,017	6,346	14,820
1050	1050	(67.6)	(62.8)	(71.6)	(56.9)	(100.0)	(91.8)	(66.0)	(63.7)	(60.0)	(60.4)
		84,483	27,879	52,630	3,974		8,537	42,165	7,017	6,346	14,820
1051	1051	(67.6)	(62.8)	(71.6)	(56.9)		(91.8)	(66.0)	(63.7)	(60.0)	(60.4)
		84,483	27,879	52,630	3,974		8,537	42,165	7,017	6,346	14,820
1052	1052	(67.6)	(62.8)	(71.6)	(56.9)		(91.8)	(66.0)	(63.7)	(60.0)	(60.4)
		84,483	27,879	52,630	3,974		8,537	42,165	7,017	6,346	14,820
1053	1053	(67.6)	(62.8)	(71.6)	(56.9)		(91.8)	(66.0)	(63.7)	(60.0)	(60.4)
		84,873	27,885	52,928	4,060		8,537	42,427	7,017	6,445	14,848
1054	1059	(67.9)	(62.8)	(72.0)	(58.1)		(91.8)	(66.4)	(63.7)	(60.9)	(60.5)
		86,660	28,012	54,278	4,370		8,537	43,481	7,205	6,831	15,007
1060	1069	(69.4)	(63.1)	(73.8)	(62.5)		(91.8)	(68.1)	(65.4)	(64.5)	(61.1)
		88,467	28,778	55,248	4,441		8,537	44,867	7,254	7,162	15,049
1070	1079	(70.8)	(64.8)	(75.2)	(63.5)		(91.8)	(70.3)	(65.8)	(67.7)	(61.3)
		88,817	28,783	55,565	4,469		8,537	45,191	7,257	7,176	15,057
1080	1089	(71.1)	(64.8)	(75.6)	(63.9)		(91.8)	(70.8)	(65.9)	(67.8)	(61.3)
		89,173	28,880	55,723	4,570		8,537	45,491	7,264	7,215	15,068
1090	1099	(71.4)	(65.0)	(75.8)	(65.4)		(91.8)	(71.2)	(65.9)	(68.2)	(61.4)
		93,243	30,644	57,468	5,131		9,292		7,734	7,578	15,737
1100	1109	(74.6)	(69.0)	(78.2)	(73.4)		(99.9)	(74.1)	(70.2)	(71.6)	(64.1)
		93,602	30,686	57,661	5,255		9,292		7,932	7,612	15,737
1110	1119	(74.9)	(69.1)	(78.4)	(75.2)		(99.9)				(64.1)
		94,078	30,800	58,010	5,268		9,292		8,113	7,612	15,821
1120	1129	(75.3)	(69.4)	(78.9)	(75.4)		(99.9)		(73.7)	(71.9)	(64.4)
		94,319	30,813	58,207	5,299		9,292		8,116	7,743	15,838
1130	1139	(75.5)	(69.4)	(79.2)	(75.8)		(99.9)				(64.5)
		94,869	30,813	58,659	5,397		9,292		8,126	7,795	16,072
1140	1149	(75.9)	(69.4)	(79.8)	(77.2)		(99.9)		(73.8)		
		96,430	31,662	59,289	5,479		9,292		8,372	7,795	16,300
1150	1159	(77.2)	(71.3)	(80.7)	(78.4)		(99.9)	(76.8)	(76.0)	(73.7)	(66.4)

		96,633	31,671	59,410	5,553		9,292	49,087	8,462	7,835	16,358
1160	1169	(77.4)	(71.3)	(80.8)	(79.5)		(99.9)	(76.9)	(76.8)	(74.0)	(66.6)
		96,805	31,759	59,453	5,593		9,292	49,225	8,469	7,846	16,375
1170	1179	(77.5)	(71.5)	(80.9)	(80.08)		(99.9)	(77.1)	(76.9)	(74.1)	(66.7)
		97,063	31,923	59,530	5,610		9,292	49,318	8,549	7,846	16,459
1180	1189	(77.7)	(71.9)	(81.0)	(80.3)		(99.9)	(77.2)	(77.6)	(74.1)	(67.0)
		97,195	31,923	59,613	5,659		9,292	49,443	8,556	7,846	16,459
1190	1199	(77.8)	(71.9)	(81.1)	(81.0)		(99.9)	(77.4)	(77.7)	(74.1)	(67.0)
		106,111	36,398	63,498	6,216		9,292	54,394	9,555	8,371	18,901
1200	1299	(84.9)	(82.0)	(86.4)	(88.9)		(99.9)	(85.2)	(86.7)	(79.1)	(77.0)
		109,411	37,681	65,381	6,348		9,292	56,142	9,743	8,684	19,951
1300	1399	(87.6)	(84.9)	(88.9)	(90.8)		(99.9)	(87.9)	(88.4)	(82.0)	(81.3)
		111,456	38,460	66,585	6,411		9,292	57,349	9,826	9,118	20,273
1400	1499	(89.2)	(86.6)	(90.6)	(91.7)		(99.9)	(89.8)	(89.2)	(86.1)	(82.6)
		114,224	39,263	68,172	6,789		9,292	58,517	10,130	9,418	21,269
1500	1599	(91.4)		(92.7)	(97.1)		(99.9)	(91.6)	(92.0)		
		116,298	39,713	69,691	6,894		9,292	59,805	10,198	9,641	21,763
1600	1699	(93.1)	(89.4)	(94.8)	(98.6)		(99.9)	(93.6)	(92.6)	(91.1)	(88.7)
		116,723	39,951	69,863	6,909		9,292	59,954	10,198	9,739	21,942
1700	1799	(93.4)		(95.0)			(99.9)		(92.6)		
		117,630	40,646	70,071	6,913		9,292	60,470	10,282	9,739	22,248
1800	1899	(94.2)		(95.3)			(99.9)	(94.7)	(93.3)		(90.6)
		118,093	40,851	70,275	6,967		9,292	60,631	10,316	9,982	22,274
1900	1999	(94.5)		(95.6)			(99.9)	(94.9)	(93.6)		(90.7)
		124,911	44,409	73,513	6,989		9,299	63,865	11,016	10,584	24,549
2000		(100.0)		(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)		(100.0)
	賃 金 額	86,483	88,820	81,408	125,024		43,534	90,783	95,471	103,850	
	均賃金額	1,209	1,281	1,174	1,110	978	1,011	1,185	1,324	1,276	1,314
月一人当た	とり労働時間	75	75	71	111	38	43	79	83	86	77
第 1 ・ 2	0 分位数	953	953	953	960	953	953	953	953	953	953
第 1 ・ 1	0 分位数	954	953	955	979	953	960	955	955	953	953
第 1 ・	4 分位数	970	970	963	1,000	960	970	980	977	960	960
中	位数	1,000	1,000	1,000	1,030	960	1,000	1,010	1,000	1,000	1,000
四分位	偏差係数	0.0750	0.1150	0.0535	0.0544	0.0208	0.0400	0.0812	0.0865	0.1200	0.1450
-	/ L F.T.]	思结兴傲之粉		「下戶」	男き様式し			•		•	•

【上段】 累積労働者数 【下段】 累積構成比

最低賃金に関する実態調査結果(地域別最低賃金対象)

パート労働者分

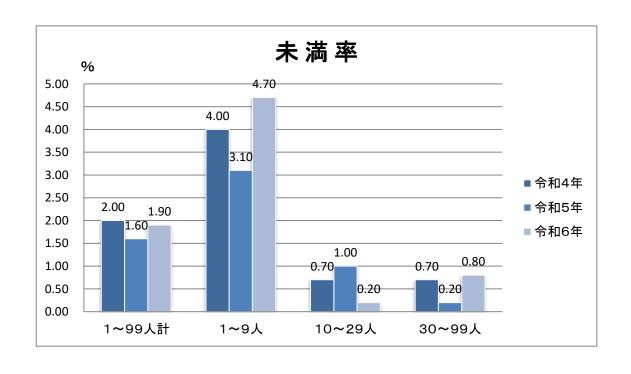
(茨城の賃金分布・特性値)

単位:円

	第1·20 分位数	第1•10 分位数	第1•4 分位数	中位数	未満率%
令和4年	879	880	900	950	2.0
令和5年	911	915	925	980	1.6
令和6年	953	954	970	1,000	1.9
対 前 年 増 減 額	42	39	45	20	
対前年増減率(%)	4.61	4.26	4.86	2.04	0.3

規模別特性値及び未満率

	第1・	20分位数	女(円)	第1•	10分位数	女(円)	未満率%			
	令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年	
1~99人計	879	911	953	880	915	954	2.0	1.6	1.9	
1~9人	879	911	953	880	920	953	4.0	3.1	4.7	
10~29人	880	911	953	880	915	955	0.7	1.0	0.2	
30~99人	880	911	960	880	911	979	0.7	0.2	0.8	



最低賃金の引上げ額と影響率の関係表

件名	1		茨城県最	低賃金	
現行の最低賃金額	頁 時 間	額			953円
未 満 葬	Š				2.2%
	時 間	額		影響率(%)	未満労働者数(人)
引上げ額(円)	引き上げ率(%) Ę	引上げ後時間額(円)	炒音 十(/0)	/区间/万图石级(人)
0	0.00		953	2.2	8,792
	_	引上に	ず額1円~29円は記載省	î略	
30	3.15		983	15.5	60,618
31	3.25		984	15.8	61,820
32	3.36		985	15.8	61,908
33	3.46		986	16.1	62,984
34	3.57		987	16.2	63,266
35	3.67		988	16.2	63,548
36	3.78		989	16.4	64,012
37	3.88		990	16.4	64,023
38	3.99		991	16.7	65,524
39	4.09		992	16.8	65,729
40	4.20		993	16.9	66,276
41	4.30		994	16.9	66,352
42	4.41		995	17.0	66,606
43	4.51		996	17.3	67,656
44	4.62		997	17.3	67,660
45	4.72		998	17.3	67,867
46	4.83		999	17.4	67,923
47	4.93		1,000	17.4	68,061
48	5.04		1,001	24.2	94,547
49	5.14		1,002	24.4	95,599
50	5.25		1,003	24.5	96,042
51	5.35		1,004	24.6	96,345
52	5.46		1,005	24.6	96,430
53	5.56		1,006	24.7	96,647
54	5.67		1,007	24.8	96,979
55	5.77		1,008	24.8	97,037
56	5.88		1,009	25.1	98,180
57	5.98		1,010	25.1	98,430

【分位数】

労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べて取った分位数の定義について は以下のとおりとなる。

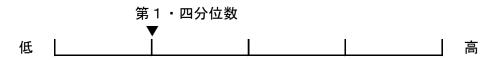
(ア) 第1・十分位数

十等分し、低い方から最初の節(10%)の者の賃金



(イ) 第1・四分位数

四等分し、低い方から最初の節(25%)の者の賃金



(ウ) 中位数 二等分し、真ん中の節(50%)の者の賃金



【 最低賃金の未満率 】

現行の最低賃金より低い額が支払われている労働者の割合

【 最低賃金の影響率 】

改定される最低賃金より低い額が支払われている労働者の割合

【加重平均】

値を単純に平均するのではなく、値の重みを加味して平均すること。 重みは個数と言い換えられる。 本稿は、直前の営業日までに利用可能であった 情報をもとに記述しています。

2024 年 7 月 5 日 日本銀行水戸事務所

茨城県金融経済概況

1. 要 旨

県内景気は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している。

主要支出項目等をみると、個人消費は、ペースを鈍化させつつも、緩やかな増加を続けている。住宅投資は弱い動きとなっている。公共投資は持ち直している。設備投資は、6月企業短期経済観測調査結果(茨城県)では、2023年度は前年度を下回ったが、2024年度は前年度を上回る計画となっている。生産は、海外経済減速の影響などから、弱めの動きとなっている。雇用・所得環境は、全体として緩やかに改善している。

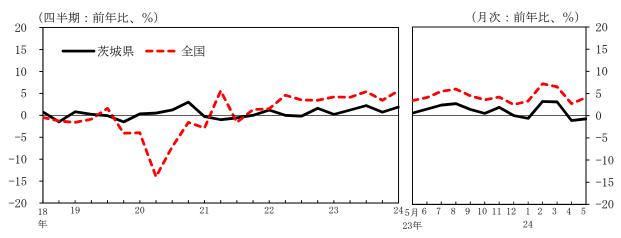
なお、金融面をみると、預金、貸出ともに増加した。貸出約定平均金利は上昇した。

2. 実体経済

(1) 個人消費

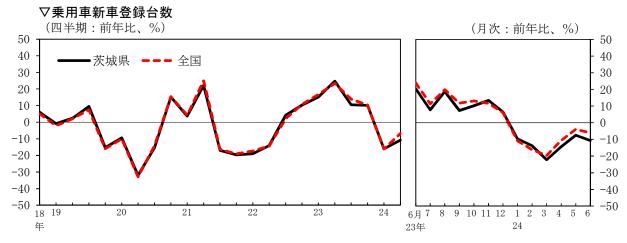
5月の百貨店・スーパー販売額は、2か月連続で前年を下回った。

▽百貨店・スーパー販売額



(出所)経済産業省「商業動態統計」

6月の乗用車新車登録台数は、6か月連続で前年を下回った。



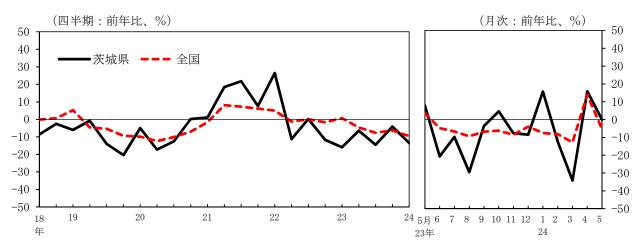
(出所)茨城県自動車販売店協会、日本自動車販売協会連合会「自動車登録統計情報」、 全国軽自動車協会連合会「軽自動車新車販売」

家電販売は、物価上昇を背景とした消費者の生活防衛意識が引き続きみられるものの、 気温上昇を背景にエアコンなど季節家電の売れ行きが好調なことなどから、基調としては、 持ち直しの動きがみられている。

(2) 住宅投資

5月の新設住宅着工戸数は、分譲は前年を上回ったものの、持家、貸家系が前年を下回り、全体では2か月振りに前年を下回った。

▽新設住宅着エ戸数

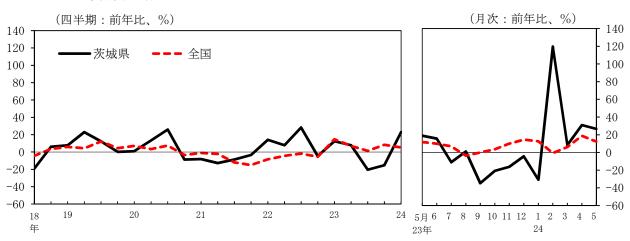


(出所)国土交通省「建築着工統計」

(3)公共投資

5月の公共工事請負金額は、4か月連続で前年を上回った。

▽公共工事請負金額

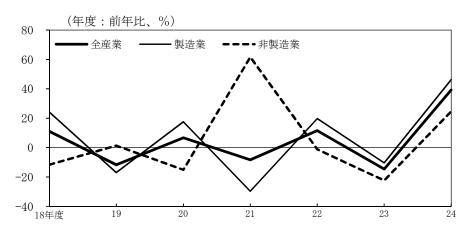


(出所)東日本建設業保証茨城支店「茨城県内の公共工事の動向」、東日本建設業保証「公共工事前払金保証統計」

(4)設備投資

6月企業短期経済観測調査結果(茨城県)をみると、2023年度は前年度を下回ったが、2024年度は前年度を上回る計画となっている。厳しい収益状況などから投資スタンスを慎重化させる先が一部にみられているものの、維持・更新投資に加え、生産能力増強、施設の新設・建替え、デジタル化・省人化・脱炭素化対応といった前向きな投資計画が広くみられている。

▽設備投資

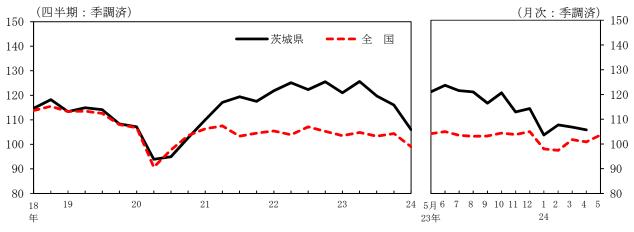


(出所)日本銀行水戸事務所

(5) 生産

4月の鉱工業生産指数(原指数)は、9か月連続で前年を下回った。海外経済減速の影響などから、弱めの動きとなっている。

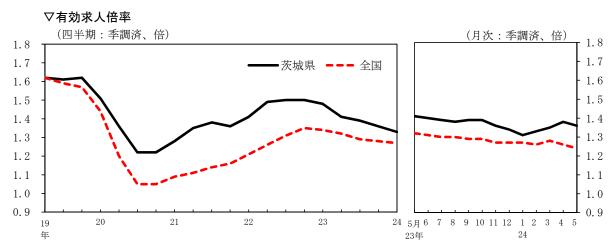
▽鉱工業生産指数(2020年=100)



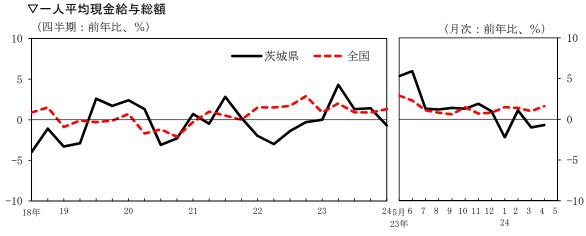
(出所)茨城県「茨城県鉱工業指数」、経済産業省「鉱工業指数統計」

(6) 雇用・所得環境

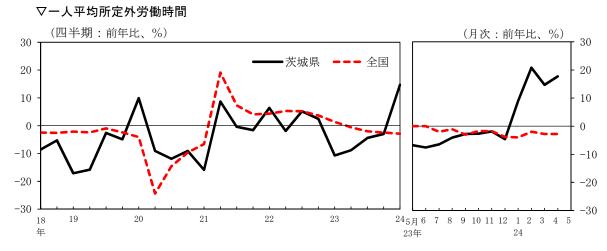
雇用・所得環境は、5月の有効求人倍率(季節調整済)は1.36倍と前月を下回った。また、4月の一人平均現金給与総額は前年を下回ったものの、一人平均所定外労働時間は前年を上回った。全体として緩やかに改善している。



(出所)厚生労働省「一般職業紹介状況」



(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

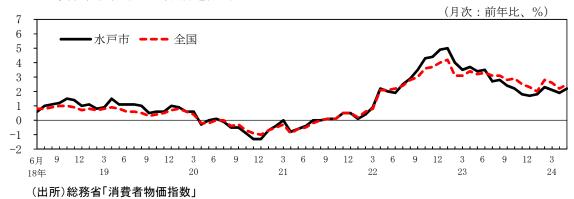


(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(7)物 価

5月の水戸市の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)前年比は、+2.2%と前年を上

▽消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)

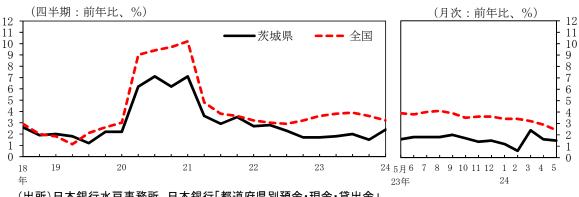


3.金融

(1)預金

5月末の県内金融機関の預金残高(末残)は、15兆4,555億円(前年比+1.5%)と前年を 上回った。



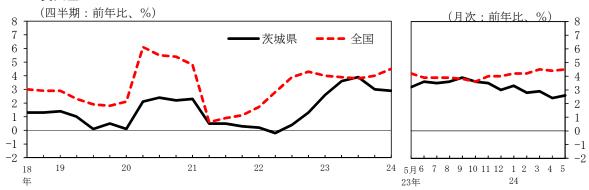


(出所)日本銀行水戸事務所、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

(2)貸出

5月末の県内金融機関の貸出残高(末残)は、6兆9,699億円(前年比+2.6%)と前年を上 回った。

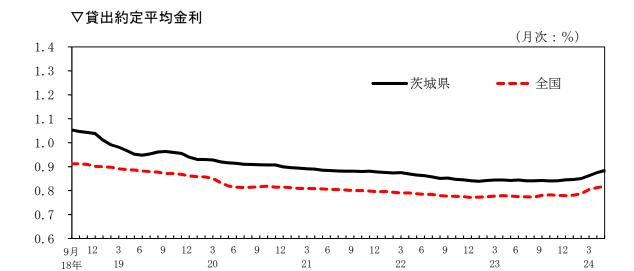
▽貸出金



(出所)日本銀行水戸事務所、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

(3)貸出約定平均金利

5月末の県内金融機関の貸出約定平均金利(ストックベース<総合>)は、 0.884%と前月を上回った。



(出所)日本銀行水戸事務所、日本銀行「貸出約定平均金利の推移」

以上

本資料に関する問い合わせ先:日本銀行水戸事務所 TEL:029-224-2734(代表)

I. 実体経済

(1)個人消費

(前年比、%)

		個 人 消 費 関 連							,,,,,,
		百貨店・スー	ーパー販売額		乗月	車新耳	車 登 録	台 数	
		茨 城 県	全 国	茨 城 県			全 国		
					普通・小型	軽自動車		普通・小型	軽自動車
202	22年	0.6	3. 2	▲ 6.4	▲ 8.9	▲ 1.5	▲ 6.2	▲ 7.4	▲ 4.0
202	23年	1. 1	4. 2	14. 7	18. 7	7. 3	15. 8	19. 3	9. 5
2023年	7~9月	2. 2	5. 4	10. 5	16. 2	0. 5	13. 9	16. 3	9. 4
1	10~12月	0.7	3. 4	10. 1	16. 1	▲ 0.1	10.3	14. 3	3. 6
2024年	1~3月	1. 9	5. 6	▲ 16.0	▲ 10.4	▲ 26.9	▲ 16.1	▲ 13.6	▲ 21.2
	4~6月	n.a.	n.a.	▲ 10.8	▲ 6.5	▲ 19.8	▲ 6.9	▲ 5.0	▲ 10.7
2024年	1月	▲ 0.6	3. 3	▲ 9.7	▲ 1.9	▲ 23.3	▲ 10.8	▲ 4.5	▲ 21.6
	2月	3. 2	7.2	▲ 13.8	▲ 8.5	▲ 23.9	▲ 16. 2	▲ 14.4	▲ 19.8
	3月	3. 1	6. 5	▲ 22.2	▲ 17.6	▲ 32.6	▲ 19.6	▲ 18.6	▲ 22.0
	4月	▲ 1.1	2. 7	▲ 14.4	▲ 8.9	▲ 25.9	▲ 10.6	▲ 5.9	▲ 20.1
	5月	р ▲ 0.7	p 4.1	▲ 7.5	▲ 3.5	▲ 15.3	▲ 3.9	▲ 1.7	▲ 8.2
	6月	n.a.	n.a.	▲ 10.6	▲ 6.9	▲ 18.5	▲ 6.1	▲ 6.9	▲ 4.3
出	所	経済	主業省	茨城	以果自動車販売店	協会	日本自動車販	売協会連合会	全国軽自動車 協会連合会

- (注) 1. 既存店ベース。
 - 2.p は速報値。
 - 3. 乗用車新車登録台数の普通・小型車および軽自動車の合計の前年比は、日本銀行水戸事務所が算出。
 - 4. 出所元が公表していない四半期計数、年次・四半期・月次の前年比については、日本銀行水戸事務所が算出(以下同じ)。

(2) 住宅投資

(前年比、%)

			新 設	住宅着工		111-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-
		茨 城 県				全 国
			持家	貸家系	分 譲	
202	2年	▲ 0.2	▲ 13. ⁴	8.7	20.8	0.4
202	3年	▲ 10.7	▲ 10.0	4. 7	▲ 28.4	▲ 4.6
2023年	4~6月	▲ 6.5	▲ 8.2	25. 3	▲ 32.0	▲ 4.7
	7~9月	▲ 14.5	▲ 13. 4	▲ 4.5	▲ 28.4	▲ 7.7
1	10~12月	▲ 4.1	▲ 11. 3	8.3	▲ 7.5	▲ 6.3
2024年	1~3月	▲ 13.5	▲ 11.9	▲ 13.9	▲ 15. 7	▲ 9.6
2023年	12月	▲ 8.5	▲ 15.	0.7	▲ 6.8	▲ 4.0
2024年	1月	15. 7	▲ 15. 6	12. 6	92. 5	▲ 7.5
	2月	▲ 12.5	▲ 11. 7	▲ 10.2	▲ 18.5	▲ 8.2
	3月	▲ 34.2	▲ 9. 1	▲ 38.5	▲ 56.0	▲ 12.8
	4月	15. 8	▲ 9.9	65. 3	2.3	13. 9
	5月	▲ 0.1	▲ 8.4	▲ 8.0	33. 3	▲ 5.3
出	所			国土交通省		

(注) 貸家系は貸家と給与住宅の合計。日本銀行水戸事務所が算出。

(3) 公共投資

(前年比、%)

				公共工事	請負金額		
		茨 城 県					全 国
			^{うち} 国	独立行政法人等	県	市町村	
2022	2年度	12. 6	▲ 18.1	198. 3	▲ 3.6	4. 4	▲ 0.4
2023	8年度	▲ 4.3	▲ 1.3	▲ 19. 7	2.7	1. 0	5. 3
2023年	4~6月	7.8	▲ 23.8	60. 6	25.8	▲ 15.6	7. 1
	7~9月	▲ 20.4	▲ 7.0	▲ 83. 7	14. 0	20. 1	1.3
	10~12月	▲ 15.3	▲ 16. 2	58. 9	▲ 23.8	▲ 4.9	8.3
2024年	1~3月	22. 9	31. 1	149. 9	1.7	▲ 6.5	5. 2
2023年	12月	▲ 4.3	17. 2	129. 4	▲ 32.4	22. 1	14. 5
2024年	1月	▲ 30.7	75. 9	▲ 94.1	▲ 13.8	▲ 39.5	12. 7
	2月	119. 7	144. 7	576. 3	▲ 14.9	37. 3	▲ 0.7
	3月	8. 4	7. 5	5. 5	7.8	▲ 10.3	6.2
	4月	30. 9	▲ 30.0	▲ 4.5	8.3	377. 2	18.8
	5月	26. 6	345.8	▲ 24.4	41.5	8. 7	12.3
出	所		東日本	本建設業保証茨城	支店		東日本 建設業保証

- (注) 1.公共工事請負金額(茨城県)は工事場所ベース。2.公共工事請負金額(全国)は、北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)による請負金額の合計。

(4) 設備投資

(前年比、%)

							10 20 (707			
			企業短期経済観測調査							
		茨 城 県			全 国					
			製造業	非製造業		製造業	非製造業			
2022	年度	11. 6	19. 7	▲ 1.2	7.0	8. 5	6. 1			
2023	年度	▲ 14.6	▲ 10.4	▲ 22.4	11.1	8. 5	12. 7			
	修正率	▲ 4.7	▲ 7.0	0. 5	▲ 0.8	▲ 3.1	0. 7			
2024	年度 (計画)	39. 2	46. 2	24. 5	12. 1	18.8	8. 1			
	修正率	▲ 1.6	▲ 1.2	▲ 2.6	5. 2	5.8	4.8			
出所		日	本銀行水戸事務所	·····································		日本銀行				

- (注) 1.ソフトウエア投資を含み、土地投資は含まない。
 - 2. 修正率は前回調査からの変化率。

(5) 生産

(前年比、%)

						鉱工業	指 数	< 季節訓	悪済 >			(134)	<u> </u>
			生	産			出	荷			在	庫	
		茨城県		全 国		茨城県		全 国		茨城県		全 国	
			前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
2022	2年	123. 5	6. 5	105. 3	▲ 0.1	111.5	1.0	103. 9	▲ 0.5	104. 0	9. 1	101.2	2. 7
2023	3年	120. 4	▲ 2.5	103. 9	▲ 1.3	110.7	▲ 0.7	103. 2	▲ 0.7	101. 1	▲ 2.8	100.7	▲ 0.5
2023年	4~6月	125. 6	0.3	104. 8	0.9	113. 3	2.0	103. 9	0. 9	107. 6	12. 3	105. 5	5. 7
	7~9月	119. 7	▲ 3.0	103. 3	▲ 3.9	111.3	▲ 1.5	103.0	▲ 2.5	106.0	5. 3	103.6	0.0
	10~12月	116. 0	▲ 7.0	104. 4	▲ 0.7	108.9	▲ 3.0	103.6	▲ 0.3	103. 3	▲ 2.8	102. 7	▲ 0.5
2024年	1~3月	106. 0	▲ 12.4	99. 0	▲ 4.0	101.3	▲ 7.6	97.6	▲ 4.6	105.8	▲ 1.1	102.6	▲ 1.0
2023年	12月	114. 3	▲ 7.4	105. 0	▲ 1.1	109. 2	▲ 3.0	104. 4	0. 2	103. 3	▲ 2.8	102.7	▲ 0.5
2024年	1月	103. 6	▲ 9.6	98. 0	▲ 1.5	98. 4	▲ 5.4	96. 6	▲ 1.7	102. 4	▲ 3.1	101.0	▲ 1.8
	2月	107. 7	▲ 8.1	97. 4	▲ 3.9	101.0	▲ 5.5	95. 9	▲ 4.7	104. 3	▲ 4.1	101.6	▲ 1.7
	3月	106.8	▲ 17.8	101. 7	▲ 6.2	104. 5	▲ 10.7	100. 4	▲ 6.8	105.8	▲ 1.1	102.6	▲ 1.0
	4月	105. 7	▲ 17.1	100.8	▲ 1.8	101. 2	▲ 7.8	100.0	▲ 1.4	104. 7	▲ 2.6	102. 4	▲ 2.4
	5月	n.a.	n.a.	p 103.6	p 0.3	n.a.	n.a.	p 103.5	p 0.9	n.a.	n.a.	p 103.5	p ▲ 1.9
出	所	茨切		経済産	E業省	茨坎		経済産	産業省	茨均	成県	経済	全業省

- (注) 1.2020年=100。鉱工業指数の前年比は原指数の前年比。年ベースの指数は原指数。
 - 2. 茨城県鉱工業指数は、年間補正が実施され、2023年1月以降の指数が遡及改定された。
 - 3.p は速報値。

(6)雇用·所得環境

(前年比、%)

		有効求	人倍率	54 III 314	14. 世. 业.	一人	平均		平均
		(季節調整済・倍)		吊用为	常用労働者数		与総額		労働時間
		茨城県	全 国	茨城県	全 国	茨城県	全 国	茨城県	全 国
2022	2年	1. 47	1. 28	0. 7	0.8	▲ 1.7	2.0	2. 9	4. 6
2023	3年	1.41	1. 31	▲ 0.1	1. 9	1.8	1.2	▲ 6.7	▲ 0.9
2023年	4~6月	1. 41	1. 32	▲ 0.8	1.8	4. 3	2.0	▲ 8.8	▲ 0.6
	7~9月	1. 39	1. 29	0.0	1. 9	1. 3	0.9	▲ 4.4	▲ 2.0
	10~12月	1. 36	1. 28	▲ 0.1	2. 0	1. 4	0.9	▲ 3.0	▲ 2.5
2024年	1~3月	1. 33	1. 27	0.6	1. 3	▲ 0.7	1.3	14.7	▲ 2.9
2023年	12月	1. 34	1. 27	0. 2	2. 0	1.0	0.8	▲ 4.6	▲ 3.8
2024年	1月	1. 31	1. 27	▲ 0.1	1. 2	▲ 2.2	1.5	9.0	▲ 4.0
	2月	1. 33	1. 26	0. 7	1. 3	1. 1	1.4	20.8	▲ 2.0
	3月	1. 35	1. 28	1. 1	1. 4	▲ 1.0	1.0	14.7	▲ 2.8
	4月	1. 38	1. 26	1.0	1. 2	▲ 0.7	1.6	17.7	▲ 2.8
	5月	1. 36	1. 24	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
出	所	厚生学	方働省	茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省

- (注) 1. 有効求人倍率は、新規学卒者を除きパートタイムを含む。
 - 2. 常用労働者数、一人平均現金給与総額、一人平均所定外労働時間の前年比は2020年=100の指数で算出。事業所規模5人以上。

(7) 物価

(前年比、%)

		消費者物価指数					
		(生鮮食品を	と除く総合)				
		水戸市	全 国				
2022	2年	2. 5	2. 3				
2023	3年	3. 0	3. 1				
2023年	5月	3. 4	3. 2				
	6月	3. 5	3. 3				
	7月	2. 7	3. 1				
	8月	2.8	3. 1				
	9月	2. 4	2.8				
	10月	2. 2	2. 9				
	11月	1.8	2. 5				
	12月	1. 7	2. 3				
2024年	1月	1.8	2.0				
	2月	2. 3	2.8				
	3月	2. 1	2.6				
	4月	1. 9	2. 2				
	5月	2. 2	2.5				
出	所	総務	务省				

⁽注) 2020年=100。

(8) 企業倒産

(前年比、%)

					HI 126, 707			
		茨城県						
		件数	(件)	負債総額(百万円)				
			前年比		前年比			
202	2年	121	16. 3	31, 428	188. 7			
202	3年	135	11.6	26, 884	▲ 14.5			
2023年	4~6月	38	65. 2	9, 931	108. 2			
	7~9月	39	▲ 4.9	5, 774	4.5			
1	.0~12月	28	▲ 3.4	7, 425	▲ 50.1			
2024年	1~3月	35	16. 7	9, 590	155. 5			
2023年	12月	7	133. 3	1, 130	423. 1			
2024年	1月	7	▲ 30.0	1, 182	▲ 8.2			
	2月	14	55. 6	6, 785	400.0			
	3月	14	27.3	1,623	46.3			
	4月	4	▲ 60.0	280	▲ 83.4			
	5月	21	50.0	2, 820	▲ 54.6			
出	所		東京商工	リサーチ				

⁽注) 負債総額10百万円以上の企業倒産。

Ⅱ. 金融

(1) 実質預金、貸出、貸出約定平均金利

(前年比、%、残高は億円)

(月中変化幅. %ポイント. %)

		実質	預金	貸	出
		茨城県	全 国	茨城県	全 国
2022年	12月	1.7	3. 2	1. 3	4. 3
2023年	3月	1.7	3.6	2.6	4. 0
	6月	1.8	3.8	3. 6	3. 9
	9月	2.0	3. 9	3. 9	3.8
2023年	12月	1.5	3.6	3. 0	4.0
2024年	1月	1. 2	3. 4	3. 3	4. 2
	2月	0.6	3. 4	2.8	4. 2
	3月	2. 4	3. 2	2. 9	4. 5
	4月	1.6	2.9	2.4	4. 4
	5月	1.5	2. 4	2. 6	4. 5
5月末	残高	154, 555	9, 899, 571	69, 699	5, 971, 657
出	所	日本銀行 水戸事務所	日本銀行	日本銀行 水戸事務所	日本銀行

	(月	中发化闸、/07	17 / 1, /0)
貸出約定	平均金利(総合、ストッ	クベース)
		茨城県	全 国
2024年	2月中	0.004	0.006
	3月中	0.012	0.017
	4月中	0.013	0.008
	5月中	0.009	0.006
	5月末	0.884	0.818
出	所	日本銀行 水戸事務所	日本銀行

(注) 【実質預金、貸出】

- 1. 「茨城県」は、国内銀行(ゆうちょ銀行等を除く)の茨城県内店舗、および、県内に本店を置く信用金庫の全店舗。
- 2. 銀行勘定を集計。ただし、国内銀行については、特別国際金融取引勘定(オフショア勘定)を除く。
- 3. 実質預金は、預金から切手手形を控除したもの。
- 4. 貸出金については、中央政府向け貸出を除く。
- 5. 「全国」は、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」(本行ホームページ掲載)の全国計。詳しくは「都道府県別 預金・現金・貸出金」の注釈をご参照ください。

【貸出約定平均金利】

- 1. 「茨城県」は、茨城県内に本店を置く、国内銀行(ゆうちょ銀行等を除く)、信用金庫の貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの(総合・ストックベース)。
- 2. 貸出金利、貸出金残高は銀行勘定の円貸出のうち、金融機関向け貸出を除いたもの。
- 3. 「全国」は、日本銀行「貸出約定平均金利の推移」(本行ホームページ掲載)における国内銀行の総合・ストックベース。 詳しくは「貸出約定平均金利の推移」の注釈をご参照ください。

(2)銀行券

(億円)

		発 行	還収	発行・還収	7(▲)超
					前年実績
2022年	F	7, 291	2	7, 007	7, 197
2023年	F	6, 994	2	6, 714	7,007
2023年	7~9月	1,786		60 1, 725	1, 758
	10~12月	2, 325		65 2, 259	2, 405
2024年	1~3月	1, 351		74 1, 277	1, 138
	4~6月	1, 402		82 1, 320	1,590
2024年	1月	291		19 271	. 135
	2月	539		39 500	370
	3月	521		15 505	631
	4月	677		25 652	607
	5月	260		24 236	364
	6月	465		32 432	618
出方	斤		日本銀	行水戸事務所	

2024年6月 企業短期経済観測調査結果(茨城県)

○調査時期

2024年6月

(回答期間 5月29日~6月28日)

2024年3月調査において、調査対象企業の見直しを実施。2023年12月調査以前の計数 については、遡及変更は行っていない。

○調査対象企業数

	3	全 産 業	(BF	うち中 小 企 業			
	合計	製造業	非製造業	合計	製造業	非製造業	
対象企業数	135 社	65 社	70 社	71 社	29 社	42 社	
回答率	95.6 %	98.5 %	92.9 %	94.4 %	96.6 %	92.9 %	





7	7業	紀半	ll断I	D.I.									(<u>%ポペント)</u>
							調	垄	î F	诗	期			
				99年6日	99年0日	22年12月	の年の日	99年6日	99年0日	99年19日	24年	3月	24年	-6月
				22平0月	22年9月	22年12月	23年3月	23年0月	23平9月	23年12月	最近	先行き	最近	先行き
/-	È	産	業	3	6	9	3	2	8	12	14	4	9	9
	製	造	業	1	9	11	0	1	2	10	12	0	0	3
	非	製造	業	4	2	8	6	3	14	14	15	9	18	15

(注1)D. I. は、Diffusion Indexの略。 (注2)判断D. I. は、「良い」(回答社数構成比〈%〉)-「悪い」(回答社数構成比〈%〉)(以下同じ)。

I.判断D. I.

1. 業況判断D. I. および業況判断の選択肢別社数構成比

(%ポイント、%)

				調	査 時	期	(/ 0 - 1	<u> </u>
	回答			H/HJ	24年		94年	三6月
	企業数	23年6月	23年9月	23年12月	最近	先行き	最近	先行き
全 産 業	129	2	8	12	14	4	9	
製 造 業	64	1	2	10	12	0	0	3
良い		15	17	22	23	14	14	
さほど良くない		71	68	66	66	72	72	71
悪い		14	15	12	11	14	14	
化 学	5	▲ 16	▲ 16	0	0	17	0	20
窯 業・土 石	9	11	11	0	22	0	11	0
鉄鋼	6	0	16	16	▲ 33	▲ 33	▲ 16	▲ 33
非 鉄 金 属	3	▲ 20	▲ 25	40	▲ 25	▲ 25	▲ 33	▲ 33
食 料 品	6	20	20	40	50	33	50	33
金属製品	7	17	14	0	0	▲ 29	▲29	▲ 14
はん用・生産用 ・業務用機械	10	▲ 11	▲22	▲ 10	20	▲ 20	0	0
電気機械	12	16	0	16	33	33	0	25
輸送用機械	5	▲ 20	20	20	0	0	0	0
非 製 造 業	65	3	14	14	15	9	18	15
良い		17	24	24	23	18	26	23
さほど良くない		69	66	66	69	73	66	69
悪い		14	10	10	8	9	8	8
建設	12	▲ 17	0	9	▲ 9	9	25	25
卸売	10	▲ 10	0	^ 9	0	▲ 18	10	▲ 10
小売	17	0	21	0	17	12	6	17
運輸・郵便	6	67	83	83	50	33	50	33
情報通信	3	33	33	33	33	0	33	33
対 事 業 所 サ ー ビ ス	3	20	25	25	25	25	33	33
対 個 人 サ ー ビ ス	5	25	20	40	50	50	0	0
宿 泊・飲 食サ ー ビ ス	4	▲ 25	0	25	25	0	25	25

⁽注) 掲載期間において回答社数が3社未満の業種(紙・パルプ、不動産・物品賃貸、電気・ガス)については、 業種別計数は非公表。

2. 需給·在庫·価格判断D. I.

(%ポイント)

										(%ポイント)
			_			調	査 ほ	护 期		
				23年6月	23年9月	23年12月	24年	≦3月	24年	-6月
				23年0月	23年3月	23年12月	最近	先行き	最近	先行き
国内での製商品・	全	産	業	▲ 11	▲ 11	▲ 11	1 8	▲ 15	▲ 14	▲ 14
サービス需給判断	製	造	業	4 9	▲ 11	▲ 13	▲ 23	▲ 22	▲ 25	▲ 21
「需要超過」一「供給超過」	非	製造	業	▲ 14	▲ 11	4 9	▲ 12	A 8	A 3	A 6
海外での製商品需給判断 「需要超過」-「供給超過」	製	造	業	3	A 3	0	▲ 11	▲ 8	▲ 14	▲ 17
製商品在庫水準判断	全	産	業	14	13	14	12		14	
	製	造	業	23	20	22	19		18	
「過大」-「不足」	非	製造	業	3	5	3	0		8	
仕入価格判断	全	産	業	55	61	53	51	55	56	56
	製	造	業	52	55	58	52	56	57	58
「上昇」一「下落」	非	製 造	業	57	65	46	50	54	53	53
販売価格判断	全	産	業	30	37	26	32	39	40	33
	製	造	業	25	30	19	28	33	41	26
「上昇」一「下落」	非	製造	業	36	45	32	35	44	38	40

3. 設備·雇用人員判断D. I.

(%ポイント)

											(/04/1217
							調	査 段	茅 期		
					23年6月	23年9月	23年12月	24年	-3月	24年	-6月
					23年0月	23十9月	23平12月	最近	先行き	最近	先行き
生産・営業用設備判断	全	:	産	業	3	3	3	0	2	2	A 3
工座 召采用权佣刊例		製	造	業	7	6	9	1	4	6	4
「過剰」ー「不足」		非	製造	業	1	0	A 3	A 2	1	A 3	A 9
雇用人員判断	全	:	産	業	▲ 29	▲ 28	▲ 34	▲ 32	▲ 37	▲ 25	▲ 31
		製	造	業	▲ 14	▲ 12	▲ 21	▲ 24	▲ 31	4 9	▲ 16
「過剰」一「不足」		非	製造	業	▲ 43	▲ 43	▲ 46	▲ 38	▲ 43	4 0	4 8

4. 企業金融関連判断D. I.

(%ポイント)

											(70か インド)
							調	査 時	 期		
					23年6月	23年9月	23年12月	24年	⊑3月	24年	6月
					23平0月	23年9月	23平12月	最近	先行き	最近	先行き
資金繰り判断	全		産	業	8	6	9	12		9	
		製	造	業	3	4	6	9		6	
「楽である」-「苦しい」		非	製 造	業	12	9	11	15		12	
金融機関の	全		産	業	16	15	13	15		15	
貸出態度判断		製	造	業	14	12	9	10		10	
「緩い」ー「厳しい」		非	製 造	業	17	17	15	21		21	
借入金利水準判断	全		産	業	5	5	12	8	25	24	39
		製	造	業	12	10	17	14	26	26	32
「上昇」一「低下」		非	製 造	業	0	2	7	2	24	22	46

Ⅱ.事業計画

1. 売上高

(前年比•%)

_												111 74 /0/
					23年度		24年度		上期		下期	
						修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率
4	全		産	業	3.8	▲ 0.4	2.7	1.0	1.4	2.0	4.0	0.2
		製	造	業	6.9	0.4	3.3	1.5	0.9	2.6	5.3	0.6
		非	製造	業	0.3	▲ 1.4	2.1	0.4	1.8	1.3	2.3	▲ 0.4
	4	1 /	小 企	業	6.5	2.4	▲ 2.8	2.1	▲ 2.0	2.7	▲ 3.4	1.6
		製	造	業	▲ 2.1	0.6	1.4	2.5	0.3	2.4	2.3	2.7
	I	非	製造	業	8.5	2.8	▲ 3.6	2.0	▲ 2.5	2.7	▲ 4.6	1.3

(注1)修正率は前回調査との対比(以下同じ)。 (注2)中小企業は資本金2千万円以上1億円未満の先(以下同じ)。

(参考:ここまでの推移)

(前年比・%)

				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (計画)
全		産	業	▲ 2.7	▲ 4.6	4.4	5.7	3.8	2.7
	製	造	業	▲ 4.4	▲ 9.8	10.1	8.8	6.9	3.3
	非	製造	業	▲ 0.7	1.2	▲ 1.2	2.3	0.3	2.1

2. 経常利益

(前年比•%)

				23年度		24年度		上期		下期	
					修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率
全		産	業	▲ 4.6	▲ 12.4	16.7	2.7	2.2	2.1	31.1	3.1
	製	造	業	15.8	▲ 20.0	54.1	26.5	37.7	33.4	74.5	20.4
l _	非	製造	業	▲ 11.1	▲ 8.8	1.1	▲ 8.3	▲ 15.0	▲ 13.8	15.8	▲ 4.2
1	† ,	小 企	業	14.6	7.8	▲ 17.4	▲ 0.7	▲ 20.5	0.4	▲ 15.0	▲ 1.5
	製	造	業	16.0	5.8	▲ 1.7	25.1	▲ 2.8	30.5	▲ 0.9	20.8
	非	製造	業	13.9	8.7	▲ 24.6	▲ 11.6	▲ 29.3	▲ 13.3	▲ 21.1	▲ 10.5

(参考:ここまでの推移)

(前年比•%)

				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (計画)
全		産	業	6.1	10.2	▲ 0.4	▲ 14.4	▲ 4.6	16.7
	製	造	業	39.3	0.7	9.2	▲ 29.3	15.8	54.1
	非	製造	業	▲ 3.5	14.2	▲ 3.9	▲ 8.2	▲ 11.1	1.1

3. 設備投資額

ソフトウェアを含む<除く土地投資額>

(前年比・%)

					23年度		24年度	
						修正率	(計画)	修正率
全	:		産	業	▲ 14.6	▲ 4.7	39.2	▲ 1.6
		製	造	業	▲ 10.4	▲ 7.0	46.2	▲ 1.2
١.		非	製ì	告 業	▲ 22.4	0.5	24.5	▲ 2.6
	中	1 /	小	主業	1.6	▲ 0.6	8.9	▲ 7.8
		製	造	業	▲ 16.7	▲ 0.2	30.6	▲ 5.8
		非	製ì	告 業	11.9	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 8.9

ソフトウェア・研究開発を含む<除く土地投資額>

(前年比•%)

						23年度	ž			244	年度		
								修工	E率	(計i	画)	修正	E率
全	<u>}</u>		産		業	▲ 8	.0		3.6	Ċ	34.0	•	1.8
		製	造		業	▲ 4	.8	•	4.4	C.J	36.2		1.9
		非	製	造	業	▲ 18	.3	•	0.2	2	25.1		1.5
	4	1 ,	小	企	業	1	.3		0.8		8.8	•	7.6
		製	ì	告	業	▲ 15	.7	A	0.9	2	28.1		5.3
		非	製	造	業	11	.8	•	0.8	•	0.3	•	8.9

(参考:ここまでの推移)

ソフトウェアを含む<除く土地投資額>

_														1	削牛凡•%)
Ī										23年				24年度	(計画)
				19年度	20年度	21年度	22年度			調査	時 期			調査	時 期
L								23年3月	23年6月	23年9月	23年12月	24年3月	24年6月	24年3月	24年6月
F	全	産	業	▲ 11.7	6.7	▲ 8.4	11.6	5.3	0.1	0.6	▲ 0.9	▲ 11.5	▲ 14.6	35.0	39.2
	隻	⊌ 造	業	▲ 17.0	17.6	▲ 29.7	19.7	7.9	9.3	7.1	5.5	▲ 4.0	▲ 10.4	34.9	46.2
	ま	丰製 造	業	1.3	▲ 15.1	61.6	▲ 1.2	▲ 0.1	▲ 17.6	▲ 12.2	▲ 13.5	▲ 25.6	▲ 22.4	35.2	24.5

4. 新卒採用

(前年比・%)

									,	Bi PL 707
						24年度(計画)			25年度	
					23年度	調	査	時	期	(計画)
						23年	=12月	24年	6月	(川岡)
全		産		業	0.4		2.2		4.7	6.6
	製	ĭ	≐	業	13.4	•	8.1		3.1	7.2
	非	製	造	業	▲ 8.5		11.0		6.0	6.2

令和6年度茨城地方最低賃金審議会 茨城県最低賃金専門部会委員名簿

令和6年7月19日 任命

茨城労働局

区分	氏 名	現 職
公	ぃ で こうゃ 井 出 晃 哉	井 出 法 律 事 務 所 弁 護 士
益代	せいやま れ い 清 山 玲	茨 城 大 学 人 文 社 会 科 学 部 法 律 経 済 学 科 教 授
表	のむら たかひろ 野 村 貴 広	水 口 · 野 村 法 律 事 務 所 弁 護 士
労	ぉぉもり もとのり 大 森 玄 則	連 合 茨 城 部 長
働者代	こきか ゅうじ 小 坂 祐 之	電 機 連 合 茨 城 地 方 協 議 会 事 務 局 長
表	みゃした ゆういち 宮 下 有 一	J A M 北 関 東 茨 城 県 連 絡 会 事 務 局 長
使田田	^{えんどう たかみつ} 遠 藤 隆 光	茨 城 交 通 株 式 会 社 常 務 取 締 役
用 者 代	さわはた ひでふみ 澤 畑 英 史	一 般 社 団 法 人 茨 城 県 経 営 者 協 会 事 務 局 長
表	みずいで ひろし 水 出 浩 司	株 式 会 社 日 立 製 作 所 日 立 事 業 所エ ネ ル ギ ー 総 務 部 長

注) 各代表「氏名」欄表示は、五十音順となっており、敬称は略してあります

2024年7月19日

茨城県労働局 局 長 澤口 浩司 殿



茨城ユニオン 執行委員長 小林賢 土浦市川口 1-3-117 B-307 Tel.029-827-0966



要請書

日頃からのご活躍に敬意を表します。

茨城ユニオンは、パートタイム労働者や派遣労働者など非正規雇用労働者をはじめ働く者の労働相談や権利運動に力を入れて取り組んでいます。

私たちは、今期の最低賃金改定の議論、審議を前に、今年こそ最低賃金の大幅引き上げが喫緊の課題であることから以下のとおり要請いたします。

記

現状の最低賃金は低すぎて、最低賃金法第一条のいう「労働者の生活の安定、労働力の 質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与す る」という目的を実現するものにはなっていません。OECD 加盟の主要国の中でも極めて低い 水準です。

一方で、日本の社会保障制度は貧弱で、住宅や教育の費用、老後や失業・病気・障害などで働けない状態にある時の生活保障も不十分で、賃金によって支えられなければ生活破綻に至るのが現実です。物価上昇の影響もあり生活の状況は大変な状況です。

憲法25条を実現するためにも、最低賃金1,500円を当面の目標とし、いつまでに実現するのか、どのように実現するのかのロードマップおよび、実現するためにどのような制度が必要なのか、最低賃金制度だけでなく社会福祉やその他の諸制度との関係も含めて、社会全体での議論を作っていくことが必要だと考えます。

消費者物価は前年比 2.5%台の上昇とされていますが、内容をつぶさに見ると、生鮮食料品では野菜、魚介、油脂・調味料などすべてが高い上昇率です。また、電気代、ガス代、ガソリン代、家庭用耐久財は、生きていくのに欠かせない物の価格高騰が生活を直撃しています。それでなくてもゆとりなどない低賃金労働者の生活が危機に直面しています。この危機を乗り越えるために、最低賃金を少なくとも 1,500 円以上を実現する必要があります。

現在、茨城県の最低賃金は953円ですが、1ケ月フルタイムで173時間働いても164,869円にしかなりません。年収では、197万円弱です。一般的に年収200万円以下の労働者はワーキング・プアといわれていますが、その水準にも及びません。

これでは「健康で文化的な生活」とはとても言えません。イザというときのための貯えができる状態ではありません。物価高騰は長期化すると予測されています。早急に対処しなければ、わずかな貯えも底をつきます。

地方最低賃金額は、最低の893円と最高の1、113円では 1 時間当たり220円もの差があります。1ヶ月173時間働くと38,060円の差になります。20年前の2002年は最低が604円、最高が708円で差は104円でした。この22年で、時間当たりの差は220円も広がりました。最低賃金の地域間格差の拡大は若者を中心とした人口の流出、都市への集中となり、地方の衰退を促進する要因の一つとなっています。

「最低賃金法の詳解」では、「本法は、すべて『国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する』と規定する憲法25条第1項および『賃金、就業時間、休息その他の勤務条件に関する基準は、法律でこれを定める』とした憲法27条第2項の法意を実現したもの」とあります。これを踏まえるならば最低賃金とは、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するためのものであり、常に「健康で文化的な最低限度の生活」の内容を問題とすることは最低賃金改定審議の基本だと考えます。

また、そもそも論から言えば労働は人間の根源的な生命活動であり、そのことによって自らの生存を維持するだけではなく、人間労働の本質的な側面としての協働労働として人間関係、社会関係を結ぶものです。その同じ時間の生命活動の価値(金銭に還元した価格)が、場所によって異なるということは、場所によって人間の労働の最低限の価値に差をつけることになり、「公正と平等」に欠けると考えます。

以上、だからこそ、あらためて、憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、 ならびに最低賃金法第1条「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競 争の確保に資する」「国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」ことに立ち返り、以 下、要請します。

記

- 1 最低賃金引き上げに歯止めをかけることなく、積極的に大幅引き上げに向け尽力されたい。
- 2 最低賃金の地域間格差の解消を、低水準額に合わせるのではなく、高水準額に合わせての実現にむけて尽力されたい。
- 3 今回の改定にあたり、茨城県最低賃金を時給を1,500円以上に引き上げるよう尽力されたい。

以上

2024年7月23日

茨城地方最低賃金審議会 会 長 清山 玲 様

> つくば市花畑三丁目9-10 茨城県自治体労働組合連合 執行委員長 濱野 真

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

日頃より、貴審議会が茨城県の最低賃金の引き上げ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

最低賃金法第 25 条第 5 項、同施行規則第 11 条第 1 項に基づき、茨城県の最低賃金改正 決定審議に関して意見書を提出します。なお、口頭での意見陳述の機会を与えて頂くことを 要請します。

1. 経済指標と比較しても、本県の最低賃金額は低い

昨年度の審議会において大井川知事が「本県の最低賃金は本来あるべき額より低く抑えられている。経済実態を示す総合指数は全国9位で、最低賃金額も全国9位相当が適当だ。」 と指摘されたにも関わらず、2023年度の本県における最低賃金額は全国15位です。

このことは、2022 年度のデータとはなりますが、下記の通り近隣県の都道府県別 GDP と比較しても、本県の最低賃金額が本来あるべき額よりも低い水準であると考えられます。

	埼玉県	千葉県	茨城県	栃木県
2022 年度 GDP 順位	5位	7位	11位	16位
2023 年度最低賃金額順位	4位	6位	15位	14位

本県と近隣県との GDP-最低賃金額都道府県別順位比較

2. 最低賃金額の差が地方自治体職員の初任給にも表れている

最低賃金額の差は我々自治体職員の初任給の差にも表れています。現在多くの自治体職員の初任給は、国家公務員と同等額(高卒で166,600 円/月。地域手当考慮せず)としておりますが、一部自治体においては加算を行っております。高卒初任給で比較すると、本県では加算(4,300 円/月)を行っている自治体数は全44市町村中8(18%)に留まっておりますが、近隣の埼玉県では4,300~9,500 円/月を加算している自治体数は全63市町村中51(81%)、千葉県では同額を加算している自治体数は全54市町村中46(85%)と「最低賃金額と初任給額はおおよそ比例している」ことが読み取れると考えます。就職先を比較するに当たり、初任給は賃金面において重要な要素です。人材の県外流出を食い止めるためにも、本県の最低賃金額を大幅に引き上げることは緊急の課題であると考えます。

茨城地方最低賃金審議会 会長 清山 玲 様



茨城県医療労働組合連合会執行委員長 大山 和子

最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場には、看護師はじめ国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数いますが、非常に低い賃金水準におさえられています。厚生労働省の 2023 年度賃金構造基本統計調査によれば、同じライセンスを持ち社会的役割を担う教員と看護師の所定内賃金を比較すると看護師は 117,600 円低い実態にあり、さらに介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で 76,092 円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。 加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差 が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。私たち医療・介護・福祉労 働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地 域によって大きな格差が存在しており、納得できません。

コロナ禍が4年以上続くなか、いまもなお、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けています。しかし、コロナ禍が終息しないなかでも関連する補助金などは廃止され、患者・利用者減による減収や、人員不足の現場にコロナとインフルエンザ感染が広がり病床閉鎖せざるを得ないなど、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、一時金引き下げ回答も増えるなど、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれています。

この間、賃上げに資するベア評価料などの報酬改定がありましたが、すべてのケア労働者が対象とならない差別的な内容であることや、病院と診療所で格差をつける配分となっていることなど、チーム医療の現場では使いづらい不十分な内容です。全産業的に5~10%の賃上げが実施されるなか、医労連の回答状況は3%の賃上げにも満たなく、さらに格差が広がる状況となっています。

このような状況が長引くことで、そこで働く労働者の心身の疲弊も限界を超え、看護現場では、「慢性疲労」8割、「仕事を辞めたい」8割に達し、離職者が増え、募集定員に満たない実態が続き悪化しています。現場の奮闘に見合わない低賃金状態を放置したままでは、慢性的な人員不足を改善することはできません。この状態が続けば、選ばれない職業となり、地域から病院、介護施設がなくなり、国民の要求に応える医療・看護・介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが早急に求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

以上

2024年7月23日

茨城地方最低賃金審議会 会 長 清山 玲 様

> 東茨城郡茨城町谷田部 295 番地 茨城県労働組合総連合 議長 鈴木 貴之

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

日頃より、貴審議会が茨城県の最低賃金の引き上げ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

さて、昨年 10 月の最低賃金の改定によって全国過重平均が 1004 円になり、茨城県では 最低賃金が 42 円上がって 953 円になりました。しかし、この金額では昨今の円安による物 価高の中で、人間らしい普通の生活ができません。茨城県の最低賃金を 24 年 10 月に 1000 円以上を実現し、1500 円をめざす必要があります。

つきましては、最低賃金法第25条第5項、同施行規則第11条第1項に基づき、茨城県

の最低賃金改正決定審議に関して下記のとおり意見書を提出します。

なお、口頭での意見陳述の機会を与えて頂くことを要請します。

記

1. 意見の要旨

- (1) 2024年10月に茨城県の最低賃金を1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。
- (2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。
- (3) 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、税や社会保障の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援を国の責任で拡充すること。
- (4) 専門部会の公開を行うこと。

2, 意見の理由

- (1) 2024年10月に茨城県の最低賃金を1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。
- ①非正規労働者が 2000 万人を超える状態が継続し、それにあわせて最低賃金ギリギリの賃金しか支給されない労働者が増大している。その上、物価高が追い打ちをかけている。また、非正規労働者の多数を女性労働者が占め、女性の労働者の多い看護や介護、保育等のケア労働者の低賃金を作り出している。ジェンダー平等の観点からも最低賃金を 1500円にしていく必要がある。
- ②茨城労連は、2020年2月から5月にかけて、県内労働者を対象に最低生計費試算調査 を実施した。水戸市に住む25歳の青年の最低生計費を試算した結果、男性252,987円、 女性251,124円でした。この金額は現在ならもっと高くなっている。

算出した最低生計費を、月 150 時間の労働時間で換算すると時給は男性 1,687 円、女

性1,674円になり、最低賃金953円がいかに低い金額であることを明らかにしている。

(2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。

①日本の最低賃金制度が全国一律制でないため、最低賃金の低い県から最低賃金の高い 都県に労働者が流失し、最低賃金が低い県での人手不足が全国的な問題になっている。 また、最低賃金の高い都県は時給が高く、最低賃金の低い県は時給が低い傾向があって、 取手市等県南の地域では、最低賃金の高い千葉県や東京都で働く労働者が多くなってい る。結果的に県南の地域では人手不足が深刻になっている。

今年、龍ケ崎市議会、つくば市議会、桜川市議会、北茨城市議会の4市議会で茨城労連が提出した請願を採択した。龍ケ崎市議会やつくば市議会では、労働者流出を問題にし、委員会において全会一致で意見書を採択している。

②茨城県は東京に比べて生活費が安いのではないかという意見がある。しかし、都市部である東京は住宅費が高くなるが、交通機関が整備されているため交通費はそれほどかからない。ところが、地方である茨城県では住宅費は安い傾向にあるものの、交通網が整っておらず、車の維持費やガソリン代などは高くなっている。ガソリンの高騰で地方の交通費は高騰している。結果、都市部と地方の最低生計費はほとんど変わらない。ガソリン代の高騰で茨城県の生活費の方が高くなっているとも言える。

全国一律最低賃金制度を確立し、どこでも誰でも 1500 円の最低賃金を実現することが求められている。

(3) 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、税や社会保障の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援を国の責任で拡充すること。

①最低賃金の引き上げに関して、最低賃金を引き上げると中小企業の経営に多大な影響を及ぼすので、引き上げるべきではないという意見がある。しかし、茨城労連が取り組んだ県内市町村議会への最低賃金引き上げの請願に対し、土浦市の市議さんは「私は中小企業を経営してきたが、社会保険料の事業主負担の関係で賃金を上げることができなかった。しかし、賃金を上げなければ優秀な社員が雇えなかった。茨城労連の言う中小企業支援を充実させて最低賃金を上げるという請願には賛成する」という意見を述べられた。②現在、政府がすすめている中小企業支援に対して「使い勝手が悪い」「利用者はほとんどいない」という意見を聞くことが多くなっている。大企業支援は法人税の軽減など年々充実の方向にあるにもかかわらず、中小企業支援が非常に不十分になっている。最低賃金を1500円に引き上げても中小企業支援を充実させて中小企業がやっていけるようにするのが国の責任であり、茨城地方最低審議会としても国や県に要請をしていくべきだ。

(4) 専門部会の公開を行うこと。

最低賃金の引き上げが多くの県民の関心の的になっている。茨城の最低賃金がどんな 理由で上げられたのか上げられなかったかは県民が一番知りたいことで、専門部会が一 部公開になったが、金額審議こそ公開すべきと考える。

2024年7月24日

茨城地方最低賃金審議会 会長 清山 玲 様

> 茨城県労働組合総連合 議長 鈴木 貴之

日頃より、最低賃金の引き上げ、県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いた だいていることに対し、心から敬意を表します。

さて、茨城労連で 4 月から 7 月に集約した「最低賃金を全国一律 1500 円に引き上げ、 地域間格差を解消する要請書」署名を提出しますので、茨城地方最低賃金審議会において 最低賃金の大幅な引き上げのご検討をよろしくお願いします。

なお、要請書の請願項目は以下のとおりです。

1, 生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現するとともに、茨城県の最低賃金を 2024 年 10 月に 1000 円以上に引き上げ、1500 円をめざすこと。

また、最低賃金の引き上げを実現することで、月額 20 万円以上の公務・民間の初任給の引き上げを実施すること。

2, 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、税・社会保険料の事業主負担の負担軽減など中小企業・小規模事業者への財政支援を国の責任として充実させること。

以上。

今回提出する署名の筆数は

1069 筆

です。



2024年7月23日

茨城地方最低賃金審議会 会長 清山 玲 様

> 茨城県水戸市見川 5 - 1 2 7 - 2 8 1 全日本年金者組合茨城県本部 委員長 大橋 韶子

2024年 茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書

日頃より、茨城県内の労働者の賃金をはじめ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

私たち年金者組合の構成員は年金受給世代が大部分です。年金をはじめとする社会保障の充実をめざしていますが、「高齢者の孤立をなくそう」という目的も掲げています。特に発足当初から公費による「最低保障年金制度」設立を重点目標としております。

私たち高齢者を巡る生活環境は、毎年厳しさを増しています。第2次安倍政権以降の12年間で公的年金は実質7.8%の減額となった結果、月額10万円未満の年金受給者は2288万人にも上ります。特に女性に低年金が多く、女性受給者のうち10万円未満が約87%に及びます。また無年金者は推計100万人に及ぶと言われています。

65歳以上の高齢者人口は3623万人で、年金だけでは生活できない高齢者も年々増加し、高齢者の就業者数は912万人といまや過去最多となっています。

日本の高齢者の就業率は主要国の中でも高い水準にあり、2019年のデータ(総務省)では24.9%でこの10年間で伸び率は5.3%に達しています。

さらに重要なことは、高齢者の就業者の77.3%が非正規の職員・従業員であり、そのうちパート・アルバイトの割合が52.7%と最も高くなっています。

つまり生活を維持するために働かざるを得ない高齢者が増えていますが、労働条件は低く非正規労働契約を余儀なくされているのが大半ということです。労働条件改善とりわけ賃金底上げは急務です。

日本では高齢者の働く理由のトップは生活のため、EU諸国では生きがいとか社会貢献です。働く意欲のある高齢者にとって、能力を生かし、正当な報酬と、生きがいを持って働く場があることは非常に大切なことと考えます。

今般の2024年度茨城県最低賃金改正にあたり、年金者組合茨城県本部として、

- ① 2024年10月に茨城県の最低賃金を1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。
- ② 全国一律最低賃金を確立すること。

以上要請します。



茨城地方最低賃金審議会 会 長 清山 玲 様

> 茨城県小美玉市西郷地1703 いばらきコープ労働組合 中央執行委員長 小野瀬 範久

茨城地方最低賃金改正決定に対する意見書

日頃より、茨城県内の労働者に対する賃金をはじめ、労働条件改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

昨年10月、最低賃金額改定により茨城県では今までにない42円上がり、953円となりました。今春闘では、大幅なベアの獲得により賃金の上昇はしたものの物価高騰には追い付いていない賃金となりました。時間給で働くなかまを多く持ついばらきコープ労働組合でも、物価高騰と時給改定の関連性は重要視しています。

仲間からは、「欲しいものがあっても我慢している。」、「子供の欲しいものも我慢してもらっている。」などの声も寄せられています。

この間、茨城県から選出されている国会議員と懇談をおこないましたが、最低賃金額に対しては皆さん、労働者の流出に関連性を持っており、隣県の栃木県・千葉県・埼玉県よりも低いことが懸念されるとのことでした。

私たちが「欲しい」と思ったものは、衝動的なものに過ぎないため金額的に値の張るものではないと思います。そういったものを「我慢」しなければいけない状況を変えていくことは、同時に経済も動くものだと思います。そのためには、単に最低賃金だけを上げていくのではなく、中小企業の皆さんが上がった賃金をきちんと支払えるよう、税や社会保障の事業主負担を減らすなどの支援も必須と考えます。

記

- (1) 茨城県の最低賃金を今すぐ1,000円以上に引き上げ、1,500円を目指すこと。
- (2)地域間格差を解消し、地域経済を活性化させるためにも、全国一律最低賃金制度を確立すること。
- (3) 最低賃金の引上げを円滑に進めるため、税や社会保障の事業主負担の軽減など、中小企業支援の充実を早急におこなうこと。
- (4) 専門部会の公開をおこなうこと。



以上

茨城地方最低賃金審議会 会 長 清山 玲 様

> 土浦市東中貫町 5 - 1 J M I T U 茨城地方本部 執行委員長 矢口 裕一

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いただいていることに対し心から敬意を表します。

さて、昨年 10 月の最低賃金の改定によって全国過重平均が 1004 円になり、茨城県では最低賃金が 42 円上がって 953 円になりました。しかし、この金額では昨今の円安による物価高の中で、人間らしい普通の生活ができません。茨城県の最低賃金を 24 年 10 月に 1000 円以上を実現し、1500 円をめざす必要があります。つきましては、最低賃金法第 25 条第 5 項、同施行規則第 11 条第 1 項に基づき、下記のとおり意見書を提出します。

記

1、意見の要旨

- (1) 2024年10月に茨城県の最低賃金を1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。
- (2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。
- (3) 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、税や社会保障の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援を国の責任で拡充すること。

2、意見の理由

2022年から2024年にかけて、私たちはこれまで経験したことない急激な物価上昇にさらされています。特に食料品やガソリンなど急上昇しています。対して、私たちの賃金や暮らしは物価上昇に全く追いついていません。JMITUは、働く全ての労働者の賃上げをめざし、全国一律最低賃金制度の確立に取り組んでいます。

都市部と地方での賃金格差は地方からの雇用の流出、地域経済の衰退の大きな原因となっており、 都市部と地方の賃金格差解消の声が広がっています。茨城県でも最低賃金の時給 1500 円以上を目指 し、即座に時給 1000 円以上とすることを求めます。



茨城地方最低賃金審議会 会 長 清山 玲 様

> 茨城県稲敷郡美浦村美駒 2500-2 全労連·全国一般労働組合茨城地方本部 執行委員長 見 代 昌 巳

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

日頃より、貴審議会が茨城県の最低賃金の引き上げ、労働条件の改善のためにご尽力されて いることに心より敬意を表します。

さて、昨年10月の最低賃金の改定によって全国過重平均が1004円になり、茨城県では最低賃金が42円上がって953円になりました。しかし、この金額では昨今の円安による物価高の中で、人間らしい普通の生活ができません。茨城県の最低賃金を24年10月に1000円以上を実現し、1500円をめざす必要があります。

つきましては、最低賃金法第 25 条第 5 項、同施行規則第 11 条第 1 項に基づき、茨城県の最低賃金改正決定審議に関して下記のとおり意見書を提出します。

記

1, 意見の要旨と理由

(1)2024 年 10 月に茨城県の最低賃金を 1000 円以上に引き上げ、1500 円をめざす大幅引き上げと地域間格差是正を求めます。

日本の最賃は、都道府県ごとにバラバラの金額で、地域間格差があり問題です。2002 年に104 円だった地域間格差は、今は220 円となっています。茨城県知事は、「近隣他県との格差是正に配慮されたものとは考えられない」と不満を訴えています。

- (2)労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立することを求めます。 最賃が低い地域では人口流失が起こっています。最賃が全国的に低い地域では、比較的最 賃の高い首都圏や他県への転出超過となり、過疎化の原因ともなっています。
- (3) 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、税や社会保障の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援を国の責任で拡充することを求めます。

中小企業支援が不十分になっていいます。最低賃金を 1500 円に引き上げても中小企業支援を充実させて中小企業がやっていけるようにするのが国の責任であり、茨城地方最低審議会としても国や県に要請していく事を求めます。



2024年7月24日

茨城県地方最低賃金審議会 会 長 清山 玲 様

> 土浦市おおつ野8丁目14番1号 全日本建設交運一般労働組合茨城県本部 執行委員長 鈴木 貴之

2024年度 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

日頃より茨城県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いただいていることに対 し心より敬意を表します。

さて、2024年度の最低賃金の改定審議にあたって、最低賃金法第25条第5項、同 法施行規則第11条第1項にもとづき、下記の通り意見を表明します。

記

1. 意見の要旨

- (1) 茨城県の最低賃金を憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、最低賃金時給1500円以上をめざし、即時1000円以上にすること。
- (2) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。

2. 意見の理由

(1) 茨城県の最低賃金を憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、最低賃金時給1500円以上をめざし、即時1000円以上にすること。

最低賃金ぎりぎりの時給で働いている民間職場の労働者は、医療・介護・販売・ 配送など社会全体のライフラインを支える労働者が多く、昨今の物価の上昇は、 「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」がおびやかされ ているためです。

(2) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。

茨城県に隣接する県では、軒並み茨城県よりも最低賃金額が高く、労働力の流出が生まれています。

全国一律最低賃金制度が確立されれば、地方自治体・地域の人手不足は、緩和されます。どこでも誰でも1500円をめざし、即時1000円以上にすることが求められています。



茨城地方最低賃金審議会 会 長 清山 玲 様

> 東茨城郡茨城町谷田部 295 いばらき一般労働組合 委員長 野口 正美

2024年茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書

日頃より、茨城県内の最低賃金の引き上げ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

いばらき一般労働組合は、県内の民間職場で働く労働者で組織している個人加盟の労働組合です。非正規で働く者も多く、低賃金で働いている者が少なくありません。円安による物価高で毎日の生活費捻出に苦慮している人が多くなっています。

非正規で働く労働者は、賃金が低く、最低賃金ぎりぎりで働く者も少なくありません。茨城県の最低賃金は現在 953 円ですが、私たち仲間で時給 1000 円を超える者はほとんどいないと言っても過言ではありません。毎年、最低賃金が引き上げられることでわずかですが、賃金がアップしています。個人加盟の労働組合では、大手の労働組合のように賃金交渉をしてベースアップを勝ち取るということが不可能なのが実態です。

私たちいばらき一般労働組合は以下の要求の実現に向けて奮闘していきますが、貴職におかれましては、最低賃金の全国一律 1500 円への引き上げにご尽力いただきますよう次の事項を要請いたします。

- 1、 茨城県の最低賃金を 2024 年 10 月に 1000 円以上に引き上げること。さらに時 給 1500 円を早急に実現していただくこと。
- 2、 全国一律最低賃金制度を確立していただくこと。
- 3、 最低賃金の引き上げを可能とするため、税や社会保険料の事業主負担の軽減な ど中小企業支援を国の責任で拡充すること。

以上。



茨城地方最低賃金審議会

会 長 清山 玲 様

水戸市平須町表原1番93 茨城県高等学校教職員組合 執行委員長 蓮田 斉

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

日頃より、貴審議会が茨城県の最低賃金の引き上げ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

さて、昨年 10 月の最低賃金の改定によって、茨城県では最低賃金が 42 円上がって 953 円になりました。しかし、この金額では昨今の円安による物価高の中では、人間らしい普通の生活ができません。茨城県の最低賃金 1000 円以上を実現し、1500 円をめざす必要があります。

つきましては、最低賃金法第 25 条第 5 項、同施行規則第 11 条第 1 項に基づき、茨城県の最低 賃金改正決定審議に関して下記のとおり意見書を提出します。

記

1, 意見の要旨

- (1) 2024年10月に茨城県の最低賃金を1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。
- (2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。

2, 意見の理由

(1) 2024年10月に茨城県の最低賃金を1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。

物価高騰の中、保護者の経済状況だけでは補いきれない部分を補うためや、進学するために 必要な費用を貯めるためにアルバイトをしている高校生・学生がいます

さらに、一昨年度より県の政策によって、県立高校に入学する生徒に対して約5万円もする 学習者用端末を個人購入させており、家計への負担はこれまで以上に増えています。

最低賃金を大幅に引き上げることは、高校生、学生の教育を受ける権利を保障する上で欠かすことの出来ない方策です。最低賃金が上がることによって、学業にかける時間を今まで以上に確保することができます。将来の茨城を支える生徒、学生の教育を受ける権利を保障するため、最低賃金を 1000 円以上に引き上げ、1500 円をめざすことを求めます。

(2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。

県境にある地域においてアルバイトをしている高校生・学生は、少しでも条件の良いところでのアルバイトを望んでいます。具体的には時給の良いところでのアルバイトです。県南地区では、茨城県でアルバイトをするよりも、千葉県の方が時給が良いからと言って、県を越えてアルバイトをしている者がいるのも事実です。

一律の賃金にすることによって、自県でアルバイトをしても、他県と差がない環境を整えることは地域経済にとっても大きなメリットとなります。地域間格差をなくし全国 (まの最低賃金制度を確立することを求めます。

6, 7, 24

P 293

茨城地方最低賃金審議会

会 長 清山 玲 様

水戸市白梅 4-1-28 東洋ハウジングビル 401 茨城県私立学校教職員組合連合 中央執行委員長 前田安生

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いただいていることに対し心から敬意を表します。

さて、2023 年度茨城県最低賃金の改正決定審議に関して、最低賃金法第 25 条第 5 項、同施行規則 第 11 条第 1 項に基づき、下記のとおり意見書を提出します。

記

1、意見の要旨

- (1) 2024年10月に茨城県の最低賃金を1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。
- (2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。
- (3) 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、税や社会保障の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援を国の責任で拡充すること。

2、意見の理由

2022 年から 2024 年にかけて、私たちはこれまで経験したことない急激な物価上昇にさらされています。特に食料品やガソリンなど急上昇しています。対して、私たちの賃金や暮らしは物価上昇に全く追いついていません。OECD の調査により日本は 30 年間賃金の上がっていない国であること、OECD 加盟 38 か国のうち 25 位という低い水準になってしまったことがつまびらかになりました。そもそも経済は賃金と物価が緩やかに成長していくべきものであるのに、賃金は低水準で、物価上昇が著しくなっており、私たちの暮らしは実質的にマイナス成長となっています。

実際に茨城私教連による学費滞納調査(私学)では、2023年9月30日付で3カ月以上の学費の滞納が62例と昨年比10名増、さらに6カ月以上の滞納は9名とこれも昨年に4名の増となっています。そもそも学校は経済的理由によらず、平等に教育を受ける機会が保証されるべきですが、私学は依然として学費は高く、保護者の家計を圧迫しているのが現状です。保護者の中にはパートによって学費を捻出する、経済状況を気にしながら来月の学費をぎりぎり預金する、あるいは生徒自身が課外活動をあきらめてアルバイトを優先するというのが現実です。

高校生が経済的な心配することなく私学に通うことができる、そのために茨城私教連は様々な方面にはたらきかけをしています。貴審査会におかれましても、将来の茨城を担う子どもたち、そしてその成長を支える保護者のために、最低賃金の時給 1500 円以上を目指し、即座に時給 1000 円以上とすることを求めます。

茨城地方最低賃金審議会 会 長 清山 玲 様

> 茨城県石岡市柿岡3236-6 石岡地区農業協同組合労働組合 執行委員長 舟橋 淳

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

日頃より、貴審議会が茨城県の最低賃金の引き上げ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

さて、昨年 10 月の最低賃金の改定によって全国過重平均が 1,004 円になり、茨城県では 最低賃金が 42 円上がって 953 円になりました。しかし、この金額では昨今の円安による物 価高の中では、物価高以前のような生活を維持しようとしてもできずに、あきらめることし かできません。また、あきらめることによって、今までの人間らしい普通の生活ができませ ん。したがって、茨城県の最低賃金を 2024 年 10 月に 1,000 円以上を実現し、早期に 1,500 円以上をめざす必要があります。

つきましては、最低賃金法第 25 条第 5 項、同施行規則第 11 条第 1 項に基づき、茨城県の最低賃金改正決定審議に関して下記のとおり意見書を提出します。

記

1. 意見の要旨

- (1) 2024 年 10 月に茨城県の最低賃金を 1,000 円以上に引き上げ、早期に 1,500 円以上をめざすこと。
- (2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。
- (3) 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、税や社会保障の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援を国の責任で拡充すること。

2, 意見の理由

(1) 2024 年 10 月に茨城県の最低賃金を 1,000 円以上に引き上げ、早期に 1,500 円以上をめざすこと。

近年の稀にみる円安、物価高の影響で様々な物品が異常な値上げ、高騰を見せています。 その中で、わたしたちの生活は、生活必需品はおろか欲しいものを買うこともできずに物 価高以前にできていた生活を維持することも困難な状況を余儀なくされています。これで は、生活に余裕を持てずに文化的、健康的な生活をあきらめざるを得ません。

これらの生活を打破するためにも、2024年10月の茨城県最低賃金では、必ず1,000円以

于 1,000 円以 一 6,7,24

上に引き上げ、そして、早期に1,500円以上をめざすことを要請します。

(2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。

茨城県と都市部を比べると最低賃金の差額はますます開いていく一方です。昨年の差額では大きいところで 160 円にもなります。同じチェーンのコンビニエンスストアで働いて 1時間でこれだけの差が出てしまえば必然と高いところに行くのも仕方ありません。特に若い働き手ほど賃金の動きには敏感になります。都市部では住宅費が高い傾向はありますが、地方では交通網の未整備等により、車両の維持費などで、さほどの違いはありません。また、どんなに人手を募集しても、同じ仕事なら賃金が高いところに就職することも仕方ありません。

これらを解消するために、最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律最低賃金制の実現と 働き手の流出を防いでください。

(3) 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、税や社会保障の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援を国の責任で拡充すること。

中小零細企業が疲弊してしまったら、わたしたちの雇用自体が危ぶまれる可能性もあります。そのためにも、最低賃金を引き上げることによって中小零細企業にしわ寄せが来ないように、中小零細企業に十分な支援ができるように茨城地方最低審議会として国や県に要請をしてください。

茨城地方最低賃金審議会 会長 清山 玲 殿

> 茨城県水戸市北見町 1-1 茨城県国家公務員労働組合連合会 執行委員長 野尻 琢也

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

私たちは、茨城県内各地に設置されている厚生労働省、法務省、国土交通省等の地方出先機関や裁判所、税務署、独立行政法人等ではたらく国家公務員の仲間で組織している茨城県 国家公務員労働組合連合会です。

日頃より、貴審議会が、茨城県内ではたらく労働者の最低賃金の引き上げや労働条件の改善に御尽力されていることに、心から敬意を表します。

さて、昨年 10 月の最低賃金の改定によって全国過重平均は時給 1,004 円になり、茨城県では最低賃金が 42 円上がって時給 953 円となりました。

しかし、厚生労働省が発表した今年 5 月の毎月勤労統計調査によると、物価変動を考慮した一人当たりの実質賃金は 26 カ月連続でマイナスとなり、過去最長になっています。一方で、日本円は 1 ドル 160 円を突破する円安状態が続いていて、円安による食料品やガソリン等の急上昇、物価高の中で、人間らしい普通の生活を送ることは到底できません。

厚生労働省所管の労働政策研究・研修機構によると、各国の最低賃金は、英仏独で1,800円前後、豪州が2,000円超となっています。米国の各州の中では、2,500円を上回る地域もあります。厚生労働省の調査では、フルタイム勤務者の平均給与は月額約31万円で、月160時間労働(1日8時間、月20日間労働)とすると時給は1,940円弱となり、時給1,000円では平均賃金の半分程度にしかなりません。納得できる水準ではありません。

茨城県の最低賃金について、2024年10月には時給1,000円以上を実現し、早期に1,500円、1,700円となることが、県内の労働者からは強く求められています。

つきましては、最低賃金法第 25 条第 5 項、同施行規則第 11 条第 1 項に基づき、茨城県の最低賃金改正決定審議に関して、下記のとおり意見 3 点を提出いたします。

記

- (1) 2024年10月に茨城県の最低賃金を1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすこと。
- (2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。
- (3) 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、税や社会保障の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援を国の責任で拡充すること。

- 6, 7, 24

P 297

2024年7月16日

茨城労働局長 様 茨城地方最低賃金審議会会長 様

> 日本共産党茨城県委員会 委員長 上野 高志 日本共産党茨城県議団 県 議 江尻 加那 日本共産党市町村議員団

最低賃金の大幅引き上げの実現に関する申し入れ

消費者物価指数の6月中旬速報値では、前年同月比で生鮮野菜+14.4%、電気代+14.7% など、生活に欠かせないあらゆる物価の値上がりが明らかになりました。一方で、厚生労働省が6月に発表した4月の毎月勤労統計調査(速報)によると、物価高騰を反映した実質賃金は前年同月比-0.7%で25か月連続でマイナスとなり、過去最長を更新しています。止まらない物価高と減り続ける実質賃金が県民生活に追い討ちをかけています。

現在、茨城県の最低賃金は953円ですが、昨年と同程度の引き上げ額では物価高騰に追いつきません。全労連が実施した「最低生計費調査」では、茨城県内の25歳単身男性で1687円が必要と試算され、健康で文化的な「人間らしい暮らし」をするためには、全国どこでも時給1500円以上必要なことが明らかになっています。地域間の差額にも合理性がありません。

世界的な物価高騰で、各国では最賃が大幅に引き上げられています。ドイツやフランス、イギリスでは1500円を大きく超え、アメリカでは首都ワシントンDCで2386円です。岸田政権は1500円以上の実現を2030年代半ばとしていますが、あまりに遅すぎます。低すぎる日本の最賃を欧米並みに引き上げることが急務です。

同時に、賃上げのためには中小企業への支援が欠かせません。設備投資などがハードルとなっている業務改善助成金の改善や、社会保険料の負担軽減も必要です。全国一律で最賃の大幅引き上げが実現すれば、県内から東京や千葉への労働力人口の流出に歯止めをかけ、地域経済や中小企業の経営安定化にもつながります。

以上から、茨城地方最低賃金審議会で大幅な最賃の引き上げを求めて以下項目を要望いたします。

- 1. 最低賃金を速やかに時給1500円以上に引き上げること。
- 2. 最低賃金の地域間格差の是正と全国一律での最低賃金制を政府に求めること。
- 3. 審議の透明性・実効性を高めるため、審議会および専門部会は全面公開で行うこと。労働者代表 委員はさまざまな職種や雇用形態の労働者からなる組合等から選出すること。
- 4. 最低賃金の引き上げで中小企業が窮地に陥ることがないよう、事業所の経営と雇用を維持するために、設備投資等を行った事業所への業務改善助成金に加え、税金や社会保険料の企業負担への軽減策など、支援策を実行するよう政府に求めること。

以上



資料 26

本県最低賃金の改正について

本県の持続的な経済成長のためには、企業の生産性向上の成果を働く人に 分配することで、賃金の上昇、消費の拡大という好循環を生み出し、企業の 収益の拡大をさらなる賃上げや設備投資につなげるよう、県内労働者の賃金 の底上げを図ることが重要であります。

しかしながら、本県の最低賃金は、経済実態が正確に反映されているとはいえず、本県の経済指標は全国9位である一方、最低賃金の額は15位と乖離が生じております。

また、栃木県など他県との最低賃金の格差は依然として解消しておらず、人材確保の観点からも格差の是正は、早期に解決すべき大きな課題であると認識しております。

こうした状況を踏まえ、県では本年6月、厚生労働省副大臣に対し、最低 賃金の引上げと引上げによる影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援 強化について強く要請を行い、副大臣からは政務の方々が中心となって取り 組むと、ご発言をいただいたところであります。

最低賃金は、シングルマザーなど弱い立場の女性就労者の生活や少子化対策、さらには地方への人口移動を促すための対策にも関わる非常に重要な問題であることから、積極的に賃金水準の底上げを図る必要があります。

つきましては、最低賃金額の決定にあたっては、本県の経済実態を反映するとともに、栃木県をはじめ近隣県との地域間格差の是正に向け、中央最低賃金審議会が提示した目安額を大きく上回る積極的な引上げが行われますようお願いいたします。

あわせて、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を 図るとともに、最低賃金引上げにより経営に影響を受ける中小企業・小規模 事業者に対しては、業務改善助成金など各種支援措置の実施及び積極的な周 知について、引き続き、ご配慮いただきますようお願いいたします。

2024年7月29日

茨城労働局長 澤口 浩司 殿



茨城県知事 大井川

